



* 0 0 5 4 1 2 3 0 0 0 *

2

0054123-000

384.5-Sa377n-(2)

日本遊戯史

酒井欣・著

建設社

再版

1935

AIB

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法
第67条の規定に基づき、平成12年3月23日
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

幼童を抱び
の成とらけ

娘
ボラアはりん
長ねんがわりの
くく大まま

アアアアア
アアアアア

おき大あ
おねん

アアアアア
アアアアア
アアアアア
アアアアア
アアアアア
アアアアア



アアア
アアア
アアア

九平

アアア
アアア
アアア

アアア
アアア

九平

アアア
アアア

EH 5P 31

45p-31

酒井欣著
日本遊戯史

東京建設社刊行

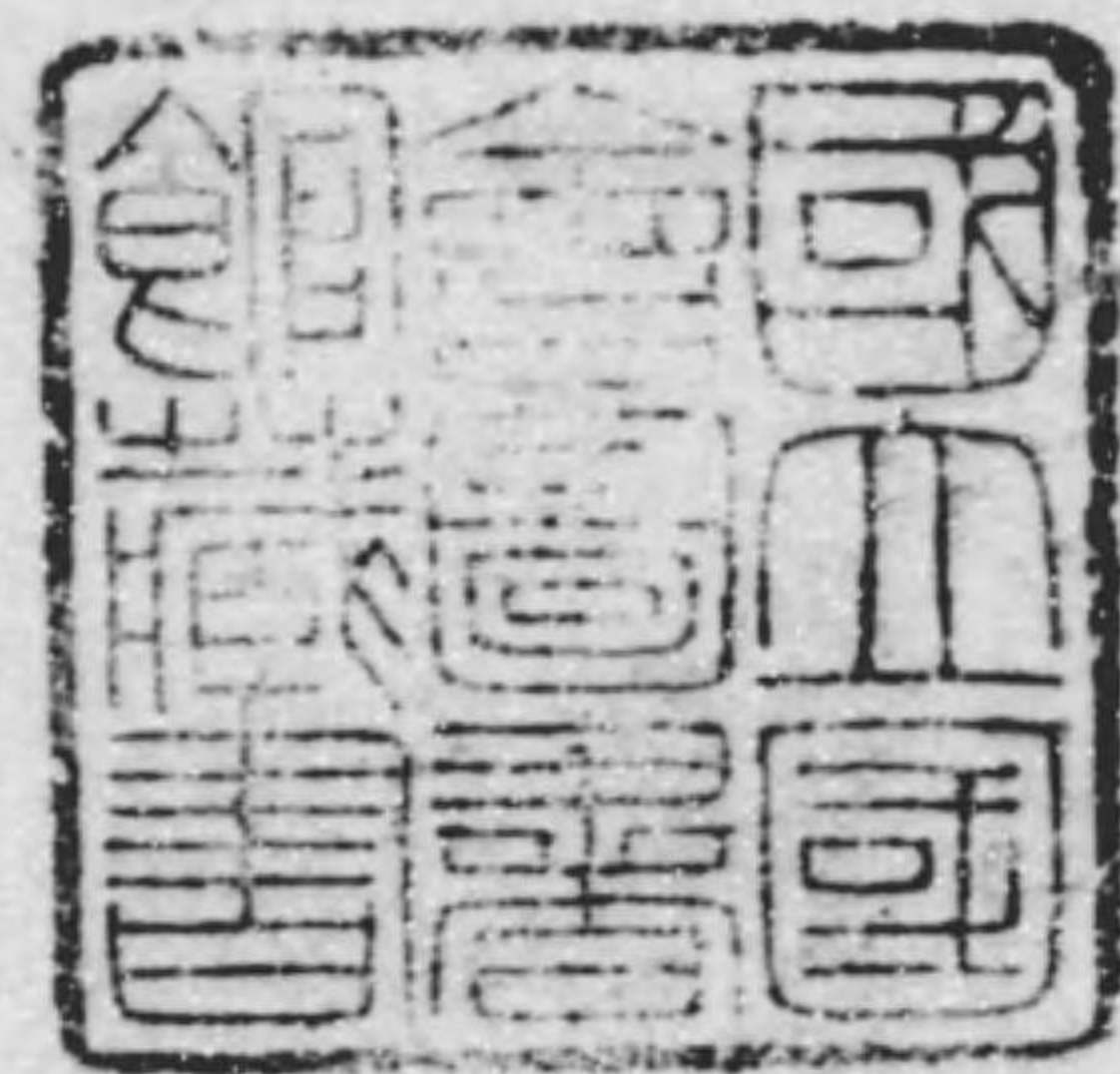
384.5 Sa 377 (2)

3

序

遊戯と云つても対象者は強ち子供に限られた譯がない。子供に遊戯があると同様に大人にも亦遊戯は存在する。が併し、子供と大人とは遊戯に對する觀念が根本から相違してゐて、子供の所謂遊戯はその生活の全部であり、大人の稱する遊戯は單なる娛樂か慰安かの範圍を出てゐない。而も、子供の遊戯は彼等自身の住む世界を知つて行く唯一無二の教師なのである。彼らは遊ぶ場合に斯くして社會を知らうとするのではなく、遊戯と云ふものの中に實際の成人社會の機構を教へられて行くのである。勿論其處には意識的のものがない。ただ遊戯の中に躍る生活慾が満たされればよいのである。所が大人の場合には、遊戯が自分自身の生活の爲に存在しないので、子供に於ける遊戯の如く必ずしもその存在は重要視されない。換言すれば敢て問題にはならないのである。

では、子供の遊戯の中には、いかなる形式が含まれてゐるか云へば、物をなす事を覺える慾望と、妄りにいろいろの作り事に耽る所謂好奇心との、二つの形式が要素となつてゐる。もう少し具體的に云ふと、何でも覺え



263009

たがる形式と、自分から作つた事をいろいろと考へて見る形式とである。前者の場合は更めて云はないが、後者の妄想的傾向に就てはこんな實例までもある。それは、或る仲秋の夜、その晩は美しい月であつたが、縁側にはその月に供へるため團子や栗やらが三寶に盛られてあつた。即ちその月に供へる團子や栗が何を意味するかといふ所に子供の疑念があつた。これを大人の立場からすれば仲秋を賞でる象徴的觀念の外、敢て理由の如何を知る要を認めないが、子供に見れば、たださう云つた觀念で押し片付けられぬ所に、妄想的傾向の逞しさがある。其處で子供はその疑念を解かんと最も手近い親に對して説明を求めたのであつた。では、その親は一體如何なる答をしたであらうか。子供とお伽噺とを結びつけ、月の中に動くものを餅を搗いてゐる鬼とし、今にその鬼が下りて來て此のお團子を食べるの、とウツカリ云つて了つた。不用意と云へば云へるが、大人の作りさうな假空的なお伽噺で、子供の純真さを迎へるには十分でもあつた。が、子供はそのお伽噺に雀躍すると同時に妄想的の本能が擡頭し、鬼が月から下りて來て團子を食べるまではどうしても寝ないと、終に夜を徹したと云ふ飛んでもない結果になつたのであつた。これは明らかに子供の生活がシツカリ擱めなかつた親の輕率さにもよるが、それよりも子供の本能を押へつけて大人自身に接近させようとする事、つまり大人が子供の生活を誤つて認めてゐると云ふ事は否定すべくもない。ヤレ障子を破つたとか、ソレ墨を墨だらけにしたとか、表面に出た行爲のみを見て、子供がさうした事を悪いと意識してするか否かもたしかめないのが大人である。極端に云へば、障子を破るのも墨へいたづら書きするのも、子供の生活の一半と認めなければならぬ。大人から云ふ子供の所謂目にあまる悪戯——これは大人のいふ悪戯で、子供は決して悪い事をしたと自覺してゐるのではない。或る子供が進

行中の列車に向つて投石し、ガラス窓を破壊したので、捉へてその無法な行爲を詰責すると、その子供は持つて遊ぶやうな玩具がないからだと答へたと云ふ話がある。これは決して些細な市井の出來事として輕視されぬ問題で、大人にしてからも無聊に苦しめば自然悪い——と限らないまでも何かの欲求を起すに違ひない。それが子供の場合、善悪の見解がないのは當然の事ではなければならぬ。もし大人が自己の意識するものと同様、遊戯の解釋を慰安的、乃至娛樂的とすれば論はないが、子供の場合、遊戯はその全生命であつて見れば、その日常からこれに極度の壓迫を加へられる事は、大人がその生活を奪はれるのと同じやうな苦痛さへも覺える。即ち、遊戯に對する觀念的相違は、對象者の異なる事によつて、かくの如き二つの相反した個體の成立さを見てゐる。

然るに、遡つて、遊戯の發生とその過程を辿つて見ると、その凡てが單に大人と子供との觀念的相違によつて胚胎し、且つ發達したものでないので、遊戯そのものは頗る複雑性さへも帯びて來るのである。便宜上、遊戯の種類を大別すると

- (一) 大人の觀念によつて構成され、且つ發達せるもの。
- (二) 子供の觀念によつて構成され、且つ發達せるもの。
- (三) 大人の觀念によつて發生し、漸進的に子供の生活へ移れるもの。
- (四) 子供自身の發生を持ち乍ら、大人の觀念が發達したるために消滅せるもの。
- (五) 大人自身の發生を持ち乍ら、子供の觀念の擡頭によつて、對象者が二分され、個々に發達を見たるものと、かうなる。(一)の場合には子供の關聯を絕對に持たないので、これは(二)の場合の、大人の關聯を持たぬ

形式と全く同じであるが、(三)以降の諸形式に於ては遊戯と云ふものの本質が如何に複雑性を帯びてゐるかを示して餘りあるものがある。

如上の形式に例證を求めれば

- (一) 圍碁、將棊、盤雙六、物合、茶の場、挿花、聞香、盆石、蹴鞠、投壺、投扇
- (二) ままごと、穴一、鬼ごと、宿世焼、まはりまはりの小佛、橋の下の菖蒲、子をとるとろ、籠廻し、狐の窓、綾取、竹馬、目隠し、草履隠し
- (三) 追羽根、手鞠、追廻し、折端
- (四) 雑遊び、毬打、ふりふり、破魔弓、印地打、菖蒲打
- (五) 寶引、かるた遊び、風揚げ、花火、獨樂、拳

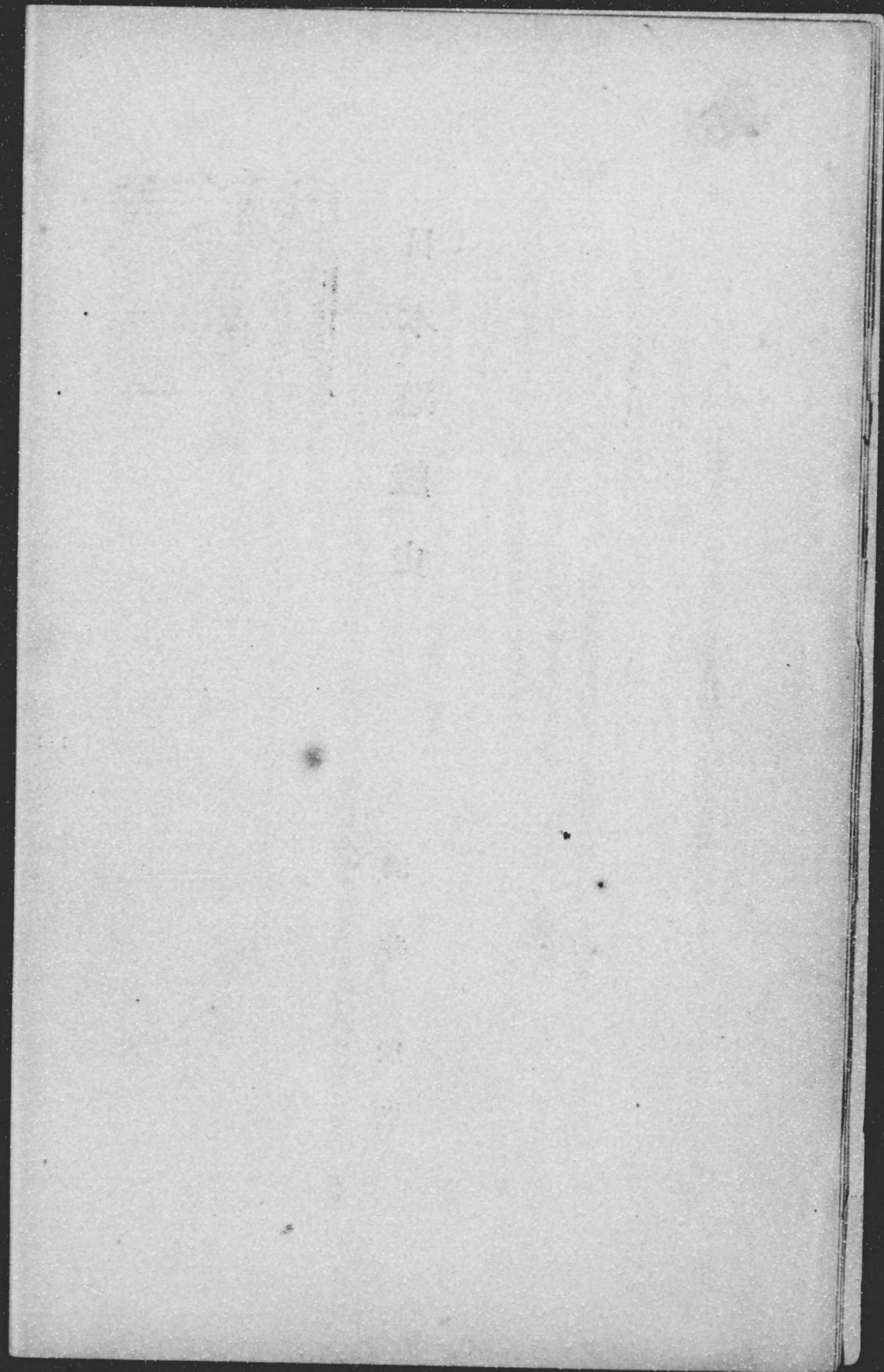
勿論これからは汎遊戯の一部を挙げたものに過ぎない。が、茲に洩れたものも凡て此の形式の内いづれかに屬するものである事は論を俟たない。

個々に就ての説明は今茲に、酒井欣氏のものする「日本遊戯史」がある。是は前述の遊戯に對し、それぞれの確な資料を擧げて検討した驚異的な名著であり、頗る微に入り細を穿つてゐる。我らまた何をか云はんやである。

有坂與太郎

日本遊戯史

酒井欣著



欠

MISSING



説

一 遊戯なる語は、これを狹義に解釋すれば、一定の方法に従つて興味ある運動をなすをいふにあるが、これを廣義に解せば、人類それ自身の消長に些かのかかはりなく、愉快なる感情と自發性とを根本的特質とし、これに反する欲望もしくは衝動感に超越せる人間本能の活動をいふにある。

この遊戯が人類の間に行はるる根本原因に就いては古來より、洋の東西を問はず、いく多の學究によつて高遠なる學説が發表されてゐる。いまその重なるものを擧げると、

1. 人類生活の一面性に對する補充上必要とする補充説。
2. 人類そのものの有害なる本能それ自體を消散せしむる爲めに行ふといふ淨化説。
3. 人類それ自身の勢力の餘剰になるといふ餘剰説。
4. 人類の成長せる後に必需なる總ての活動準備をなすといふ準備説。
5. 成人としての見地からみて、身心の休養をなすといふ休養説。

6. 人類が進化して今日に至つた道程にあつて、體現した遊戯的運動の慣習を踏襲せるといふ反復説。等で、各説その主張を異にしてゐるが、要するにこれ等の諸説のすべてが抱合されて人類に遊戯なるものが發祥したのであらう。さて遊戯そのものを人間の年齢別に分類すると、次のやうな項目に分類することが出来る。

1. 感覺的遊戯
2. 運動的遊戯

以上は主として幼兒時代に現はるる感覺機關、もしくは身體の要素的活動を主とする幼稚時代をさしてかく稱するのであつて、生誕後間もなき幼兒が自己の手足を無意識に、遊戯的衝動を満足せしめる目的によつて躍動させる。かくてその後臥床時代にはオシ、ブリの如きを與へて味覺を發達せしめ、チ・チチ・チアハハ等とあやして笑はしめ、次に聽覺を發達させる目的から、デンデン太鼓、ガラガラ等を以て音響に對する欲求を満し、ついで視覺の發達によつて、風車の如き色彩に富んだものを欲求するやうになり、徐徐に玩具意識の深めらるるに従ひ、その以前無意識に躍動させつあつた衝動は感覺の刺激から自覺的に行はるるやうになり、かくて歩行期に及びアンヨは上手などといひはやされつつ、基本的な身體運動を助長する必要から、これに伴ふ運動玩具が要求される事になる。

3. 模倣遊戯
4. 想像遊戯

以上は三歳くらゐから七、八歳くらゐまでの幼齡期をさしてかくいふのであつて、この年齢には手工もしくは

歌謡などが代表的遊戯とさるるほか、見たもの、觸れたもの、聞いたものの悉くを鑑賞し、想像し、模倣して遊び、つとめて構成的能力を養ふ時代であるから、特に環境の純化が必要とされる。かの孟子の母が、孟子の爲めに家を三度び遷へたといふ有名な話材は、この模倣、想像の時代である。

5. 個人的遊戯と競争遊戯

以上の内、三歳以上六歳以下の幼女は大抵個人的な自由遊戯、あねさま作り、きりぬき、積木等にいそしみ、七歳前後になつて共同遊戯、趨競、子をとろ子とろ、隠れん坊、追羽根突、手鞠などを行ふやうになる。従つて玩具を網羅せぬ遊戯史のあらう筈はないのであるが、本稿徳川氏時代に至り玩具の變遷を序せざるは、有坂與太郎氏の『日本玩具史』が、同一の建設社より上梓されてゐる爲め、あへて同氏に敬意を表し、玩具の稿をカットした次第である。

6. 團體遊戯と智的遊戯

以上は十二、三歳より十五、六歳くらゐの思春期以前の男女の間に行はるる遊戯で、文字鎖り、謎謎、繪判じ、雙六、藏鉤、盗人隠し、糶子立、骨牌等の想像力や推理力に富んだものが行はると同時に、好んで一時的もしくは持続的に團結して、戦ごっこ、印地、芝居ごっこ等が行はれるが、これ等は求めてあかざる知識慾の要求と、自己の啓發と、體力の伸長とを不知不識の間にいとみつつあるのである。

如上の如く、兒童や子女の場合は遊戯それ自身が生活であるに反し、大人の場合に行はるる遊戯は釣遊、放鷹、盆景、茶、香、將棋、拳、圍碁、楊弓等のほか博戯の末に至るまで、生活のよすがに娛樂としていとなまるるの

であるから、子供の遊戯の如く純真ではありえない。然るを世人は往往大人が稚愚な態度をとつた場合、これを自して「兒戯に類する」などと輕侮してゐる向きがあるが、これは兒童や子女の生活そのものを認識せざるもの謂で、認識不足より生じた迷言である。

さて遊戯の教育的價値は頗る高遠であつて、洋の東西を問はず、いく多の學究によつて檢討、批判され、教材の一種として、遊戯と共に教授する遊戯的方法なるものも説述されてゐる。その主なる人人はヴント、モンテッソーネ、フエヌロン、バゼドウ、カンペ、トラップ、フレイベル等で、これ等の學究の説を綜合すると、一般に遊戯によつて、觀察力、判斷力、注意力の集中、要點の把握等をなすと同時に、公明正大の風を涵養し、勇氣に富ましめ、且つ努力的、協調的ならしめ、さらに自他の權益を尊重し、規則を遵守し、かたがた無聊を慰め、無爲を醫し、徒然なるあまりとかく不善な行爲に駛り勝ちなるを避けしむるのみならず、その愉悅きはまる趣味によつて精神的慰安ともなり、休養ともなり、また身體の發育に資し、健康を増進し、動作を敏活ならしむることとなるが、遊戯には善不善があつて、その選擇を誤ると却つてこれに茶毒される憂ひがあるばかりか、如何なる善戲といへども、これに惑溺耽面するにつひには身を溺らす憂ひがあるので、この點十分留意すべきであると思ふ。

二 日本の遊戯史は、日本の國內に於いていとなまれたる遊戯の變遷を序するを以て本來の使命とするはいふまでもない。しかしわが國の上代の文化が主として外來文化の啓發に負ふところが多大だつたので、その影響をうけたものは勢ひ筆をそこに及ぼさざるをえないのは止むをえざる事と思ふ。

三 遊戯史は一般國史の如く表面に表はれたる事物その物の變遷を序するに止まらず、人類の文化の推移を知

る爲めに絶大なる寄與となる點に於いて、他の國史と對比して決して遜色なきものであるばかりか、風俗史上に絶大なる寄與をなすものと思ふ。

四 次に遊戯史を如何に區分すべきかが問題であるが、遊戯は一般藝術のそれの如く政權の移動により多少の變遷を伴ふものであるから、これを普通行はるる歴史の區分法いはゆる政權の移動せる所在地、奈良朝時代、平安朝時代、鎌倉時代、室町時代、徳川時代の五期に區別し以てその榮枯盛衰を序すべきが妥當であると思ふ。

- 第一期 奈良朝時代 上古史
- 第二期 平安朝時代 中古史
- 第三期 鎌倉時代 近古史
- 第四期 室町時代 近古史
- 第五期 徳川家時代 近代史

以上の内、第一期は元明天皇の和銅三年三月平城遷都より聖武天皇を中心とせる、元明、元正、聖武、孝謙、淳仁、稱徳、光仁の七代いはゆる佛教文化に依つて總ての文化が啓發せられたる七十五年間を上古史となし、第二期は延暦六年三月桓武天皇の平安宮遷都より、藤原氏の榮華に代つた平氏の一族が擧つて壽永三年の秋、壇ノ浦の浪の藻屑となり、多感極りなき一大衰史を醸せる四〇三年間を中古史となし、第三期と第四期とは、治承四年源頼朝が鎌倉に幕府を設置せるより、元弘三年五月新田義貞の爲め北條高時が葛西谷の東勝寺に於いて自刃し、再び王政復古をみたる建武の中興を中心とし、足利尊氏室町の第に政廳を移し、その後微弱ながら、よく十三代

の命脈を保ち、天正元年七月足利義昭、織田信長に幽閉さるるまでの前後百七十二年間を近古史とし、第五期を慶長十八年徳川家康江戸入府以來ここを本據として築城せる以降、王政維新に至る二百五十五年間を近代史となし、以て前後一千二百五十餘年間に互る遊戯の變遷を序する方便としよう。

第一編 上古史 奈良朝時代

第一章 時代概説

文武天皇崩後、皇太子首皇子は幼齡であらせられたので、茲に於いて天皇の御生母元明天皇が即位され、第四十三代の皇統を嗣がせらるる事となつた。即位の翌年武藏國秩父郡より銅を獻ぜられたので、帝大いにこれを嘉詔され和銅と改元された。その年催鑄錢司を置いて錢を鑄さしめ、八月に至つて初めて銅錢（和銅開珎）が行はれ、物物交換にかゆるに錢を以て物價購賣の資となす定めとされた。しかし時人は米穀を以て物物交換に慣れてゐた爲め錢貨の價値を知らぬ者が多かつたので、四年新たに蓄錢敘位法を令して從六位以下にして錢十貫文を貯蓄せる者には位一階を進め、二十貫以上には位二階を進め、初位以下の者は五貫毎に一階を進め、初位が進んで從八位下に至るに及び十貫を以て入限とし、正六位以下十餘貫を貯へたる者には臨時に勅を聽かしめ、無位は七貫、白丁は十貫を以て入限とされた。

當期の特徴は貨幣の鑄造に次いで遷都の行はれた事であつた。神武天皇が橿原に帝都を奠めたまひたる以來、

歴代即位毎に屢々遷都し給ふ例となつてゐた。それは上古の習俗として死人の穢れを忌む故ともいひ、また皇子は大抵里方に於いて成長されるのと、即位されると同時に皇居も亦遷るといふ二説があるが、要するに上古の風習として總てが簡易であり素樸であつたので、宮殿の如きも假りのいとなみであらせられた爲め、遷都の事もさまでの苦痛とされず至極容易に行はれたのであらう。しかし元明天皇時代に至り海外の交通漸く頻繁となり、加ふるに文化の進歩著しく國運の隆昌をみるに至つて、それまでの簡易なる宮殿ではものたらなさが觀じられるやうになつた。都城の壯麗廣闊なるは威信の爲めにも必要であつた。そこで和銅元年二月、平城遷都の詔が發せられ、その年九月には造平官司を置かれて阿部宿奈麻呂、多治比池守の二人を都城造營の長官として經營を急がしめ、三年三月工成つて初めて平城に遷都された。皇居は總て唐制にならひ左京、右京に分ち坊條の制を定めた。中央には朱雀大路を通じ兩京各一條より九條に分ち、宮殿、邸宅を設けたるほか、古風の板屋、草舎を廢して全部瓦葺とし頓みに面目を一新した。かくて元正、聖武、孝謙、淳仁、稱徳、光仁の七代七十五年間いはゆる奈良朝の盛事をみるに至つた。

青によし平城の都は咲く花の

匂ふがごとくいま盛りなり

太宰少貳老朝臣をして、奈良朝の文化を櫻花の瀾漫たる豊かさにとへ、恍惚として讚嘆せしめたる奈良朝の盛時は、奈良朝そのものが直接もたらした繁榮ではなく、聖徳太子時代よりの佛教文化の東漸と、その後の海外交通による唐文化の移入とを以て花蕾を一時に結んだ文化なのであつた。

佛教が公然と日本に移入されたのは欽明天皇の十三年十月十二日だつた。

此法、諸法中の最殊勝、解し難く入り難きも而も能く信すれば無量無邊の福德果報を生じて無上の菩提を成し辨ふ。譬へば人の隨喜の寶を懐いて順用する所に遂ひ盡く法の依なるが如し。

以上の表文にそふるに端嚴なる佛像と經文とをもつてした。當時の日本人は單純なる敬神思想いはゆる神惟の道のみにより眼前の災禍を禳ひ福を希ふに過ぎなかつたので、佛教が一度もたらさるやこれに眩惑を覺えない者はなかつた。しかしその反面にあつて守舊派の廷臣達は佛教を拜し經文を誦するを以て、あだし神に仕ふる非禮無禮の行爲と考へられたので、屢々建言し寺院を燒却し佛像を毀ち、經文を流す等迫害を蒙らざるなき暴虐が繰り返された。當然の歸結として、朝廷に於ける二大勢力、排佛家の物部守屋と蘇我馬子の一黨とは相反目せる權勢上の唾み合ひより惹いて信仰上の争闘に移る事となり、兩派の確執は日を逐つて深められた結果、用明天皇の二年秋七月、神佛兩派の争闘は白熱化し、遂に蘇我、物部兩氏の争闘は露はなる戰爭行爲に據つて訴へらる事となつた。物部守屋が稻城の城に據つて謀叛した時、夙に崇佛家の蘇我氏と結べる厩戸皇子は年齢漸く十五歳でゐらせられたが、馬子の軍に従つて稻城の城を攻めらる事となつた。しかし守舊派の鋒鏑頗る強く三度退軍する餘儀なざとなつた。そこで太子は新たに戰勝を佛に祈念され白膠木を以て四天王の像を刻み、之を兜の中に納め頂髪に頂いて進軍し給ひ、つひに守屋を誅し戰勝を納められたので、宗佛派の勢力は朝廷に於いても民間に於いても頗る雄大となつたのに反し、守舊派は漸次その暴虐なる鋒鏑を收めて、つひに求進派一黨の天下觀が現出さるるに至つた。後年大阪の玉造に四天王寺の建立をみたのは太子の念願のあらはれに過ないのであつた。

太子は用明天皇の御子にして、母を穴穗部間人皇女といひ、敏達天皇の二年皇女が禁中を巡つて馬宮に至らせ給ひたるみぎり、厩戸にあつて降誕あそばされたるに因み厩戸皇子と御命名された。太子生れてよく物を言ひ年齡漸く長するに及んで一時に十人の訟を聽いて善惡を裁斷するに少しの錯誤もなかつたので、時人は豊聰ノ耳命と呼んだ。つとに佛典を高麗の僧惠慈に學び、儒學を覺哥に修め、修道にも亦一段の鍛鍊があらせられたので、用明帝頗る太子を鍾愛し、常に宮南の上殿に居らしめ給しより、上宮太子ともいはれた。かくて推古帝の元年四月皇太子となつて高麗を擧行され、九年斑鳩寺を建立し、十一年大桶及び輶を造り、十二月冠位十二階（大德、小德、大仁、小仁、大禮、小禮、大信、小信、大義、小義、大智、小智）が定められ、翌く十二年有名なる權法十七條が發布された。

一曰。以レ和爲レ貴。無レ忤爲レ宗。人皆有レ黨。亦少レ達者。是以或不順君父、乍違ニ干隣里、然上和下睦、諧ニ於論事、則事理自通、何事不レ成。

二曰。篤敬ニ三寶、三寶者、佛、法、僧也。則四生之終歸、萬國之極宗、何世何人、非レ貴ニ此法、人鮮ニ尤惡、能教從レ之、其不レ歸ニ三寶、何以直レ枉。

三曰。承レ詔必謹、君則天也。臣則地也。天覆地載、四時順行、萬氣得レ通、地欲覆レ天、則致レ壤耳。是以君言臣承、上行下靡、故承レ詔必慎、不レ諾自敗。

四曰。群卿百寮、以レ禮爲レ本、其治レ民之本、要在乎禮、上不レ禮下不レ齊、下無レ禮必有レ罪。是以君臣有レ禮、位次不レ亂、百姓有レ禮國家自治。

五曰。絶レ養棄レ慈、明辨ニ訴訟、其百姓之訟、一日千事、一日尙爾、況乎累レ歲、頃治レ訟者、得利爲レ常、見レ賄聽レ獄、便有レ財之訟、如ニ石投レ水、乏者之訟、似ニ水於投レ石、是以貧民則不レ知ニ所用。臣道亦於レ焉闕。

六曰。懲レ惡勸レ善、古之良典、是以無レ匿ニ人善、見レ惡必匡、其詭詐者、則爲レ覆ニ國家之利器、爲レ絶ニ人民、鉞劍、亦佞媚者、對レ上則好說ニ下過、逢レ下則誹ニ謗上失。其如此人、皆無レ忠於君、無レ仁於民、是大亂之本也。

七曰。人各有レ任、常宜不レ濫、其賢者任レ官、頌音則起。奸者有レ官、禍亂則繁、世少ニ生知、尅念作レ聖、事無ニ大小、得レ人必治、時無ニ急緩、遇レ賢自寬、因此國家永久、社稷勿レ危、故古聖王、爲レ官以求レ人、爲レ人不レ求レ官。

八曰。群卿百寮、早朝晏退、公事靡レ怠、終日難レ盡、是以遲朝、不レ違ニ干急、早退必事不レ盡。

九曰。信是義本、每レ事有レ信、其善惡成敗、要在乎信、君臣共信、何事不レ成、群臣無レ信、萬事悉敗。

十曰。絶レ念棄レ瞋、不怒ニ人違、人皆有レ心、心各有レ執、彼是則我非、我是則彼罪、彼必非レ聖、彼必非レ愚、共是凡夫耳、是非之理誰能可レ定。相共賢愚、如ニ環無レ端、是以彼人雖レ瞋、還恐ニ我失、我獨雖レ有、從ニ衆同舉。

十一曰。明ニ察功過、賞罰必當、日者賞不レ在レ功。罰不レ在レ罪。執レ事群卿、宜明ニ賞罰。

十二曰。國司國造、勿レ斂ニ百姓、國靡ニ二君、民無ニ兩主、率土兆民、以レ王爲レ主、所在官司、皆是王臣、何敢與レ公賦ニ斂百姓。

十三曰。諸任レ官者、同知ニ職掌、或疾或使、有レ闕ニ於事、然得レ知之日、和如ニ會識、其以レ非ニ與聞、無レ妨ニ公務。

十四曰。群卿百寮、無レ有ニ嫉妬、我既嫉レ人、人亦嫉レ我、嫉妬之患、不レ知ニ其極、所以智勝ニ於己、則不レ悅、才優ニ於己、則嫉妬、是以五百歲之後、乃令レ遇レ賢、千載以難レ待ニ一聖、不レ得レ賢聖、何以治國。

十五日。背私向公、是臣之道矣、凡人私必有恨、有憾必非同、非同則以私妨公、憾起則遠制宮法、故初章云、上下和諧、其亦是情歟。

十六日。使民以時、古之良典、故冬月有間以可使民、從春至秋、農桑之節、不可使民、其不農何食、不桑何服。

十七日。大事不可獨斷、必與衆宜論、小事是輕、不可必衆、唯遠論大事、若疑有失、故與衆相辨、辭則得理。

以上は主として上下の和睦なるを説き、加ふるに宗教の必要を以てし、次に忠孝を説き禮節の素ならざるを訓へ、訴訟の公明なるを期し、そふるに勸善懲惡を以てせられ、各分を守り、職を盡し、信を守り、怒りを斷ち、功罪を明かにし、卑しくも妬心を抱かず、下萬民を辱すして、任を守り、私心を藏せずして衆民をいたはり、總てを衆議に諮れとの訓示だつた。これ權法といはんより寧ろ道德的訓誥的教訓といふべきであらう。しかしかく忠君愛國の感念を強調された一面には三寶(佛、神、儒)合一の力を根柢として以て當時の人心を收攬し、西方文物の移入をはかり、これを消化して文化の高揚に資せんとはかられたのであつた。太子の期待は從來の如く三韓を経て間接に支那の文化を移入するだけでは到底満足しえなかつた。直接隋朝に使を派して支那の文物を移入せんと企圖から、推古帝の十五年七月小野妹子に鞍作福利を副へて隋に送り、十六年妹子等が隋使裴世清以下十二人を伴つて歸國するや、朝廷にては難波の吉士雄成を遣はして、裴世清等を召し、新館を難波の高麗館の上に乗つてこれに居らしめ接待された。九月に隋使が歸朝するにあつて學生倭直福因、奈羅譯語惠明、高向漢人

玄人のほか學問僧南淵漢人請安ほか八名を副へて隋に留學せしめた。これ隋唐文化が我が國に移入さるる嚆矢であつた。かくて佛教の文化の興隆とまつて建築、繪畫、織縫、刺繍なども異常の進歩をみるに至つた。就中日本畫の定形をえたのは、太子が畫師の職を置いて寺院の佛像を盛んに畫かしたのに起因したのである。次いで天智天皇の朝に唐使の來朝があつて以來、歷朝遣唐使を派遣したので唐使も亦しばしば來朝した。文武天皇の朝には栗田の真人をして唐朝に派遣し、則天武后をして真人の儀容閑雅なる上、進退居作まことに度あるをみて驚歎せしめたといふ。さらに元正天皇の養老元年には遣唐使として多治比縣守、副使藤原宇合のほか學生阿部仲磨、吉備眞備等が派遣された。天平七年眞備が經史並に群藝を收めて歸朝せる以來、わが國の文化は唐文化の謳歌時代となつた。従つて遊戯の如きも、隋唐文化の移入になるものが歴代的勢力を占むるに至つた。蹴鞠、雙六、圍碁、打毬、競渡、香の如きは何れも隋唐文化の移入になるものであつた。唯だ放鷹のみは仁徳天皇の朝阿弭古が鷹を捕へて、天皇に獻じたるを、天皇酒公に命じてこれに足緒を著け、雉を捕らしめしを以て放鷹の始原となすにあるから、鷹のみは純國産のものであるといひうるのであるが、當時の日本人は、鷹を放つて鳥を捕る放鷹術を全然知悉してゐなかつたので、高麗より來れる酒公に命じて、初めて鷹をもつて鳥を捕るといふ遊法が行はれ、わが國の狩獵法を劃期的ならしめたのであつた。かく觀じ來る時、隋唐もしくは高麗等の文化の餘慶にあづからぬものは實に皆無なることを思へば、他の文化は推して知るべきであらう。

第二章 放鷹

第一節 放鷹の起原

狩獵や漁獵は全世界の原始民族の間にも等しく行はれたもので、寧ろ遊獵といふよりは生活の爲めであつた。日本に於ける漁獵もしくは狩獵の事は八重言代主神が鳥遊取魚し給ひし事が初見で、これ鳥を狩り魚を捕りし濫觴である。又火闌降命と其弟産火々出見命とがかたみ交りに海の幸と山の幸とをかへ給ひし事實によれば、漁獵、狩獵が並び行はれてゐたのは因みえぬ事實であつた。と同時に鷓鴣を用ひて魚を捕る事も神代すで行はれつつあつた。『古事記』神武の御歌に、志麻都登里、宇加比賀登母伊麻須氣爾許泥とある。しかしそれ等の守舊的狩獵法から脱して、鷹を用ひて鳥を捕るといふ革新にして革新的な遊獵の行はれたのは、日本に於いては西紀三五年に始まるといはれる。これは日本の狩獵法を明かに劃期的ならしめたものであつた。この放鷹による趣味はいかにも斬新であり、革新的であるので、當時の人士は頗る好奇心をそそられたと同時に、好獵性に富む國民性と全く合致したので、よし佛法いふところの殺生戒と背反するとしても、確かに迎合されたに異ひなかつた。さ

れば一度放鷹法が創見されて以來、昭和の今日に至るも尙ほ廢滅をみず、永續性を持續しつつあるのはまことにゆゑあることといはねばならない。

鷹を放つて鳥を捕るを往古は鷹狩といつた。これを放鷹と稱するに至つたのは『續日本後紀』に、養老五年七月庚午元正天皇詔曰(中略)宜其放鷹司狗(中略)悉本處令遂其性。とあるのであるといふ。しかし春の狩を朝鷹狩といひ、夏の狩を認め狩、秋の狩を小鷹狩、冬の狩を鷹狩といつた。

『紀の貫之集』に、

秋の野に狩ぞ暮れぬる女郎花

こよひばかりのやどもかさなん

とあるは、小鷹狩をした折の歌である。又

『同集』三に、

霜枯れになりにし宿と知らねばや

はかなく人の狩にきつらん

とあるは、大鷹狩せし折の歌であつて、我が朝の古代の鷹狩は小鳥雉に限られてゐた。大鳥を捕らしめるやうになつたのは中古以降の事であつた。ところで當時鷹狩に用ゐられた鷹は如何なる種類であつたかといふに、『古事記』垂仁天皇記の條に大鷲(オホタカ)の名がみえてゐるほどであるから、鷲(オホタカ)が用ひられてゐた

大以歸_レ帝都、天皇賞_レ之、以賜_レ采邑、至今以_レ指呼_レ爲_レ業者皆傳_レ自_レ政賴_レ下略

と、兩説鷹を高麗より傳來せるものと主張してゐるが、『古事記』には、垂仁天皇の朝本牟和氣御子が、山邊の大鶴をつかはして鶴を捕らしめた事がみえてゐるから、仁徳天皇の御代に先立つ二百八十餘年以前には日本に存在してゐたのは事實で、すくなくも鷹は『日本書紀』の所説せる如く日本の山野に自生してゐたのであつて、その後『養鷹記』にいへる如く、魔法の渡來と共に高麗より良種の移入をみたのであらう。

餘事はさておき、仁徳帝が依網屯倉阿弭古に鷹を調養せしめ、四十三年庚子に鷹甘部を設置されたのをみれば、爾來鷹甘部が鷹に關する管掌を司どつてゐたのであらうが、しかしそれがいかなる管制であつたかは付度の限りでない。後年文武天皇が大寶の律令を制定さるるに至り、兵部省の管掌下に主鷹司を置いて兵部省の管掌とし、正一人、令史一人、使部六人、直丁一人となし、その下に鷹戸數人を直屬せしめられたのをみれば、仁徳天皇の朝に設置された鷹甘部は、此の時に至つて初めて整備するに至つたのであらう。かくてその後元正帝の時代、これに放鷹の稱を與へらるるに至つたのであつたが、聖武天皇の時代に至つて放鷹は禁斷された。

『續日本紀』に、

神龜五年八月詔曰。朕有所_レ思、比日之間、不_レ欲養_レ鷹、如_レ有_レ違者、科_レ違勅之罪、布_レ告天下、咸令_レ聞知。

とあるから、放鷹司も亦當然廢止されたのであらう。聖武天皇は恭虔の嚴しき事において歷朝その比をみざる叙主であらせられた。帝は夙に佛教に歸依するところ深く、その御一代に七寺と五十一院の寺院を建立されたほ

か、奈良大佛の鑄像の詔勅を發布されたほどであるから、かかる禁令の發布に際しても身自ら殘虐なる狩獵竝に鷹の飼養を禁じられ、而してのち衆をして殺生を禁斷されたのであつた。

その後いくばくもなく放鷹は復活したが、天平寶字八年十月甲戌に稱徳天皇の詔に依つて、鷹竝狗・鶴を養ひ、もつて田獵をなす事を天下に觸れて禁斷された。さらに『類聚三代格』によれば、寶龜四年正月十六日、光仁天皇の朝、太政官符をもつて五畿内竝に七道諸國に鷹竝鶴の飼養が禁ぜられ、延暦十四年三月には桓武帝の詔勅によつて新たに鷹の飼養が禁ぜられ、同二十三年十月甲子、再度の詔勅を以て鷹の飼養が禁ぜられた。

『日本後紀』十二に、

延暦廿三年十月甲子、勅私養_レ鷹鶴、禁制已久、如_レ聞、臣民多_レ著、遊獵無_レ度、故違_レ綸言、深合_レ罪責、宜_レ嚴禁、斷勿_レ令_レ重犯、但_レ三王臣、聽_レ養有_レ差、仍賜_レ印書、以爲_レ明驗、自餘_レ養、將_レ眞_レ重科、其印書外過_レ數者、捉_レ臂_レ鷹人、進上、自餘_レ王臣五位已上、錄_レ名言上、六位已下及臂_レ鷹人、竝依_レ法禁固、科_レ違勅罪、違_レ使搜檢、如_レ有_レ違犯、國郡官司、亦與_レ同罪。

とあるのは、いづれも鷹を私養し、遊獵にすぎみ弊害また百出せる結果であつた。禁令事項はこのほか大同三年、貞觀元年、同八年、延久四年、大治元年、建久六年、建曆三年、寛元三年、文應二年、文永三年に發布される『類聚三代格』、『三代實錄』、『延喜式』、『百練抄』、『吾妻鑑』等に記載されてゐるのをみると、桓武帝以降歷代を通じて鷹の私養は制禁されてゐたといつても決して過言ではないといへよう。

然るに此の禁令の裏面に於いて朝廷に於ける放鷹の例は、仁徳天皇が百々舌野に於ける鷹狩を始めとしほとん

ど毎舉にいとまないほどであつた。

『續日本後紀』三十七

延暦二年十月戊午、行幸交野、放鷹遊獵。

『同書』三十九

延暦六年十月丙申、天皇行幸交野、放鷹遊獵。

と『日本後紀』に再度の放鷹記録が残されてゐるほか、桓武帝の御一代に百十餘回の田獵記録を有さるので、仁徳帝時代には僅に鷹の禁野は百々舌野だけであつたのが、當代には河内の交野を始めとして、大野原、水生野、北野、栗前野、登鞆野、柏原野、栗栖野、葛野、瑞野、芹川野、陶野、北岡、水雄野、西野、栗倉野、靈前野、山階野、紫野等の禁野が設けられたほどであるから、如何に天皇が放鷹に興趣を覚えさせられてゐたかは想像に難くないと思ふ。仄聞するに天皇は自ら南殿の帳中において親しく鷹を拳に据ゑられたといふ。また嵯峨天皇は桓武帝に遜色なき御執心を有され、弘仁の頃放鷹司を復活され、鷹飼三十人、犬三十疋とし鷹養戸を大和、河内、攝津の三箇國に分置されたほか、その御一代に七十數回の放鷹記録を有さるばかりでなく、『新修鷹經』三卷を撰ばしめられて、これを海内に普及あそばされたほどの御熱心さであつたといふから、私人の鷹の私養が禁斷された裏面にあつて、放鷹は全く朝廷の管掌に属したのであつた。

而も嵯峨天皇によつて撰ばれた『新修鷹經』三卷は、後世鷹法の龜鑑とされ重視されたものであるから、次にそれを参考の爲め掲記することとしよう。

『新修鷹經』序

夫鷹者俊鳥也、稟瑤光之精氣、生鍾岱之增巢、體材自天、雄姿邈世、春花爲鳩仁也。秋至行戮義也、食不忘先敬也、誅不避強勇也、動無遠而不覺、物有形而盡見智也。成君子之娛樂、助庖饌之宰穴、以彼一物、兼茲衆美、雖同族於羽毛、固殊慧而拔萃、故孫行人喻忠猛於前、支遁林賞神俊於後、朕每因務隙、不廢翫好、愛其隨指授、以應機、任馴擾、以效力、豈同魯侯之鶴徒費稻粱、衛君之鶴空御華軒哉、若妖壽快性定有相法、調養瘳治非無厥術、所以斟酌古今、隨類甄別、懼覽之者未詳、重復示以圖像、勤成三卷、名曰新修鷹經、斯事雖細、可喻大、凡厥來者、得以觀焉。

上

凡良鷹體者、欲得魁岩、大者威能峻鳥、遠而視之、小者所陵也。遠而視之、毛羽如多、近而視之、毛羽似少、骨肉還多、前者有胸腹、無羽翼、譬如軒、後者以羽翼、裏身體、撓如輕擊、格上、轉之時、翥翥向上爲佳、若翥翥向下、以肩摩首體、是不謂良鷹也。

凡醜鷹體者、頭小而尖、曠子小露、目後溝穴、而近頂、鼻孔窄而鳴聲不美、嘴小而仰、頸細而撓、或如曲鉤、一翼節骨小、翼羽短曲、世號曰腋羽、起出覆羽亂、起出腰細弱、尾本細末廣、髀短脛細長、兩肘相薄、兩脚離懸、有二於此、是謂醜鷹也。

凡鷹仰體俯腰低、雖低不弱也。是謂三段鷹也。

凡鷹體如莖菁根、上下毛羽俱短如剪、是謂莖菁鷹也、如此之徒、鳥若近起則捉、不能遠逐。

凡鷹脰短、肘骨屈曲而腰剛、是謂鳧居鷹也、古人為良、今則不可也。

凡鷹者、欲大而守靜、頂平中高、口領俱大、擊擊之時、頸正與格轄相當、如此之徒、有快武心也。

凡目者、欲離、勢稍近後、淺深小大、與體相稱、眼光清利如明星、靜而不轉、視物如對、鼻後眼前溝深、隨高、檐高而透、如此之徒、情不轉移、能捉大物、而亦為壽也、故幽明錄曰、楚王之鷹、方軒頸澄目、遠瞻雲際、欲下鵬雛也。

凡鼻者、欲穴大息細緩、而且吻不輒開、愁毛不起愁毛者、突金後毛是也此乃壽相、亦鳴聲響高。

凡背者、欲本體末細黑而潤澤、上勢似鵝、吻上狹下大、下背直而廣闊、若曲撓者、上平則龜懼、或垂出者、並為醜拙、但放時不驚情也。

凡頸者、欲長短與體相稱、其上隆起如卵子、偏長者、不得通飛樹中、偏短者、此似鷹非真鷹也。

凡肩者、欲剛厚、二翼節骨薄而高指、與肩俱薄、一翼節骨大而高、肩與一翼節骨間、隆起相經、此乃迅飛、不在於斯、則羽相不合、猶不廢、少飛、縱肩羽有相、頸目遠理者、為體重也。

凡胸腹者、欲廣大溢出、雖有肥瘦、不變恆體、骨長而肚廣腹大、此乃為壽、骨短而腹大者飢易、但短命也、骨長而腹小者飢難矣、能其去就、然後可放、凡背者、欲有溝穴。

凡翼羽者、欲長直如鳩羽、側置尾上、羽次疎薄、末少平可、腋羽、覆羽、重錢羽、皆相薄覆如約著、羽葉厚勁、羽幹如甲、不嫌廣狹、雖有此、肩相遠者為體重也、羽轉方面羽次密者好、為逆羽者、亦體鈍也、又凌風羽欲正附翼、如有如無、或曲附者自然揚出、此為醜也。

凡尾者、欲本末俱、而強直或曰越逸也承尾柔細、而饒密如白綿、尾魁而如甲、其箭像則像尾者、不關吉凶、或曰、箭像尾者良揚、推而論不必吉也、尾轉屈舉、而本體末細者、不耐迅飛、加以每送年彌拙耳。

凡毛者、欲剛密鮮淨、故傅玄蜀都賦曰、青體素羽取其淨、又鷹賦曰、頸翻二六機速、體輕取毛堅、背上有光、頂面毛潔著、此壽之相也、胸腹斑毛欲廣大、但老鷹者、若斑文關耳不廢。

凡骨者、欲孔大俗號為最矢也其放矢時舉尾搖動、低頭遠放、此乃孔大力多之所致也。

凡腰者、欲勁、其奔格上時少舉首尾、養焉放時能上飛上飛謂此勁相也、但劣下飛而亦失物也、下飛謂背腰弱者、雖耐上下飛而失物也。

凡背者、欲長外隆起如甲、以手揣之、尖少內平而筋多、背羨黎骨背大、肘毛流灑於後也。

凡脰者、欲短而如圓、傍視如細、前視如細、肌皮鱗次、有辯積又、不論文大小俗同此其薄弱者、每經年成編側之容、枯不膩者為壽、故孫楚鷹賦曰、足若雙枯。

凡足者、欲蹠節大、跌平而枯、若肥溢而色如地黃者易腫也。

凡指者、欲放節大而間閉縮者也、大指集格轄、三時而正相對、小指亦得正立、後指本上、皮薄而柔。

凡爪者、欲本體末細、上隆下平、黑而潤澤、鈎曲大者捉鳥不被奪、本末失體鈎曲小者捉鳥好抽脫、又集格時易抗幣、相羅巢鷹者難知者也、但巢鷹者捉鳥放毛、口不示人、捉鷹人手、恆多鳴聲、羅鷹者毛羽鮮美色如曬曝、恆少鳴聲、加以每經年數、老幼難了、或雖歷三四年、毛羽斑文不變、脚形亦不改前、或斑文年減、脚形易側、變改多端、誰知其機、然總言之、脚團者難側、編者易側、但雖團脚得癢必側。

子、穴別、脚纏本裏、中央以三扶杖、自革表、扶之、貫繫把革、纏之、又穿脚纏、雖未三分許、處中央、分許也

以三扶杖、自表向裏、翻出脚纏末、即裂紙貫孔、轉牽之。

凡著鈴者、捉鷹令俯、擬著擊人、左手執尾、右手把錐、披拂尾魁、著水於龜、修撫之、若修撫不伏則

刈去之、扶葉於著鈴尾下、著鈴尾謂尾、中央二箇也乃傳鳥羽根、不至膚二分、許而傳之也即以左手送扶尾下、以錐穿鳥羽根、

離本頭二分處、鶴苞微平、則緩々轉抽之、貫針於其孔、牽出尾外、以去針、自著鈴尾外、以錐本鈞糸、

自葉上出之、偏結兩縷、逼延之、鈞出一縷於尾內、左右手各振絲、合手緩々牽約者、若不合手牽引、若不成也乃重紮

兩縷、結革上孔中間、又一札約結、更後偏、結乘一許分截去之、截革者欲一度斷、形樣令圭頭、差殺本頭兩

角、長以自著鈴尾本、至末第二班文末頭爲度、以彩色革柔軟爲之、預先度長短、截取、置之礎上、即以

兩針釘革本頭、又以兩釘釘著革末頭於礎外廉、仍似五寸刀子先截右革、側刀剪外偏、正刀剪內偏、

裁左革、亦准之即以二縷絲貫其兩端於釘革本、而上二分穿孔、分半貫針鈞係絲於革總括之

凡毛羽初落時、四月上旬、五月下旬選吉日良辰、祭、出時亦放著小屋中、方丈許、於陽地、構之、南向其戶、懸網爲

木、欲高燥而暖、其中置架座、以葦藁等爲之、縫裏以布、徑一尺許而圓、東壁穿小孔、令不可出鷹也孔內置

餌、又屋中置高一許尺石。

凡哺餌者、雜食與之、切濯之於清水、葛約束與之、其鷄者用燕雀、脫毛約束與之、或生與、日哺、或一度、

或二度。

凡掃屋者、五六日後爲也、夜把掃掃之、或畫以鈞遙掃之、驅蟻、其第一羽初落、以夕時、置浴船、日換、納

附著餘食爲鷹所食、還復害鷹、故恒掃之也

水、降雨不納也以出屋爲限、其雞鷹者嗜水、同之水器盛水、置之餌閣。

凡掃屋時、則視鷹肥瘦、肥則調之、太瘦可死則出之、繫格勞飼。

凡毛羽落革、第一羽出、擇中一寸許時、自屋出之、出論十許日調鷹肥瘦、但鷄者五六日也出後、手執與羅鷹同。

凡著鈴繫者、能候鷹穴調勻、然後爲之、若肥瘦不調、則令鷹喘息致死、不可不慎、夏養者鈴繫時動致見、傷、故此云爾耳

凡雞鷹者、置小屋中、置屋方以木皮及葦藁像巢棲之、高作窻使明、勿令得出、亦不得見人、見

人即嬌鳴。

凡哺餌者、與生穴佳、與死穴不好、馬家免鼠雖是、但七月中旬夜半捉取、殺氣至、贊鳥繫、立秋後、羽

翅成、浪飛不止、傷羽損命、故須出也、鷄者生難小鳥也鷹故繫著閣屋中、使知拘束、執三日可擊、便熟與、突勿使

瘦、又一法者、籠中作巢棲之、作巢之能以節食不飢、飢則身體難長、飽則膝垂散異爲醜、害其毛羽、

稍有出籠著絆、令其縱體逸飛、與食必呼數日、然後繫格又上手、毛羽稍弱、擊恐復、慎之勿失

凡入田捉鳥、或多或少、好少則弊在慣、常故殿後非流利、好多則弊在勅力厭繁、終無快理、故多與

不多隨時折中。

凡放鷹之後、先靜駐馬、以目送鷹、日記訖後、舉鞭馳進、未至數步、案轡漸迫、鷹出草起、即走犬

令嗅、以長葛爲經、此爲鷹獲鳥急執也、不則恐犬害鷹也、若草深、鷹未起、下馬呼上、下馬隨便、不

然後縱犬嗅之、若鷹早出草集于木、赴即察鷹眼所向、地之形體、遣犬尋鳥、越嶮即立岑上、遙揚聲

呼鷹隨犬飛逐、若鷹不應、更還呼取、其鷹疲憊者、不必還呼、直縱犬噬之、得鳥後還呼耳、鷹或不待呼、

自隨犬飛來，此是不用捺者，與犬經年調習之所致也，如斯鷹者，察野田形體，先放林木中，然後走犬，閱鳥。

凡獲鳥鷹者，先挾鞭於腰，鳥不見傷也取鷹往就清水，而先起左膝，伸左手，加膝上，或說，安座側，令鷹翼於翼中，與脚加執，而以鳥側置，令鷹集上，以刀子，攪胸肉，灑水令啄，若可重使，而猶有肥者，割胸穴，攪碎令食，不斯之為，而經日，則令鷹不調，其多少隨鷹肥瘦。

凡鈴者朝傳夕解，不則鷹嗜鈴，倒懸而死。
凡鵝者左，鷹右，犬令喚，隨鳥起，即放，縱放難獲，鵝追入草中，下馬漸迫，若不鳥，上驛駕馬，或不使犬喚之，若鳥已疲頓，可為犬所噬，即案使犬繫，候鳥歸起，使捉之，每獲必與腦，謂鵝及雞小鳥，或不凡得鳥哺鵝者，往就清水而座，仍於籠上灑水令啄，其多少者，亦隨肥瘦，謂法與，若放水鳥，謂鵝則隔躬，鵝漸迫臨發，忽然揚聲，鳥起，即每獲令啄背突，若可哺者，折穴攪碎與，謂鵝，亦同之也。凡放鵝者，令諸牽犬者能戒慎之，害鵝不可不量。

下

凡目病者，調養不精之所致也，其候見以肩摩目閉，目輪漸腫，眼幕起出，來漫黑人，即是也，煮黃連，以烏羽塗肩及目，有驗，又研鹽和酢塗之，此為劣耳，又目翳探龍膽折之，即汁出以塗之，一方，斬數蠅首，以銅研傳之，但未試也。

凡欲塞時，鳴聲不美，齋齋之後，急喘孔鳴，即捉鷹，以紙針著清胡麻油，塗鵝孔，而吸鼻孔，令油氣

徹，一方，漱口含冷水，正吹入鼻孔，不可激散，以愈為限，但吹水用昏曉時，不用晝時，此為鷹習灑水，畏人面也，一方，可灸突金上額下毛際，三炷猶不愈者，夾灸兩目間，廻毛三炷，又其病重者，目上及口中領下強腫，即亦鷹，以刀針割出口，割之後，其色赤白，凝如熊脂，候治與此同。

凡聲欲塞時，雖常嗜食，不夥而飽，或不全食，終以不治也。舉尾屢搖，其矢難放，頰毛寒豎，目輪及眼間腫，即鷹，以紙針著清胡麻油，塗孔，亦傳，痛獨微者，然後能調餌與之，及強遺矢，色如相，堅如石，若猶不癒，以犀角丸，如豆，揉餌哺之，為上治，務候微，此治則得差，若已長大，雖勞無益。

凡治脚者，鷹鷹以針周遍刺腫上，偏悉出去，悉惡血等，既燒銅針，每孔二三刺之，猶不愈者，久熟格上之所致也，世號曰脚瓜，但羅鷹病之猶希，巢鷹稍多耳，理須纏格，以柔輓物，然後針之，寒時用葦皮，暖時用鷹膠也。

又為脚繫所曳而腫者，初兆時，研鹽和酢塗之，夕塗朝流，不則鷹嚼脚，為鹽所傷。

凡治脚疣者，鷹鷹杏仁十枚，研以絹裹傳之，再三轉易，以愈為限。
凡喫腹毛者，巴豆一枚，中割取一片，其三分胡麻油一合，更復三即取其一，和之，乃以水銀，如粟子三枚，雜哺之，鷹股毛者，採葵莖，陽乾燒成灰，以湯淋之，和雌黃及酢洗之，但雖舊說，未試耳。

凡治鷹羽者，以熊膽苦茶，研和塗之，但未試也。

凡治癢者，鷹鷹臥，先以清水洗之，以爪若竹筴，搔膚上，殆出血氣，更以溫湯，潔洗之，而安水銀膏於掌上，唾混雜，以無名指，摩塗之，一方，以酢研雄黃，塗之，其癢，或傳脚侵食見而不見，此為易治，或遍著身體，隨毛浮沈，奔行速疾，如散如集，此為難治，然務而治之，必得疾復，惰而不勞，終致損瘠。

凡此病者、不知何等之所生也、或曰、熱與之、故所致也、今料量非唯關此、其爲體也、俄頃逐衆、鷹而轉移、如疫病之行人間也、須徵此病、宜初兆時以生鳥營哺令肥鷹音與、鷄、鷄但輕者得生、重者者與鷄雀也終死、自之外未知所治。

凡治者、鷹先披露瘻、出其中毛、而燒津牛鳥脂塗、鷹者用牛鳥脂、鷄者用鷄脂凡此病不早治、則終致害也。

凡肉癢者、調養不精之所致也、其初兆時、數振身、或振中止、或雖不振而慄亂毛、斂毛如此無度、眸子寂寥如視遠物、哺食日減、轉以瘦瘠、斷食即死也、披見其害癢、或腫著腹下、或遍五臟中、或五臟六腑悉乾枯、或說、腫著腹下者、儘有治以刀子披割、以馬尾縫之、但莫犯立死。

凡羅鷹之徒多得此此同有、遣之者希、古往今來未知治方、治之說請俟後哲。

凡脚折傷者、削楊木、編次繫著、取銅屑揉餌哺之、此未試也。

凡內痒者、爲犬所噬、及觸木之所生也、背而上、領岐下、左右凹處、夾灸二炷、一方灸腰日三炷、一方

二腋下、五臟孔、各灸三炷、然後芒硝琥珀牛黃龍骨四種、等分末屑、以胡麻油和之如豆子、以葦管入口、

爾後可二辰、哺食、早不用哺食、或短氣者、灸頂上三炷、斯皆舊說、但未試也。

凡鷹孔穴雖多、不詳病治適、是故不得輒言灸。

凡艾子者、使如小豆子、但鶴者差減耳。

以上『新修鷹經』三卷は、備前國權掾巨勢朝臣馬垂外八卿に内裏より下賜されたものである。この『新修鷹經』三卷は後世放鷹書の模範となり、凡べての鷹飼派は此の鷹經三卷を各々斟酌して各流派を生ずるに至つたので

あつた。上巻には相鷹法、別體相法、隼鶴相法。中巻には入田放鷹法、養鷹法、鷹繫法、脚絆著法、鈴著法。下巻には鼻塞治方、腎塞治方、脚腫治方、脚疣治方、腹股毛喫治方、拔毛嚙治方、枝羽嚙治方、癢治方、血痢治方、犬嚙僻治方、肉癢治方、脚折傷治方、内痒治方等で主として鷹の療養に重點が置かれてゐるやうであるが、後世に於ける鷹の口傳書、奥儀書の如きはいづれもこの『新修鷹經』の如く、鷹の療養を主眼としてゐる。

朝廷に於ける放鷹例は、この外嵯峨天皇より三世約二十餘年間を距つる仁明天皇の御宇、承和十四年十月壬子、雙丘下の大池に水鳥が群棲せるにより車駕臨幸、鶴隼をもつてこれを追ひ拂はれたことが『續日本後紀』にみえ、次いで陽成天皇の朝と、光孝天皇の仁和元年と、同二年とに放鷹のお催しがあつた事が『三代實錄』に記録されてあるほか、宇多帝の御幼少時代にも行はれた。

『大鏡』に、

この帝いまだ位につかせ給はざりける時、十一月廿餘日の程に、賀茂の御社の邊に鷹つかひ運びありきけるに、賀茂の明神の託宣し給ひけるやう、此邊に侍る翁どもなり、春は祭り多く侍り、冬のいみじくつれづれなるに、祭たまはらんと申し給へば、その時に賀茂の明神の仰せらるると覚えさせ給ひて、おのれは力及び候はず、おほやけに申させ給ふべき事にこそ候ふなれと申させ給へば、力及ばせ給ひぬべきなればこそ申せ、いたく輕々なるふるまひなさせ給ひそ、さ申すやうあり、近くなり侍りとて、かい消やうに失せ給ひぬ、いかなる事にかと心得ずおほしめすほどに、かく位につかせ給へりければ臨時祭せさせ給へるぞかし。

とある。宇多帝について皇統を嗣ぎたまへる醍醐天皇も亦放鷹を好ませられ、延喜十八年十月十九日、北野に

行幸あそばされて放鷹にいそしまれ、さらに再度お催しのあつた事が『大鏡』八にのこされてゐる。

延喜帝野の行幸させ給ひしに中略山うちいらせ給ひしほどにしらせうといひし御鷹の鳥をとりながら、御鷹の風のうへに飛まわりてゐて候いし、やうやう日は山の端に入がたにひかりのいみじうさして、山の紅葉にしきをはりたる様なるに、鷹のいろはいと白くて、雉はこんじやうにてはね打ちひろげゐて候し程は、まことに雪少し打散、折ふしとりあつめてさる事はや候いしよ。下略

註。白ぜうは醍醐帝の愛鷹にして名鷹の聞えあり、この外古來名鷹として著名なるは、天智帝の磐手、一條帝の鳩屋、小一條帝の藤花等尤も名鷹としての傳説に富む。

とあるほか、村上、一條の兩天皇も亦放鷹の記録を有されてゐる。就中、承保三年十月行はれた白河天皇の嵯峨野の行幸は放鷹史上まさに特記すべき價値に富んでゐるので、いま『嵯峨野物語』によつてこれを序述しよう、當日、放鷹に先立つて京極大殿（關白）自ら數人の殿上人を引具して大井に赴き、あらかじめ頓官の地を相したる上、金銀錦繡をもつて装ひこらしたる多くの舟を大井に泛べ、これを見んとして雲集した京洛、貴賤の見物の眼を眩惑せしめた。當日風輦に前行せるものは一樣に赤色の袍を著けて騎乗し、供奉は公卿竝に近衛司の鷹飼四人これ亦善美を盡し、色さまざまに縫ひ取したる狩襪を著し、錦の袴をつけ、大内より下賜された餌袋を腰とし、弓箭を負ひて鷹を眩とし、その行装眼を練すばかりだつた。かくて嵯峨野近くなるや、この時列序をかへて風輦の前驅をなせる供奉の一行は、風輦の後となり、隨身の面々はこぞりて鷹を放ち、獲物の有無によつて主上の歡感に浴し、加賞の後ち大井を逍遙、源の師房より主上に和歌を獻じ、大神惟の外五人の官人が放鷹樂を奏

した。一方舟中に於いては、大臣といはず公卿といはず、いづれも沈黙洵然として舞亂し、興つきて聽て還行あそばされたのは燭ともし近くであつた。

註。放鷹樂は大食調中曲、襦袴を著けた別裝束で、左手に鷹を据え、右手にずはえを持つて舞ふ舞である。嵯峨天皇の弘仁三年以降、野の行幸には此の曲が奏せられたといふ。

以上歴代にわたつて行事された野の行幸に著用する裝束は、隨身は錦の帽子を折烏帽子の上に著け、更に水干に末濃の袴、烏頸の太刀を佩き、豹の皮の尻鞘を入れ、赤漆の飼袋を著用する。但し殿上人は冠纓を挿いて青き狩衣に腰あてを帯び野太刀を帶し、豹の皮の尻鞘を用ひ、赤漆の飼袋を腰に著ける。童部は狩衣大口に飼袋を用ふ。又野の行幸に扈侍する鶴飼、犬飼、鷹飼の裝束は『新儀式』に、鶴飼四人用三蘇芳大組、同色結立織、青袴赤染飼袋、虎皮後鞘、植染革緒著青、地黒藍三、犬飼四人著三青二色、綾緋裏帽子、紺布衣、用三蘇芳後大組、同色結立織、青袴赤染、鷹飼一人飼袋、猿皮後鞘、水豹皮腹纏、熊皮行、雲鳥、布衣淺紫地摺蒲陶立、唐草、犬飼四人繪草袴、位色墨摺、布接腰、鷹飼二人、烏袴、位色接腰、伊知比厘巾、犬飼四人繪草袴、位色墨摺、布接腰、鷹飼一人、藤、紫苑楊同色、絹裏帽子、緋袖地、墨繪龍魚並鱗形衣紫色布袴、大銅四人著三兩面緋裏帽子、緋布衣、繪草袴、緋革小手、黃色布接腰、とある。但し犬飼は隨身の若黨と限られてゐた。なほ『今昔物語』には、この鷹飼、犬飼の行装を巧みに描寫し「太秦の北森のあたりに、多くの人の音して、鈴の音鳴り合ひたり、高き所に登りてみれば、錦の帽子したる男、斑なる狩衣を著、熊皮の行膝をはき、猪皮の尻鞘したる太刀を横たへ、鷹を手に据ゑて、高く鳴る鈴をつけ、たけ高き馬に乗り、數人を具して嵯峨野に散りて押し來る。その前に蘭笠きたる男、紺狩衣を著、眩に赤革を袖にし、袴にも皮をつけ、膝にも物をまき、つらぬきをふみ、杖をつき、獅子のやうなる犬に鈴をつけたり」とある。これを前掲の鷹飼、犬飼の裝束と對比する時、宛も放鷹の繪卷を繰るがときさわかさを覺ゆるであらう。さて田獵をなすには『新修鷹經』にいへる如



『浮世草子』所載 大鷹の追

く、鷹飼は訓練された鷹を手に据え、犬を従へ騎乗して以て狩場に出で鳥を見つけ鷹を放つ、かくて静かに馬を駐めて、鳥を追つて鳥について行く鷹の落ちるを目送し、鳥と共に鷹の落ちるを日記し訖るや、鞭を擧げて迅風の如く駒を駛らしめ、鷹の落ちた數歩の手前に至つて、駒の轡を案じて足掻あかをゆるめ、徐徐に近より、鳥もしくさむら深くかくれて鷹のみ草より出づれば直ちに犬を放して鳥を喚ぎ出さしめる。もし鷹鳥ともに叢深くかくれて出ざる時は、馬より降りて鷹を拳に呼び還し、鷹の拳に還るを待つて犬を放つ。かくする事によつて犬が鷹に對する加害をさけるのである。しかし鷹草より疾速く出でて、最寄の木に泊り鷹の眼が慧慧と輝き鳥の行く方を目送してゐる時は、躊躇なく鷹の目送せる方向にそつて犬を放つて鳥を尋ねさせる。犬は峻嶮なる山道をわけやがて嶺上に立つてはるかに呼聲を擧げて鷹を呼べば、鷹犬の聲に應じて同じ方向に飛翔し鳥を獲へる。しかし鷹犬の呼聲に應ぜず飛翔し行かざる時はその鷹が疲憊せる爲めであるから、これを呼び還へし、犬のみに鳥を追はしめるのであるが、反對に犬の聲に應じ鷹が鳥を捕へた時は、先づ鞭を腰に挟み、鷹に鳥の傷をみせぬやうにし、鷹を拳に据えて泉のほとりに行き、まづ左膝を起て左手を伸べて膝の上に置き、鳥の頸を兩翼の中に厭し、脚を束ねて上に仰向け側に置き、力を以て胸肉を擡いで水に漉いで鷹に啄しめるのであつた。

かく狩によつて獲た鳥を式出物として進獻する作法は、必らず鳥を木の枝につけて贈る定めとされてゐた。これを鳥柴といひ柴木やく五尺餘にきり、これに鳥を結ひつくるのであつて、後世春、夏、秋、冬その季節により梅、松、楓、檜、萩薄などを用ひるならはしとなつた。

『夫木集』に、

つれなき人の心をともしばに

こがねのきぎすつけえしかな

と、柴に寄すると題した源の仲正の鳥柴の句が所載されてゐるほか『古今著聞集』に、藤原中納言家成卿、くろき馬を持ちけるを、下野武正しきりにこひけるを、汝がほしう思ふほどに我もほしう思ふぞと、とらせざりければ、武正力及ばで過しけるに、雪のふりたるあした、中納言のもとへ盃酌の有けるが、武正御鷹飼にて待りければ、鳥を枝につけてもて来りけり、中納言侍をもて、武正は何衣の狩衣に、いかてふ成馬に乗ると見せければ、かちかへしの狩衣に、ことにひきつくるひて侍るあやしげなる馬のふかしぎなるに乗りて候へといひければ、この上は力なしうせられたりとして秘藏の馬を給はせてけり。とあれば、鳥柴が儀禮的に進獻さるる證となしうると思ふ。

かくて遊戯史いふところの近古時代に至り、王朝政治より轉じて武人政治の時代となつた。それ等武人いはゆる鎌倉武士の間には武道的精神の横溢せる犬追物、小笠掛、矢筒馬等の壓倒的流行と、右府頼朝が佛法に歸依せる結果、建久六年九月諸國の地頭に觸れて放鷹を嚴禁し、若し違犯する者あれば、嚴刑を科する憲章を設けた結果、鎌倉界限には鷹の片影すら見られないといふ奇現象を呈した。一方當時の宮廷には侍従大納言成通の如き蹴鞠の名手が出て蹴鞠の全盛時代が實現さるるに至つて、放鷹は漸次衰道を辿りつつあつたので公家、武家の間にもこれを顧みるものなく、唯わづかに神事の贊鷹が行はれたに過ぎなかつた。神事の贊鷹の主なるものは諏訪

神社のそれであつたが、諏訪以外にも行はれた。『古今著聞集』によれば、承元五年正月二日、折柄の雪に九條大納言等が右近の馬場、賀茂のあたりにかけて、直衣あるひは束帯のままにてあくがれ行きしをり、賀茂の神主幸平狩装束して車のあとに従ひ、鷹手に据ゑて狩り暮らし、上達部や宮の女房の眼を愉ましめた事がみえてゐるから、贊鷹は諏訪の神事と限られてゐたものではなかつた。従つて源家三代に互つて放鷹例としてみるべきものなく、ただ僅に建久二年十二月二十三日、源實朝が相州より參著せる重胤を南面に召して、片土の冬氣、枯野の眺望、鷹狩の雪後等に就いて親しく尋ねられた事が『吾妻鑑』にみえてゐるが、これとて放鷹例として掲記すべきほど價値あるものではない。

かくて建武の中興後再び室町幕府の建設をみるにいたり、東山義政の豪華きはまりなき放漫政治の結果、一般世人も亦奢侈淫蕩の風になすみ、遊戯娛樂の如きは特異なる發達をなし、茶道、香道、生花、聯歌、盆景などの外、田樂の衰退となり猿樂能の擡頭となるに至り、放鷹の如きも鎌倉時代の如く制禁の制を設けず、諸國の地頭に命じてこれを進獻せしめたので、地方の大名豪族はしばしば鷹を將軍に進獻した。と同時に將軍より馬、太刀等を式出物として寵臣に與ふる如く、鷹も亦式出物として臣下に與へらるるやうになつた。しかし將軍自身が田獵にたづさはることは殆んど稀有のことであつた。『二水記』に、室町殿御出、准密々儀爲御鷹野之體、仍御折烏帽子御直垂也、御供奉之衆各片衣小袴體也。とある。いかに密々の鷹野とはいへ、平安時代の野行幸の絢爛なるに反し、いかに簡素を宗とするとはいへ雲泥の相違だつた。従つて大抵の場合、水干を茜染衣の上に著用し、下濃袴をはき、半行障、腰蓑を纏ふといふ簡略さで、鷹野の行列の如きも狩に従ふもの二行に徒列し、次に

犬飼六人、助鷹飼十人くらゐの小人數に過ぎなかつた。

さて仁徳天皇の朝以降室町時代までの放鷹の變遷を序したが、茲で筆をかへて傳習久しき放鷹がいかに文學的反映をみせたかを序し、稿を改へて再び放鷹の軌道にかへる事としよう。

放鷹はすでに『萬葉集』時代に文學的反映をみせた事は、前掲せる鷹鈴の件の短歌の抄出によるも明かであるが、同集には大伴家持が越中守に赴任して治に赴きし餘暇、立山の雪を仰いで布勢の湖水に小舟を泛べ鶴をつかへるばかりか、石瀨野に於いて鷹を放つて鷹狩りにいそしみ、胸中の憂ひを散せる長歌と短歌とが所載されてゐるほか、同集十九には大鷹を歌へる短歌が所載されてゐる。

秋附婆、芽子開爾保布、石瀨野爾、馬太伎由吉底、乎知許知爾、鳥布美立、白塗之、小鈴毛由良爾、安波勢也里、布里左氣見都追、伊伎騰保流、許己呂能宇知乎、思延、宇禮之備奈我良、枕附、都麻屋之内爾、鳥座由比、須惠氏曾我飼、眞白部乃多可。

これが平安朝時代以降に至り、いく多の詩歌並に和歌の取材となれるほか、物語あるひは催馬樂、説話集、宴曲、狂言記等に採り入れられた。就中鷹に關する鷹詞を和やかな和歌の文脈のうちに讀み入れたものには『攝政太政大臣家鷹三百首』があり、そのほか鷹詞には『政頼十二卷書』、板垣玄蕃助信長の『清來流鷹詞次第』等がある。更らに百韻連歌にあつかはれたものは『二條殿鷹百韻』と『梵燈菴鷹詞百韻連歌』とで、前者は史家のよく引くところであるから、ここには梵燈菴主（初名朝山師綱といひ足利義滿に仕ふ）の百韻連歌を參考の爲め掲記しよう。

箸鷹のはじめや渡るから枕

こち來る鷹ぞやがて手歸る

あたらたかををしへてみよや夕月夜

雪まほろしのあとの鷹人

犬しらぬ鷹はの鳥をふみたてて

風早のはしるはたたく鷹匠

み山風あたるや鷹のささ衣

あられふりきて鷹のふるまひ

春鷹も糺尾の鈴の籠をさして

かばさくらをば打つやたかがひ

かほる毛の鷹にのこるや花衣

さほひめ鷹やあらげなるらん

月かすむ朝の鷹の遠廻り

山ふかたより鷹の左り羽

車より鷹の御狩のさがのほら

いぬや手づかれのぞくはし鷹

ふし草をぬす立今日を鷹いみて
 こぬけのたかは竹もくぐりつ
 心せよあやしき鷹のとやくだけ
 秋風ふけばうきそばみ鷹
 夜にかかるひつきの鷹は月出て
 たかをすゑ野にけふ泊り山
 はし鷹のねもせでさぞな思ひ妻
 かたみにと見したかの餌袋
 退羽打たかをまなぶや人ごころ
 たかのうらみをしのぶ尾のたか
 むかしよりしるきは鷹の白ふにて
 尾羽うちからす雪摺のたか
 月うつるは夜鷹はらまきひしやく花
 鷹は木ゑとるゆふ顔のかけ
 集まはりの鷹は尾をつくゑをうけて
 そだてければやかた尾のたか

不二風烈しき鷹のかげながれ
 名も隼のとぶぞ聲なる
 白鷺も黒符の鷹のそら取て
 鵬のたかは洲崎にもすむ
 魚をはむ鷹は淵にや望むらん
 河泊をもえにつかふ鷹人
 紅のたかのはとりの引かへて
 たかやこころをそめしたまとり
 月の夜もはしやの鷹や飛ぬらん
 かねはまくらにさゆる毛の鷹
 ぼこ羽つく鷹のさはかに花ちりて
 よるの藤ふの鷹ぞいあがる
 紫の大緒の鷹のみすえ鳥
 くさをさしつけかめる鷹犬
 駒の足はまるに鷹を引すへて
 鷹は身の毛をつむるものなり

鷹場にもものむ菊のさかづき

鳥屋鷹の後もじ口をくはせじと

まづほこつぼは鷹がひの道

註三六 青さしはこそ春のいろなれ

鷹に犬櫻の花毛註三七のくすりあり

たかのとりすすめがくれのむぎうづら

註三八 かすみのふとり鷹もみつけれし

註三九 つちかひの鷹は犬にもをそれぬに

鷹匠よりてまへあげよかし

ひをなげつ鷹のとりぬる朝ぼらけ

おどろにこもる鷹註四〇のもちわけ

註四一 野心の鷹も月みる夜据して

たけのうちなるたはなしの鷹註四二

羽ならしの鷹ははやとびぬらん

註四三 つま心みよ行やはし鷹

まさるかたねたむは鷹の組合に

くろをむすぶに重ねばの鷹

註四四 はなをふむ鷹の取手のうらはしく

雪をしら尾のたかいたれかし註四五

註四六 ひき鳥もみぬ鷹山の夕がすみ

耳かたきこそたかのくせなれ

やけだかは兎のとぶに落あひて

たがうきひきや波走るらん

舟路にも鷹はのばゆる野は近し

須磨のあそびぞ小鷹狩なる

註四七 へをたかの革はま柴にもとをれて

鷹のはかぜに動いとほぎ

註四八 すしもちが鷹のねずをの唐錦

註四九 つづりあしをも鷹の装束

註五〇 矢形尾やふき尾のは鷹さまさまに

なつくる鷹のきみをおもしろ

いとけなき鷹のそだちしこむぎまる

かひこをとりし巢^{註五二}おろしの鷹

ふところ^{註五三}に綿毛の鷹をあたためて

春の上鷹も寒きこのころ

ふかはるの鷹のこゑはにおづれしに

こやまがへりのたかがりの雪

鷹をみてかくる鳥のをしへ草

くれてぞ鷹のつかれたもろき

日ものこるひき野の月に鷹すへて

たかのそがひに来るや犬飼

鳥叫びの聲きく鷹の谷渡し

ますがきは飛ぶ米山のたか

しる鷹の向ひの花にうつり来て

野さればたかの小芝ぐさとする

永日もつき鷹あれば狩くらし

やしはの鷹ぞ名にとまりける

鷹のとく金の鳥もとりかひて

しのぶねがひも陸奥のたか

(註一) 著鷹とあるは、鷹の總稱にして、鷹を鳥屋にこむる時又は鳥屋より出さない、聖靈會に用ひた麻敷の箸を小炬として、その明りを便よとし、鷹の出し入れをするところより著鷹の稱となつたのである。(註二) 初めて仕込みたる鷹、いひかへれば初めて調養された鷹、犬の場合にはあら犬といふ。(註三) 笹衣、鷹の尾すけの脇にある毛にして、また鷹が鳥を捕へて鷹の中に隠るるをもいふ。(註四) 綱緒、鷹の尾羽の損じたる時に、鷹漆といふものにてつなぐをいふ。(註五) 打つは(1) 犬に策を訓へるを打つ又附る等といひ、(2) 餌をはき出すこと又山を狩る時など片うらうつ、諸うらうつなどの別稱あれど、此の場合の打つは、犬に策をさづくるをいふ。(註六) 鷹のかをるといふは春鷹の形容。(註七) さを姫鷹は神の鷹といふ義にして、春鷹の空をかけるよりかくいはるる。(註八) 遠廻りの鷹は春渡りし鷹が巢がけの爲めに巢を訪ねまはるよりえた稱で、野渡りの鷹といへば秋歸りゆくより野渡りといふ。(註九) のぞくは、鳥の立つかと思ふころ。(註一〇) ぬす立は、鳥が鷹に追はれて遠深くかくれ、機りを見て窺かに飛立つをいふ。(註一一) こぬけの鷹とは、鷹に追はれたる鳥が木立の茂みを彼方此方にあだかも木と木の間を滑るやうに飛び廻るをいふ。(註一二) とやくだけは、鷹が鳥屋を滑りて逃げたるをいふ。(註一三) そばみ鷹は、鷹のいたく瘦せほそりたるをいふ。(註一四) ひつきの鷹は、天子御即位の始めての狩、日次の狩する鷹をいふ。(註一五) 泊り山は、終日狩暮せる鷹人の泊まる山のこと。(註一六) 思ひ妻は置飼につきたる鷹のこと。(註一七) かたみは、兎一疋をいふ。さればかたみに富みし鷹の餌袋といはれたのである。(註一八) のきば打つは、(1) 鷹の高く揚るゆゑとも、(2) 人家の軒近く飛ぶゆゑとも、(3) 契丹國の放ち鷹の事ともいひ。(4) 野ぎはを打つにて地際をはらひて飛ぶとも、(5) 退羽打つにて拳の上より退きて飛

ばうとするゆゑともいひ、諸説紛紛として是否定かならず。(註一九)しのぶ尾は忍指尾のこと。(註二〇)雪すりの鷹は、雪野にて鷹の群れ集まり、雪にすれたるをいふ。また山がへりの鷹ともいふ。(註二一)ひしゃく花は、うちそへにつける房にして又の名を飄花ともいふ。『啓蒙集』に、鷹具の寸法外のものなれば、非尺花といふとあり。(註二二)木るとるは、疲れたる鷹の木又は竹などに立ち上りたるをいふ。(註二三)巢廻りの鷹は、今年生れたる雛鷹を七月半頃までに獲りたるをいふ。(註二四)やかた尾の鷹は、松符ともいひ、尾形の尾數十三ありて、斑は八文字に切れてゐる。(註二五)そら取りて、鷹の空にて鳥を取りたるをいふ。(註二六)くれなる鷹は、一條天皇の御代の名。(註二七)さゆる毛の鷹、狭衣の毛をいふ。(註二八)ほこ羽は、鷹の鳥に後れて、山を越ゆるとて一文字に擧り飛び越すをいふ。(註二九)鷹斑の鷹は、若鷹の時にのみある斑にして胸より肩にかけて覆ひたるもの、古歌に「春ならぬ花の鷹ふのははこ鳥とやがへり。してただもなりけり」とある。玆にとやがへりとあるは、毎年夏季の末より脱毛して、冬に至つて新毛を生ず。この毛落ち時より生え揃ふまで鳥屋の中に入れておいて鷹を使用せぬところより巢屋持ちといひ、生え揃ふを待ちて巢屋より出すとやがへりといふ。しかして一歳を二とや、二歳を三とやといひ、一とやの鷹を若鷹といひ、二とやの鷹をかたがへりといひ、四歳経たるに諸がへりの稱がある。(註三〇)いあがるは、鷹が鳥を取つて揚るをいふ。(註三一)大緒の鷹は、華粧革をつけたるをいふ。(註三二)くさは、鳥の地にかくること。(註三四)まるは、鷹の餌につかふ鳥の心臓。(註三五)つむるは、鷹のよく鳥を追ふ形容。(註三六)青さしは、よく心變りする習性をもつところより、めつき鷹ともいはれ、後の方青し。(註三七)はなげの鷹は、はなのつまるを盡す薬。(註三八)かすみは、犬の前足の後背をいふ。(註三九)つちかひは、あまり肥りすぎた鷹は、快翔しえぬと

ころより、これを獲せさせる爲めに、肉に土をつけて與へるをいふ。(註四〇)もちわけは、小鷹が鳥を追ふことをいふ。(註四一)夜据しては、鷹を使ふ前大抵五日二夜ほど夜据して鷹をなづくるをいふ。(註四二)たはなしの鷹は、鳥の行く方へ鷹の早く飛び行くやうにする爲め、狩杖をはなすをいふ。(註四三)ツマフは、足羽の生的一種。ツマジロは目のまはりの白きをいひ、ツマカラミは辨爪のもと、ツマアラソヒは、雄鷹が雌鷹をえん爲め互に羽くらべするをいふ。又思ひ妻は、鷹の置餌についたるをいふ。(註四四)はなをふは、鷹が鳥を追ひつめべきところを、よく追ひ詰めたるをいふ。(註四五)しら尾は、白きところなくして尾のみ白きをいふ。(註四六)ひき鳥とは、毛をひき摘りたる丸鳥のこと。(註四七)へを鷹は、經緒をつくるのは大抵の場合小鷹と限られてゐる。經緒は、鞞股等に綴られ、鷹の脚に結びつける緒であつて、これをつけるをさすといひ、その長さは二十一尋で、經緒筒は二寸五分である。上には猪目が一つあり、鷹を据ああげて經緒を捲く時には、虎革を猪目に押し込み、鷹に合せる時は筒をぬく、經緒は左の袂とそとにある。(註四八)ねずをは、鷹の鈴とはし緒のことをいふ。その長さは約二寸五分にて足鷹(せう)に用ひる時は、その長さ二寸二分あるひは一尺八寸ともいふ。(註四九)つづりあしは、鷹をいたはらんため又は道上のかざりのために足緒のものを種々の金襴を重ねてさすをいふ。(註五〇)矢形尾は、鷹の尾羽が、矢形に相似せるところより得た稱で又の名を背文ともいふ。(註五一)巢おろしの鷹は、雛の中より飼ひ立てたる巢鷹を巢のうちより下したるをいふ。(註五二)ふかはるは、鷹の替はるをいふ。(註五三)小山がへりとは、網懸の鷹の正月十五日前に打ち落したるをいふ。網懸とは、鷹の雛長じて食を求め飛翔するを見つけ、樹間に網を張つて死鳥をその傍に置けば、雛鷹來り、その死鳥を獲らんとし網にかかりしを捕へるをいふ。(註五四)をしへ草は、鳥のそこそこへ落ちたるを示すこと。

(註五五)ひきは、鳥に尾をつけてわたらぬ鷹に間を遠くおいてひくをいふ。(註五六)そがひは、鳥の向ひて来たとき鷹を引かくして置いてみとをりにて鷹を投げ出すこと。(註五七)谷わたしは、鷹が鳥について嶺より谷に入り、亦谷より嶺に登り行くいはゆる賞譽の詞。(註五八)ますがきは、鷹が山より谷へ一文字に渡す強羽をいふ。(註五九)金の鳥は、こがねの鳥のこと、こがねの鳥は春の雉子の女鳥にして、古歌に、こがねのきぎす云々とある。(註六一)忍ぶ願ひの陸奥の鳥は、往古陸奥に住める男、例年鷹の巣がけた巢から雌鷹を捕つて渡世としてゐた。母鷹此の事を思ひ患へる結果、つひに例年巢がけてゐた大木に巢かけずして、千仞の網壁の中段より海の面に横ざまに生えた松の梢に巢がけて子鷹を生んだ。鷹捕りは例年の如く何時もの木に巢がけたものと思つて時分をはかつて行つてみたが、鷹の巢がけた氣ふりもなかつたので、悲歎にくれて山山峯峯を分け辿り、つひに絶壁の中段より海面に突き出した松の枝に巢がけてゐるのを見つけ出した。しかし大海の荒磯のためいかに腐心してみてもその巢鷹を捕ることは出来なかつた。力及ばずすこすこと家に歸り、心易い隣の男に自分は日頃鷹の巢から鷹の子を捕へてこれを賣り、年の内の貯へとし生活して来たのであるが、今年に限つて、かかる所に巢がけた爲め、鷹の子を捕る便り全く盡きた。と途方に暮れて歎き悲しむを聞き、その巢を捕るには巖の上に大なる杭を打ち立て、その杭に百尋あまりの太繩を結びつけ、繩の端に大きな鴛籠を吊し、その鴛籠に乗つて巢の所に下り著けば、鷹の巢を捕るはまことに易々たる技である。といはれ、鷹捕これを聞いて大いに喜び、家に戻るや繩、繩杭などを取り捕へ、兩人連れ立つて、例の壁を攀ぢ登り、まづ杭を打ち繩を結び繩の端に繩を結び、その巖の中段より海面にのり出した松の根下に近づけてくれたので、直ちに松の幹を傳ひ、鷹の巢を取り、翼を縛つて籠に入れ、これを登せ、さて二度目の籠の下るのを待つてゐたが、

65

まてど暮せどつひに籠は彼れを迎へに下りて来なかつた。一方鷹捕をうまうまとはかつた隣の男は、鷹捕を絶壁の中段に捨てて家に歸り、子鷹をかくして鷹捕の家に行き、鷹捕の妻に向つて、汝が夫は籠に乗つて下りて行くうち、つひに繩がきれて海の中に墜ち入り、氣の毒にも生死知れずになつた。と巧みに偽つた。この事をきいてよもやあざむかるるとは知らず、妻は悲歎にくるのであつた。一方鷹捕は絶壁の中段にゐて、籠の下りるを待てど暮らせど、つひに籠は下りて来なかつた。やがて暮色迫り身じろぎもならぬ僅の雀みにゐて絶望の極悲涙に咽びつつ、われこの罪をつくるといへど、毎月十八日精進潔淨して観音品を讀み奉ることとせるも鷹の子をとつてその足を齧いだ罪から、いま現報をえてかくは無残な死を遂げんとするなり、あはれ願はくば南無大悲大智の觀世音菩薩、年來侍奉る宿願によつて、いま現報をえて死なんとするこの苦限より救ひ淨土へ迎へ給へと希願するや、その利那大なる她が大海より出で巖の上に匍ひ登つて、一氣に鷹取を呑まうとした。鷹捕はいたく驚きわれ她に呑まるるより寧ろ她を刺して共に海に墜ちるにしかず。と刀を抜いて她の頭を刺すと、她は驚いて千仞の網壁を一氣にかけ登つた。と同時にあの恐しき她の姿は忽然として掻き消すが如く失せてゐた。これ一重に觀世音菩薩が她に變じてわれを助け給へるに異ひなしと、嬉泣し禮拜して家に歸つたといふ。これを忍ぶ願ひの陸奥の鷹といふ。こは假名文學の據頭せる平安朝に成りし、唯一の説話集『今昔物語』に所載するものであるが、當時佛教盛んに行はれて殺生をいとふといふ傾向よりかかる空想的、假空的物語りを生じたのであらう。

第二節 近世放鷹史

東山義滿の極端なる政治に遠因して、つひに應永の大亂勃發となり、ついで世を擧げて戰禍を呪ふ群雄割據時代となり、足利義昭、織田信長に幽閉さるるまで、多事多難の爲め放鷹も亦中絶の姿だつた。しかし後年織田信長によつて再び復活された。

信長は残忍性を持つた反面仁慈を有し闊達でそして聰明だつた。彼が放鷹に依つて邑里を過ぐるさい、必ず人民の愁苦を聽いて、いやが上にも政道を正しうする方便にしたといふ。この一事を以てみればただ徒らに逸樂の興にのみ供したのではなかつた。

『信長記』五に、

信長卿鷹を好き給ひし事も、逸遊の業のみにあらず、萬民百姓が愁へ申事などをしろしめさんが爲めなり、されば尾張國海東郡の事かとも、或時唯一人佗たる出立にて鷹をすへさせ給ひつつ、在々を通らせ給ひしに、老たる婦人悲しむあり、故を問ひ給ふに、先祖より所持候いし田畠を、里の長に押領せられしに依て、今此飢に望めば、何となう涙そぞろなりと申しければ、左様の邪なることも、近年兵亂打續きつつ制法と云ふことなく、只明ても暮れても武勇のみを事とするによれり。是予が罪に非ずや、古人曰、凡民所_レ以爲_レ姦邪竊盜擄法妄行者生_レ於_レ度_レ無_レ度則小者偷情、大者侈靡、各不_レ知_レ節とかや云傳るなど思召合され、政道の不正事

を歎き給ひつつ御歸城有て人もこそ多きに、丹羽五郎左衛門尉を召給ひて、百町の里に爾々の事あり、急ぎ立ち越えて世のこらしめ又は式法にも成やうに可_レ相計と仰ければ、即まゐり其里の老人ども呼び集め、事の様子委細に尋問て、如_レ先規沙汰しければ、老婦嬉べる事限なし、立歸て其由申上ければ、彼里の長は見懲しめんが爲に、永く先祖の所領を改易して、彼婦に取すべしとて又被_レ遣ければ、重ねて沙汰し申しけり、かく計はせ給ひしかば、日を逐ひ月をへて下が下に至るまで自ら淳直に化しぬるやう覺えけり(下略)。

とあれば、彼が放鷹をもつて奸邪曲正の方便としたといつても決して過言とはいへないであらう。

天正五年十一月十三日、彼は上洛して二條新造の御所に入つた。同十六日右大臣となり、二十日從二位に叙せられ、同十九日御鷹山狩として参内、扈從の家士一同思ひ思ひに出立ち、頭巾を著し、金銀にてだみたる狩杖を携へ、先頭は弓の衆百餘人、何れも虎の皮の毛鞘を一樣に著け、次ぎ八十人それぞれ好みの扮装、御鷹十四を据ゑ、信長自身も拳に鷹を据ゑ、その前後には小姓衆、御馬廻衆綺羅星を盡し、その行装は京洛の貴賤僧俗をして耳目を聳てしめた。かくて禁中の日の御門より入らせられ、小御所御坪内に於いて鷹を御叙覽にそなへ、のち達智門より出て直ちに東山あたりに狩り暮した。此の日信長が自らかけた鷹がそれで大和國內郡に飛び去つたが、翌日大和國の住人越智玄蕃充といふ者、辛うじてその鷹を捕へたる功によつて、御服一重、愛馬等を下されたほか、年來闕所となつてゐた地行を新たに復し、御朱印安堵の書附を下されたといふ『信長記』。

その後いくばくもなく信長は明智光秀の叛逆によつて本能寺に自刃し、豊臣氏の治世となつた。秀吉は信長の故智にならひ天正十八年十一月三州の吉良郡に放鷹をなし、狩によつて獲た禽鳥を竿先きにつけ、それを吏卒に

擔がしめ二行に並んで京洛の巷を練り、聚樂亭に入つて後、月卿雲客を招じて鷹の捕つた鳥を引出物としたといふ『豊臣秀吉譜』。

秀吉の死後、豊臣、徳川の確執はつひに合戦によつて訴へらるる事となり、慶元兩度の合戦に據つて、天下は完全に徳川氏の有となるに及んで、その昔朝廷の専遊だつた放鷹は徳川氏の支配下に屬する事となつた。徳川氏の放鷹例は、慶長八年家康江戸入府の後、二年を経た十年十一月十七日、川越の忍へ鷹野に出御した事が『當代記』にみえてゐる。家康は在世中御鷹野の先へは必らず御女中衆を供として召連れる例としたといふ。晩年駿府に隠棲の後も遠方お泊りの鷹野には女中衆六、七人ほど内乗物にて御供されたといふ。のち二代秀次を経て、三代家光の時代に至り、上代にならつて鷹の私養を禁断せるのみでなく、巢鷹に就いても再々御觸れ書を以て賞罰を明かにした。

『教令類纂』初集十三

一 御巢見出し候者之事 其身之事は不申及彼五人組之者も、其年巢鷹之番をゆるし、見出し候當人に御褒美可被下事。

付、新巢見出し候者には其年は常之御褒美一倍可被下事。

一 巢鷹之巢をかくし、又は一巢之内ニ而鷹を盗み候輩有之バ可爲曲事假後日ニ相聞候といふとも、其自身ハ不レ及シ沙汰ニ類共ニ可レ行ニ死罪ニ事。

一 御巢の鷹ぬすみ候者之事申出るニ於而は假同類たりといふ共、その科をゆるし、御褒美として金子五十兩

可被下之事。

右守相ニ此旨もの也。仍而如ニ執筆件。

とある如く、寛永三年寅の三月、奉行の名によつて巢鷹の心得が江戸近郊に公布され、次いで『東武實錄』によると、寛永五年十月二十八日、江戸近郊四十二箇村の地頭に鷹に關する法度書が役役を経て廻附された。

一 御鷹の御意につかひ候は、此の御制御札 お墨印 木札にて可有之間、能能あらため御判無相違者にはつかわせ可申候。

一 上下のをとり鷹は、御鷹場之内ばかり宿次に相送るべき事。

一 御判なくしてつかひ候者、鷹師ともにとめ置早々可申上事。

一 御判なくして鷹をつかひ候を見出候には、御褒美可被下、もし見のがし候はばそのもの曲事に可被仰付事。

一 在々所々にあやしきもの、一切おくべからざる事。

右此旨を相守るべき者也。

一 したや 一小塚原 一板ばし 一し ば 一あさくさ

一 はし ば 一 おく 一 上板ばし 一 ざうしがや 一品 川

一 せんだがや 一 竹の塚 一 そるか 一 わらび 一 ふかつ村

〔以上十村 倉橋庄兵衛之を觸る〕

- 一 うなぎざや
- 一 かさそね
- 一 はつちやう
- 一 とねり村
- 一 ぬまた村
- 一 ひらゐ村
- 一 小松川村
- 一 ささめ村
- 一 はやそ村
- 一 やがら村
- 一 行徳村
- 〔以上二十四箇村 伊丹右衛門是を觸る〕
- 一 志村
- 一 あか塚村
- 〔以上二村 次里平右衛門是を觸る〕
- 一 浦和村
- 〔中村彌左衛門是を觸る〕
- 一 よの村
- 一 うへたへ村
- 〔以上二村 服部總右衛門是を觸る〕
- 一 六郷村
- 一 生麥村
- 一 網島村
- 一 かせ村
- 一 矢七村
- 一 おほ井村
- 一 小杉村
- 一 池上村
- 一 うのさ村
- 一 みその村

〔以上十村 小泉次太夫之を觸る〕

右御墨印木札渡候輩

- 一枚 戸田久助
- 一枚 加藤伊織
- 一枚 阿部新右衛門
- 一枚 小栗忠右衛門

この外徳川氏は御奉場あるひは御留場なぞの飼ひ附鳥の情況を調査し、またそれ等の禁獵區に於ける密獵者を取締る爲め御鳥見役なるものを設けた。しかし元祿以降は五代將軍綱吉の治世に殺生禁斷、畜類御憫みの禁令が發布されたので、従つて放鷹が廢止されたばかりか、放鷹のことを司どる鷹匠の頭梁も大番士にされ、平の鷹匠はこぞつて小十人組に入れられるといふ始末だ。従つて折角賜はつてゐた神田小川町（鷹匠屋敷のあつたと

ころから鷹匠町といはれてゐた）の構へも引き拂ひとなつてしまつた。綱吉に代つた家繼の時代にも一向田獵にたづさはらなかつたので、放鷹法のごときも全く中絶し御鷹野の故實を知悉する者は皆無かつたのであつたが、大久保佐渡守常春、萬藝に達するところより、八代將軍吉宗に見出され、享保元年十二月十一日、吹上の庭先に陪從して、鴻を二羽捕つて以來再び御鷹野の復活となつた。吉宗によつて放鷹の復活をみたのは如上の如くであるが、彼はこれを以て逸樂の興をそゆるといふ意味から復活したのではなかつた。寧ろ元祿以降一般世人の間に奢侈淫蕩の風を生じ、武士にして華美の衣裳をまとい、顔に粉黛をほどこし、腰に細身の太刀を帯ぶるといふ武士道の頹廢せるを慨し、かかる弊風を矯めて士氣の振作を計る方便から、放鷹を復活したのであつた。かく吉宗によつて復活されて以來放鷹は上代より層一層盛大となり幕中行事の一となるに至つた。かくて一面儀禮的となつたと同時にその反面訓練、練兵などの一段として重んぜらるるに至り、その鷹狩の種類には雉の御成、追鳥狩、鶉の御成、雁鴨の御成、鶴の御成等々であつて、將軍家が御鷹野に御成を仰出される都度、御勝手方より御定書なるものが役向に出さるのであつた。

『御勝手方御定書』

御鷹野御成之儀に付被仰出候御書付

一 御鷹野所々御成之節、御慰勞或は堅メ等之御用之外ハ、諸事常ニ不相替、町在郷迄可成程ハ家職之障に不成様に可申付候、たとへば御道筋之儀、橋など損じ候敷、何ぞ御供中障可成儀ハ勿論直させ可申候、其外見聞計に掃除申付、御奉公ふりに猥りニ人多く遺候様なる儀、却而御慰之妨を致と同様に候條、

かたく無用ニ候、若向後先極有レ之事と計存、無益之儀共申付候ハ、其向々之諸役人御答可レ被レ成候間、相極候事之上ニも猶又委ク心を付可ニ申出候事。

一諸役所より差出候御道具人数之事、委吟味いたし随分すくなく差出可申候、御延氣御鷹野先之儀御供廻り御番人并思召有レ之被ニ仰付候御人数之外ハ、萬事すくなく御膳所に至るまでも御不自由被レ遊思召ニ候處、自然御用ニ入るべきやと用意杯持參候儀上意ニ不レ叶、何とぞ御事かけさせられ候分は不レ苦候間、定之外物持參候儀堅無用ニ候事。

西享保十二年十二月

かかる御定書が役向に廻付され、初めて將軍御成先への供奉の人数が定められるのであつた。將軍お鷹野の折りの供奉の役人は享保三戌年正月二十六日の例によると、

『徳川禁令考』

- 御先 御徒十人、御徒頭一人、小十人頭一人一段、此段御刀持二人、松下專助、澁谷殿右衛門、御鷹匠一人、問見計若年寄衆、御側衆、御小姓、御小納戸、御目附、御徒頭御先立候御徒頭也下リ小十人頭御先立候小十人頭也、此所え下リ可ニ罷候ハ、此所え參ベク候、能勢三十郎ハ始終此所ニ在候伊奈半左衛門、御鷹匠頭一人、御鷹師貳人、同心貳人、藪田助八、御荷物壹人。
- 右之者其節御用ニ御座候御荷 三段此間三四丁程。
- 御茶辨當壹人 御水荷物壹人 御丸辨當壹人 御挾箱持壹人。
- 右之内手明き二人手明き之者臺をも持手代代りも相勤候。

御直鎗一筋、御手筒一挺、御騎馬持壹人、鳥持二人、小十人拾人、御徒拾人御先立候御徒也。下リ候ハ、此所え可ニ參候。 御鷹匠手明不殘、奥坊主一人、御部屋坊主二人、土主之間坊主壹人。

御先立有レ之節ハ段を切不申、御先立下り候ハバ、右之通段々切可申候。
戊正月廿六日

とあれば、將軍家御鷹野の御供揃ひが如何に大懸りのものであつたかを想像しうるであらう。かくて千住方面の御鷹野の折りの行列は淺草觀音まで本供で、ここから從者を省いて御小姓、御小納戸、御若年寄、御場掛の者のみが從ふのであつた。又船の時は龍ノ口にて從者を省き船に乗り、千住大橋に上陸、歸路は橋場より乗船するのであつた。晝の膳所は千住六月村の炎天寺と定まつてゐた。(住職を土用坊といひ、村の名主を暑右衛門といつた。まことに不可思議な名前ぞろひであるが、定めて由緒ある爲めであらう。)又品川方面への折りは、新番の隊士をして、東海寺を警備させ、總ての廻船を十五町ほど沖合に退けしめ、その中を自由に通行して鷹狩をしたさうであるが、のち庶民の難儀を慮つて禁止された。又龜戸方面への鷹野のさいは、兩國より麒麟丸にて堅川筋を經、天神橋下に至り、ここより上陸、天神の社頭にて漸時休憩の後、ここより請地村にかけて狩り暮し、木母寺に於いて午餐をとり、歸路は水主をして船唄を歌はしめる。鷹匠の服装は凡べて股引、野絆纏、バンドリを著用する。此のバンドリなる服は、あだかも陣羽織に袖を著けたやうなもので、將軍は藤色を用ひ他の從士は隨色であつた。但し紐は謁見以上の士は打紐を用ひ、餘の者は陣羽織を著用した。鷹匠は夏は管の一文字笠、冬は淺黄の頭巾を冠る事になつてゐた。假令將軍の面前といへど冠りものを脱ぐ事は決してなかつた。

鷹匠は慶長十二年徳川家康が北條氏の遺臣間宮左衛門尉を以て鷹匠頭となし食祿千五百石を給した。その後二代將軍忠の時戸田久助(關ヶ原以來の鷹匠)を起用し鷹匠頭となして千五百石を給した。當時越前、武州にわたつて五箇所の鷹匠役所が置かれ、前述せる如く神田の小川町に鷹匠屋敷を給したのであつたが、五代將軍綱吉の時鷹匠の廢止につれて鷹匠は全部小十人組に入れられ、享保初年八代吉宗によつて復活され、新たに鷹匠頭を二人とし、その席次を小普請の次とし御具足方の上とし間宮、戸田兩人をこれに任じた。のち五名となり、間宮家斷絶するに及んで小栗、森川、小林、能勢等がこれに代つた。明和七年内山七兵衛これを襲ひ、以來内山、戸田兩氏が鷹匠頭を世襲する事となつた。享保元年より江戸吹上に鷹匠役所を設け、千駄木、雜司ヶ谷の二箇所に鷹匠を置き、これを管せしむるやうにした。又關東に於いて兩組に五十萬五千石宛の地を定めて鷹場とし、鷹匠は兩組各謁見以上十八人、見習五人、同心五十人、見習二十人で、雜司ヶ谷の組頭は内山七兵衛、千駄木の組頭は戸田五助だつた。しかし元文三年十一月組頭は四人となつた。木村彌之助、高橋喜兵衛、佐々彦太夫、水上八左衛門が兩人づつにわかれ兩組に分れて勤めた。目附役は享保三年に初めて置かれたが、元文三年これを廢した。慶應二年幕府に於ける鷹野の廢止にもなひ鷹匠も亦廢止さる事となつた。しかし維新後宮内省に新たに狩獵の局課が設けらるるに至り、式部職主膳課の下に鷹匠が設けらるる事となつた。その人数は八人で判人待遇、鷹匠補などがある。衣裳は色較小紋の木綿で作つた股引、脚絆、背部と兩側の襟を割つたガス雙子の野絆纏といつた装束である。

囚みにいふ。鷹匠は室町時代には、馬上にて徒歩の鷹飼にあつたものは下馬してこれをやり過したといひ、近世では將軍の面前でも冠り物を御免されたので、いつともなく頗る驕慢の風を生じた。従つて鷹匠に關する非難がやうやく高まるに至り、享保の頃吉宗はこれをためたが、いくほどもなく横暴となり、世人厭嗟の的となり、鷹匠とい

へばあだかも腫物にふるる如くいみとわれ、怖手だつて敬遠された。

かくて幕年中行事の一つとなつた放鷹中、年の始めの鷹野を鷹狩始めといつた。勿論これといふ定まつた日はないのであつたが、馬始め、射場始め等と同じく新年の獎武的儀式の一つとして必らず行事された。されば、

『幕朝年中行事歌合』上五番右に、

民の戸ものどけき春の初とがり

かりにも常の道はありけり

と歌はれてゐる。この鷹狩始めには鷹飼共は四方にわかれて鳥立をもとめ、將軍自ら草鞋がけの扮装で、雪隠み分けて鷹を合す、かくて近侍の者に命じて鷹を合はさしめ又番士の中で射に俊れた者には弓を射させなどして終日狩り暮すのであつた。

『幕朝年中行事歌合』二十九左

御狩する駒場の野邊に立うづら

これも昔のしるべがほなる

とある駒場の小鷹狩は、享保の頃諸手の駈引を習はしむる目的から、吉宗が是を催したのに起因し、その後年毎にその例に習つて小鷹狩を行はせらるる事となつた。番頭、番士、鷹飼といはず凡そこの日の狩にあづかる者は、皆思ひ思ひの華やかなる装ひを凝し、番頭は采を執つて一同を下知し、供奉の者は小老以下唯だ馬にて扈從するのだつた。かくて將軍たて場に成らせ給ひ、御氣色あるや、小老を始め近侍の人人中奥の者皆擧つて駒に乗

り込み、馳て將軍が御馬に召され隊伍を亂さず狩場に成らせらるるを待つて、番頭始め諸士も亦馬を進め勢子を入れて鶉を追ひ出し、落見の騎馬落草を見て告るや、一同銜を揃へて輪を乗る。此の時目附役馬を早めて將軍に告ぐるや、將軍直ちに馬を早めさせられ、扈從の士一同乗り連れて將軍の後に従ふ。汗馬の行違ひ歩立の走り遮る態、その形容あだかも戦場に望めるにただならない。時分をはかつて將軍、少老もしくは御側衆たちに鷹を合はさしめる。此の事を司どる番頭も、特に御許あれば鷹を合はす事もある。馳て狩も一段落となり、將軍小高き丘に憩はせたまひ、番頭、番士だけの大輪乗りを御氣色うるはしく御覽あそばされ、それより駒場の狩屋へ入らせられ、番頭を初め供奉の面に果實あるひは酒肴などのおふれまひがあつた後、番頭四人特に席を設け、小老出でて將軍の仰せを傳へ、かくして御歸館となるのであつた。

雉の御成は四月中旬と定められてゐた。狩場は千住あるひは三河島あたりに、前もつて高さ凡そ五丈餘りの小丘が築かれてゐる。將軍は當日此の小丘に登つて御鷹野を上覽さるのであつた。一の勢子、二の勢子、三の勢子と分れ、遠方より聲を擧げて鳥を追ひ寄る状を、靜かにみそなはせられ、將軍の上覽席に近づくを待つて勢子一同喚聲を擧げる。同時に山陰に前もつて飼つてある雉を一齊に放つを、將軍得たりと拳に据ゑてためきつてゐる鷹を合す。此の雉子狩には各組より鷹を十一聯づつを出す習しとされてゐた。

追ひ鳥狩は小鷹狩のごとく駒場野にて行はれた。大抵隔年に行事された。兩御番、御書院番等いづれも騎馬に

て、服装は陣笠、陣羽織、野袴を著し、將軍は白き采を持ち使ひ番は赤き采を執つて指揮をなす。勢子が四方から駒場を圍繞し、一人が中央にあつて扇を揚ぐるを合圖とし、勢子一同四方より馳せ寄つて棒をもつて雉を打ち殺す。かくして一番誰、二番誰と見證役が記録し、將軍の見參にそなへるのは、とりもなほさず戦場に於ける首實驗になぞらへる爲めであるといふ。この狩はじめに雉は豫め絲にて括り置き、鷹は二聯そなへて置くのであつた。

方目の御成は五月に行はれた。大抵隅田川筋に於いて行はれた。方目の鳥を追ひ出すのは御徒土方、御舟手方の役とされてゐたが、臨時に鷹匠に申附らるる事もあつた。但し御徒士の者や御船手の者の場合はその役柄當然の職務遂行といふかどで格別の賞與はなかつた。鳥は常常豊富に飼ひつけてあるので、誰にでも容易に追ひ出せたのであるが、特に鷹匠に仰せつけらるるのは褒美を與へる爲めであつたといふ。

鶉の御成は十月十日と限られてゐた。これは一名駒場御成ともいはれてゐた。この狩は美濃の大垣陣に模せられたものであるから、狩の行装は常の狩装束とは異ひ、陣笠、陣羽織、野袴のいかめしさであつた。將軍は馬上より鷹を放つ、狩獵の後膳所に於いて將軍手づから柿と餅とを撒き散らして一同を犢ふを例とした。

雁鴨の御成は十月であつた。これの飼附場は濱御殿あるひは隅田川邊と限られてゐた。

鶴の御成は例年入寒後に行はれた。鷹野中第一の假儀で、飼附場は三河島に十五箇所、その他小松川、品川等にもあつて、一箇所を一シロと唱へ、二代に飼附人二人、十五箇所に鳥見四人をつけられたといふ。狩は午の上刻に始まるのが定例となつてゐた。午後（二時より三時）になつても鶴の捕れない時は、將軍は決して喫飯しなかつたといふ。これ如何にこの日の狩を重んずるかが想像されるであらう。當日鶴を捕つた鷹匠には金五兩を給ひ、取りおさへた者には金三兩の褒美が出た。鶴は鷹匠が刀を取り、左の腹を割き臍を出して鷹に與へ、その後を縫ひ合せて將軍の封印をつけ、直ちに朝廷へ進獻するのであつた。但し鶴の腹を割くにさいし三度唱言を唱へて後ち初めて刀を下すのであるといふ。この狩には鷹各組三聯づつを出す定めとされてゐた。但し兩組一年交替とする。仙洞御在世には四聯であつた。これは朝廷へ二羽進獻される爲めだつた。此の鶴を京部に進獻するといふ、いはゆる鶴獻上の一儀は、將軍はかくの如く皇室を尊崇するといふ形式をみせつけたもので、いはば徳川氏の對京都政略の一政策とでもいふべきであらう。

鷹野を以て獎武的方便とした吉宗は、その昔右大將頼朝が鎌倉武士の士氣を振作する方便から、富士の裾野に卷狩をした故智にならひ、小金ヶ原に鹿狩を催して、軍馬の駈引、あるひは歩立のゆき違ひなどを行はせ諸士の剛意を試みられた事があつた。狩の供奉は若年寄、御側衆以下の面面、何れも華美やかな狩装束、大手橋より將軍は騎馬、隨身は徒歩で、常磐橋より本町通りを経て、兩國に至り、大川御座といふ船に乗られ、一同亦それぞれこれに従ふ。船には種種の船標が建てられ、やがて配肴が出る。かくて合圖の太鼓が鳴るや、鯨舟が左右に列んで將軍の御座船を曳く、數多の大船が太鼓の拍子につれて墨田の川面をすべつて行く（但し、晝間なれば船の

進退は軍扇によるのであるが、夜間の折りは太鼓を以てする。やがて墨田堤を右手に眺め、綾瀬川の入口より將軍は小川御座船に移られ、水戸橋より上陸して、馬を急がせ、小菅、龜有を経て新宿に著く。この架橋を越えて關東平野、大戸根のこなたを劃する松戸の渡舟場に至る。此方の岸には將軍の御座船騏驎丸が今日を晴れと飾り立てられてゐる。ここはその頃武藏と下野の境界であつたので、關所が設けられ、武器厳しく立並べ、警戒おさおさ怠りない。松戸川には二十餘艘の舟を横繋ぎとして船橋を架け、その上に臺を構へさらに厚板を敷並べ砂を敷いて、左右に欄干を設け、太さやく一抱へほどの檜皮の綱で船橋をつなぎ、その綱を竹の簧で捲いてあるのは、波浪によつて船が揺れると檜皮が擦れ合つて火を生じるを慮つてかくするのであつた。對岸には櫛の角を三本照の足の如くに立て、此の綱に鐵の鎖りを添へて縛りつける。これ等はいづれも將軍家の日光御社參のりの栗橋に架ける船橋の例を模倣したものにほかならない。かくて兩岸には松を植ゑ垣を設ける。

將軍が松戸の宿に著御するや、その日の狩奉行を始め、先著の人人が出迎へ、此處で朝食を終へて、乗り替への駒に乗り替へて狩場をさして急ぐ。騎射歩射の面面も各々その後附従ひ、田安、一橋兩卿も亦騎馬にて従ふ。かくて狩場に著するや、今日の狩場役たる若年寄、御小納戸、牧場の掛り御先手役などが、將軍より先著してゐて將軍を出迎へる。

さて當日の狩場の次第は、右手の土手について御持組の宿直所があり、左手の土手に添うて馬見所があり、その中央が狩場の入口となる。將軍がこの狩場の入口をはひるとき、諸番頭、組頭一同左右の御道筋に伏して敬禮する。すべて布衣以上の衆は、狩衣にさまざまの紋を思ひ思ひに華やかに染めてこれを著し、番番の人人はその

組組の旗指物と同色の羽織を着て目標とし、此の組組の衆は孰れもその頭人が引率して、二日以前より五本木といふ所の假屋に著し、終夜鐵砲を打ち、數多の篝火を焚いて駈引の訓練にいそしんでゐる。まづ一番の貝が鳴るや起床して朝飯を喫し、二番貝を合圖として假屋を出で、三番貝の鳴るを待つて追駈騎馬の面々が南門より進む、四番貝で御書院番、御小姓組の徒歩の勢子が東門より出で、勢揃のまつたく調ふるを合圖に將軍がたまなく閱兵する。將軍の閱見終つて暫時駒を駐めて息ふ面前を、御目附、御使番など十六騎順次君前乗りの禮をなして乗り過ぎ、追駈騎馬の中に加はつてその進退を指揮する。一同の準備全く整ふを待つて、將軍西より南へと馬をすすめ、眞先に御鳥見役二人、左右に立つて先導し、次ぎ御目附役陣羽織を著し騎乗して前驅し、その後には犬十疋に一疋づつの犬飼がついて二列になつて従ふ。犬掛の鷹匠は中央に立つて進み、騎射の面々二列となつてこれに續く、その形容、いづれも網代笠を冠り、華やかなる胴着を著し、色美しき弓小手をあて、行躰をはき背に矢を負ひ重藤の弓を左手に取り、鞭を持ちそへて肥え太りたる駒に乗り連れて進む。そのあとに小十人二十人、いづれも徒歩で矢を負ひ弓を取つて進む。次ぎ白毛の三間柄の直槍二本、いづれも鷹匠が持ち、別に槍持替りとして一人づつ附き添つて進む。次ぎ御徒衆十人、小十人頭、御徒頭等二列となつて進み、その次に將軍の薙刀、次いで騎乗せる御小納戸衆四人、いづれも綾蘭笠を被る。これ當日の狩場奉行である。次に御馬役が左右から御馬の口を取つて引き従ふ。これ即ち引馬である。その次に將軍が進む。將軍その日の形容は、まづ笠は銀筋打つたるを紫の帛で蔽ひ、裏に金箔調ひたるを被りなし、緋の陣羽織背は葵と篆字を金糸にて刺繡れるを著用され、蟠龍を織出したる天鷲絨の袴、淺黄縞子の脛當に毛沓を穿き愛用の名馬に御す。此の時の將軍著用の笠は富士の巻狩の折り

の頼朝の笠型を模倣したのであるといふ。將軍に扈從して御小姓頭以下六名はいづれも徒歩、そのほかは騎馬で左右に附従ふ。そのほか御小納戸、中奥御番、御小姓の面々あるひは徒立あるひは騎馬にてその後に従ふ。いづれも綺羅星の如く華美なる羽織を著け、騎馬の衆は槍を鞍壺に取添へて鎧を踏んで跨り、三列もしくは二列に乗り連ね、この後に將軍が鹿を突くに用ひる槍二本を鷹匠が各一本づつ持つて別に一人附添ふ。次ぎ御弓一挺、御鐵砲二挺、床几、敷皮などそれぞれ鷹匠が持つて續く。その後へ茶具一式が行き、茶坊主五人が附添ふ。次に御目附、御徒目附、御仲間頭、御小姓目附、御小姓頭の順で従ひ、この次へまた將軍家の直槍二本、投鞘、十文字、鐔槍各一本づつが従ひ、これについて將軍家の乗替へ馬が進む、この間數歩の歩間を置いて田安、一橋の兩卿にそれぞれ供廻衆が附添つて従ふ。この後も歩間をおいて、種種の紋様を染めた羽織に小袴を括り、鷹當して馬に乗り、槍を馬添ひの衆に持たせた御小納戸十五人が續く。但し布衣以上は馬添二人、以下は一人といふ定めである。御鷹匠頭内山七兵衛、その外御膳奉行、御目附、御使番などが續く、以上の内御目附、御使番衆は總て袖なし羽織を著し、鷹當をしてゐるのは他の者と見紛らるるをいとふ爲めである。この後に老中、若年寄數人、御側役數人、大目附、御使番、奥御小姓衆など十六人、いづれも騎馬にて二列となつて乗り續き、御船手向井將監、中奥御番の衆なども従ふ。その日の狩りの人數無量三千人であつた。

さて狩場を瞥目すると、まづ御小姓六人、御書院番六人、大御番組六人が向つて右の方にいづれも纏を立て、隊伍を整へて備へ居る前を將軍が通る。この十八人の中には駈騎馬に定められた者もある。將軍は御小姓組証騎馬の後を過ぎ、正面の先手十數人の隊の備へをみて左にきれ、御書院番駈騎馬の乗り並べる前を通り、御徒頭等

が御徒の備へ、吹上奉行の御庭者の備へ、御鷹匠の備へ、小十人頭、新番頭等の組備へを隄して四本松の中を通り立場に昇る。立場の右方三百七十間にわたつて網を張りめぐらしてある。左の方は竹の荒垣を百六十四間結び渡して、これに潛門が二箇所設けてある。その前方に萱根がある。このあたりに大目附、那代、御目附、御使番、中奥御小姓などが馬を立て列べてゐる。狩によつて獲た獲物は此の門より入れる。又竹の荒垣の内には御馬三十五疋を繋いで數本の槍を架け渡し、その末に久世丹後守が提灯の形をした馬印を立て數多の人数を召集めてゐる。又右の方網を張りめぐらした邊には、大御番、御書院番、御小姓組の備へまでやく百間を隔て、後の方東南へかけて斜めに三十五間づつの萱垣を六箇所結つてある。その垣の間には百姓の勢子が三十五人づつ控へ固め、此處には勢子頭が牧場の士十一騎を従へてゐる。左方西北へ斜めに萱垣を三所結つたところに、御小納戸頭が同じやうに控へてゐる。

將軍の居る立場は、黒木で高く七、八尺あまりの櫓を結び、二十八間ほどの箇所を圍ひ廻し、その中に十六間四面、高さ二丈の臺を築き、上方八間四面を平坦にし、そこに假屋が建てられてゐる。四方の坂に昇降口があり、坂の口に各門が設けられ、ここを御庭衆が守つてゐる。この假屋の後方に葵の紋を赤赤と染めた大吹貫を立て、竿先に金の麾を挿しかざし、この旗を狩場の標識とする。この左右に弓、鐵砲、長刀、槍等將軍家の武具を飾りつけ、前方には白吹貫白布の標、麾を立て。貝の役を勤める者は正面の坂下に控ふ。貝を吹くさいは坂の中段に登つて吹くのである。將軍の假屋の右方に少し低く設けられたのは、田安、一橋兩卿の物見所で、後の下方には御膳屋を始め、兩卿の休息所、老中若年寄、御側衆、御小姓、御小納戸、御醫師等の休息所が建て並べられてゐる。

騎射の面は御立場の下、右手の松林の下かけて五騎、六騎づつ並び控へ、犬五匹は立場近くに繋がれ、残り五匹は鹿、猪、野兎等にかけて合す爲め鳥見の衆がこれを預る。やがて大筒のかり役が猪矢を打つ、これいまより狩始むべき合圖である。これをきつかけとして勢子一同、野といはず丘といはず雄叫びをあげて鹿、猪、野兎等を追立つる。その雄叫びの聲山野に木魂して天地も爲めに震撼するほどである。折しもあれ、荒れ狂ひたる野猪一疋、西南の圍みをついて飛び出づるを見、鷹匠頭戸田五助が橋木を打ち鳴らすや、竹垣の末に備へてゐた新番の御徒士、吹上の衆、御鷹匠たち一同こぞつてこの野猪を取り圍み、御前の白吹貫を振るを合圖として、百人組のほか諸組の備へが、この寄まで百六十間が程ひたと寄り進む。また御目附、御使番がそれぞれ傳令し、追駈騎馬の御小姓三十五人、御書院番三十五人、大御番三十人總勢百騎を一番より四番の四組に分け、一組二十五人づつとなつて野猪を狩場に追入れようとする。又駈騎馬のものは組を一ノ手、二ノ手、三ノ手にわけ、狩場の左右に馬を並べて控へてゐたのが、白布の標が横さまに振らるるをみるや、各々纏を振つて一、二、三ノ手を一處となし、標の麾下に馬を乗り寄せ、柝木を打つて隊伍を整へ四本松近く横さまに駒を並べて野猪の行手を遮り止め、立場にこれを入れまじと競ふ。この間騎射の人人は間髪を入れず、馬を馳せて野猪を取籠めひたぶるにこれを射る。かくて數多の矢を負つて哮り狂ひつひに斃るるを待つて、御庭の者共がこれを荷ひ將軍の面前に持参する。野猪が斃れるや御小納戸の騎射は立場に行つてお傍の騎馬に加はる。表の騎射は中奥の人人の馬を立ててゐる末に並んで合圖を待つ、やがて白吹貫がふるるに及んで、百人組、御先手組、御持組などの頭人、麾を採つて指揮するに従ひ、備へを立て連ねたるまき後に戻り、纏を後にしてもとのところに引歸して備へる。追駈騎

馬の一隊は、一番の組は白柄に白き總つけたる鞭、二番組は柄總とも赤き鞭、三番組は黄、四番組は紺と各組色とりどりの鞭をもつて馬を駛らせ、獸を逐ふ。狩場を遠巻きに固める勢子の旗幟がはるか彼方にほの見ゆるを待ち、將軍より近く寄れとの命が下るや、五騎、六騎馬を奔らせ四方を駛らせ、四方に傳令するや、漸次旗幟が近づいて來るに従ひ、野猪、鹿などが一散に飛び出して來る。この時白吹貫が振らるるや、百人組そのほかの者も最初の如く鐵砲を放ち、この寄せ近くまで寄せてゆくとき、諸組の圍んでる後方から、追駈騎馬が獸を追入れる。諸組の勢子は備へを開き、獸を狩場へ入れて、やがて後を立ち塞いで取り圍む。白布の標が右輪に振らるるや、駈騎馬は最初の通り纏を振り合せ、標の麾の下まで一、二、三の手皆乗りつめて、柝木を打合ひ、網の内へひたひたと乗り込み、一騎づつ隔てては乗り抜け、六十騎二列に並んで御立場の右の網の木へ乗り寄せ、六十騎の内三十騎づつ互に入り替つて獸を突伏せ、各々自分自分の姓名を書き記した札を、その獲物に添へ置いて引き退く。この駈騎馬の槍先功名が猶ほ盛んなる頃、御立場の前の坂で貝の役人が貝を吹き立つると、網の外百間あまりの箇所に控へてゐる大番頭が、貝の聲に和し太鼓を打つて三拍子を合せ備を徐徐に繰り寄せる。この網百五十間のうち六箇所に揚げ下しの装置があつて、一箇所毎に吹上の御庭衆五十人宛が警護してゐる。白麾の標を振るを見て大御番は太鼓を急打し、網の元十四、五間のところまで押寄せると同時に、御庭衆は網を卸して逃げて來る獸を外に出す。網外に備たる人人は手毎に槍を繰り延べてこれを突き殺す。各組の與力同心などは竹杖を以て獸を追立てるを大御番の人人は思ふさま獲物をとつて退くと、引き續いて御書院番頭が入り代つて同じやうに太鼓を打ち獸を獲る。御小姓組の人人も亦同様であつた。次に白布の標を左輪に振る。これは將軍の傍にゐる者の下り立

つべき合圖なので皆槍を取つて出るが、各組の備へはそれぞれとの如く圍んでゐる。その圍みの中で待立てる。

この時獸物を追ひ詰めよ。といふ將軍の下知が下れば、聲の下より掛役御立場の下より馬を飛ばせ、五百間にあまる距離を一氣に駈け廻り、備へ備へに命を傳へて駛せかへる。駒の蹄めも地に著かで唯宙を駈くるかと思ゆる早駈の妙技も、今日纏て加賞さるる功名の一つである。この一令にその時まで霞の彼方に喚き叫んでゐた勢子一同、みな間近に押し寄せ、一齊に狩叫びを擧ぐる。これに和して鐵砲の音懐じく鳴りとどろけば、鹿、狐、貉、狸、兎など驚き周章てて走せ惑ふをみな網の中に追ひ入れる。この追ひ込みには將軍も白吹貫、白布の馬標を眞先に押し立てて馬上勇しく乗り進めば、重臣の面面こぞつて附き従ひ、田安、一橋兩卿は馬にて網外に退出する。これは宛も逃ぐるを追つて追ひ打つ平場合戦にただならない。

かくて諸手の備へは愈々堅固に堅め、網近く働いてゐた大御番、御書院番、御小姓組の三番頭もみな中の寄に退いて備へ、六箇所の網も一樣に引上げるので、いまは狩りこめられた獸の出る隙間もない。ここで眞先の白布が横に振らるるを合圖とし、駈騎馬のもの最前の如く標の麾の下まで乗りつめ、白布を輪にふればまた網近く乗り進んで圍み立てるを、將軍家手づから槍をとつてめぼしき獲物を仕止め、餘の者もこの時とばかり晴れの功名を競ふ。かくて白吹貫の白布が一齊にふるるを待つて退き、また進んで狩り立て立場の下で大筒の鳴るに及んでさしもの狩も終局となる。

大筒の鳴りとどろくを合圖として、各組組の頭人は人數を卒みて備へを退く、稍々あつて將軍の面前に老中を召し、今日の狩り諸事萬端整備せるを賞し、陣羽織など御加賞ありてのち御歸還となる。歸路の行装は出立の時

と些の變化なく全く同様であるが、數多の勢子が狩にて獲た獲物を擔ぎつれてはるばると續く光景は一段の見物だつた。

かく狩又は鷹の捕つた鳥は殊のほかの珍味として賞美された。就中鷹のとつた鳥は上代には鳥柴の如き儀禮的な進獻があり、近代には鷹の鳥の饗應などがあつた。殊に將軍自身が拳に据ゑて捕つた鳥を御連枝方あるひは譜代大名などに饗應する例は八代將軍吉宗の時に始まり以來代々の恒例となつた。

一 御拳之鳥御料理、連枝方溜詰御譜代大名江七年目程に而於御城御料理頂戴被仰付候事右古例者
享保三年三月、御拳之鶴御料理被仰付詰衆老中摘子、御奏者番江被下之、右何も於酒湖之間御目見得有之、此外諸公方於席々御目見意有之、此外諸公方方於席々御目見御料理始而御獻上。
とある。但し鷹の鳥の饗應をうけ、これを賞翫する儀禮は他の饗應と異つて獨得のものであるので、「小笠原禮式」の條を參考の爲め次に掲記しよう。

- 一 鷹の鳥は、亭主より挨拶あつて出すべし、左なくとも必別足を上に引て盛る事故、別足あらば鷹の鳥なるべしと心得て、賞翫褒美の會釋有べし、其の禮の意左に記す。
- 一 鷹の鳥、平人はかなかけ共に持舉て戴く也。我が身貴人か主君ならば、かなかけを右の手に取り、左の手にて持ち直し、右の手を以て鳥ばかりを取舉てそと戴く也。汁に煮たるは戴に不及なり。汁に煮るは略儀なるが故なり。
- 一 坐敷に因り人に因て膝を立て、カンナカケを取上げ戴き、左手に持て右の手にて摘食ふべし、又手をつ

き亭主に向ひ褒美して、夫よりカンナカケを左の手に持上げ、右手にて摘食ふ也。又亭主鷹の鳥の由申され候はば、一禮を述べ箸持ながら摘喰ふ也、其後は箸にて食ふべし、始終手にて食ふ時也有、何も上中下の心得有べし、口傳を得べし。

- 一 雲雀は掛爪より喰始め、鶉は頭より喰始むべし、口餌の所故なり。
- 一 鷹の雁など汁にしたる時は、足を細く切て上に盛て出すか、又亭主より鷹の鳥の由挨拶有べし、此時は箸を取直し褒美す、人に因て膝を立て敬て褒美する也、汁の時も人により上盛を一切摘み喰ひ、其後は箸にて食ふこともあり、然ども汁の時に手にて摘食ふこと、努々あるべからずと也。

とある、又將軍が拳に据ゑて捕つた鳥を諸大名に賜はり、もつて諸大名を懐柔する政策はやはり、八代將軍以後の恒例だつた。

- 一 御鷹之鶴拜領、御三家方、同嫡子方、御隠居方御使以兩番之内被遣之、御禮御登城有之、御在國之加賀守、松平陸奥守、松平薩摩守 右當主計江上使御使 右之外國持家并准國主江以順年替ニ被下之 在國在宿次を以被下之、古例は在府 番を以被下之
- 一 御鷹之雁拜領、御三家方、御三卿方、同嫡子方御使以兩番之内、十月下旬より十二月迄之内ニ被遣之、御在國之 外御連枝方、國持家、并表四品以上、大廣間席溜詰、帝鑑間、御譜代城主以上之衆在府中 十月下旬より追々 被下之 御老中、若年寄、雁之間詰衆、御奏者番、右前日奉書を以被爲召、登城之上、於席拜領之、帝鑑 而も被叙四品候得べ、御鳥貳羽ヅ、拜領、雖爲三 十萬石被叙四品無之内者、壹羽ヅ、被下之。

一 御鷹之雲雀、御家門方、御嫡子方、御隠居方 七月下旬より御使御番頭之内を以、數五十羽ヅツ被_レ遣_レ之候事、在_レ國之節者、宿次を以被_レ遣_レ之。 御連枝方、國持大名、四品以上、大廣間席溜詰 右ハ上使御使番を以、在_レ府之節計被_レ下_レ之、雖_レ三隠居、在_レ府江ハ當主同様、數三十羽ヅツ被_レ下_レ之。

一 御拳之鳥、御家門方、并松平加賀守江三年目程ニ而被_レ進被_レ遣事。
とある。吉宗によつて復活された放鷹はかくの如く盛大に遊事され、幕府年中行事の一つとなり、以來歴代互つて遊事されたが、慶應二年放鷹の廢止と共に一たん中絶したが、明治維新後宮内省に狩獵に關する局課がけらるるに至り、再び復活さるる事となつた。

かくの如く上代より、高貴貴顯の翫あそぶところとなつた鷹は、徳川氏時代に至り、唯一の民衆藝術たる俳の取材となるやうになつた。

小鷹の犬は引のけておけ
御既や親の祈禱の猿まはし 貞徳
鷹に聲のけんをとらるる雉子かな
犬ぞ食はせぬ殺生鷹の鳥 季吟
拳まで聞註すゑ鳥や鷹つかひ 春清

註。暮そむる尾上に鳥を閉居て嶺分めぐる鷹の狩人。と古歌にもあるききすゑ鳥は、明日の狩に今宵より鳥の

ありかを閉定めて野に出づるといひ又雉子の鳴くをば野山によりききすましとるともいふ。

鷹一つみつけて嬉し伊良古崎 芭蕉
ある皇子の忍ぶありきや初鳥狩 西鶴
めづらしき鷹わたらぬか對馬沖 其角
雀註の目の小鳥に通ふ木蔭かな 其角
註。つみは兎車に同じく小車。
鷹やまた生くるを放つぬくめ鳥 親盛

註。ぬくめ鳥は、『後京極鷹三百首』に、鷹のとるこぶしのうちのぬくめ鳥、氷る爪根のなさをぞしる。又『西園寺殿鷹百首』に、空さゆるひとよの鷹のぬくめ鳥、はなつ心もなさけあるかな。とある。このぬくめ鳥とは、鷹が野をかける時深く爪を噛む爲め、寒夜小鳥を生ながら、鷹の両手にとりかくし、爪足を温め、翌朝その鳥を放ち、小鳥の飛び去りし方へは三日行かず、爪根の情にむくゆるをいふ。

この外、忌憚なき里俗の言を用ひて諷刺をもつばらとせる川柳、又狂句なぞにも數限りなく取材され、さらに何時頃ともなく鷹をとり入れた諺風をすら生じるに至つた。一富士、二鷹、三茄子は除夜の夢にみても上上吉といはれあまねく人口に膾炙された。又鷹は死すとも穂はつまず。と潔癖なるにたとへらるるもあり、犬骨折つて鷹に捕らると。勝利の徒勞に終れる比喩にも用ひらるるかと思へば、百貫の鷹も拳をきつて放たねばしれず。

と人世登龍門の試煉にたとへ用ひらるるなど、ここに至つて鷹のもたらせる諺風も亦輕視しえないと思ふ。

第三節 鷹 飼 派

鷹狩の流行にともなひ鷹犬の調養上魔法なるものを生じるのは當然過るほど當然の歸決であるといはねばならない。すでに仁徳天皇の朝に酒公が鷹に韋緒を著け、その尾に鈴を作けた事實は確かに魔法にのつとつたものであると斷じうるのであるが、これ以上の記録は全然存在しないので如何なる鷹術によつて鷹が調養されたかは到底付度しえないのである。思ふに魔法の濫觴は、一條天皇の御宇に於ける出羽守源政頼（或は齊頼）であらう。『養鷹記』によれば、百濟より本光、袖光が鷹狗を買したる折り、政頼は勅を奉じてこれを越前の敦賀に迎へ、指呼の術並鷹を眩にする術を傳授されたといひまた故竹流の傳書によれば、米光等の來朝せるさい政頼魔法の秘奥を相傳しようといふ欲望から、小竹といふ美人と珍器、珍財を送つて米光の歡心を買ひ漸く口傳をえたといふ。是否はともかく出羽守政頼が百濟より來朝せる米光、袖光によつて魔法を相傳されたといふ説は後世等しく史家の認むるところであるから、魔法は政頼を以て宗とするに異論はないと思ふ。一條天皇は永延元年より寛弘八年まで在位された。その間兼家、道隆、道兼、道長と藤氏四代の攝關が代つた。従つて政頼の鷹術は藤氏の執政時代に異常の進境を示し、その後その遺著を傾倒せる『齊頼十二卷書』なるものが作られたのであらう。政頼（齊頼）は字音を以てせいらいといひ、此の十二卷書の中には『齊頼流鷹飼次第』一卷が含まれてゐる。

出羽守政頼は、駿河守忠隆を父とし、權大納言齊信の女を母とした。父忠隆は鎮守府將軍滿政の二男で清和天皇の五代の孫であるといふ。源家の血統たる政頼が武將の祖父を持つ干係から、彼の至藝は主として武家に傳はつた。ところで政頼の子孫は『養鷹記』にその子孫あるを聞かず、といはるる如く家系を傳へるものは全然みあたらない。

また鎌倉時代の宮廷に於ける鷹法は西園寺、持明院兩家の代代に相傳してゐたのであるが、就中ときめく鎌倉幕府と密接なる干係にあつた西園寺家が當道のオーソリティーとして重視されてゐたのであらう。しかしさうした幕府との干係以外西園寺家の血統をつぐほどのものは、代代放鷹に絶大な關心を有してゐたばかりでなく、歌道にも堪藝だつたので『西園寺殿鷹百首』なるものが入道相國實兼によつてもせられた。

實兼は、後深草、龜山の外祖、常盤井相國實氏の孫で實氏は西園寺相國公經の子であつた。その家系は公經、實氏、實兼、公衡となる。

西園寺に對立する持明院（國基氏）は、鎮守府將軍藤原基頼の曾孫で、基頼は大宮右大臣俊家公の二男、母は常陸之介源爲弘の女であつた。基頼は外祖父の武勇を繼いで弓馬の道に達せるばかりでなく、鷹犬を好んで頗る斯道に探藝した。後年佛堂を草創し持明院と號し、つひに斯の派をして持明院流と號せしめたのであつた。基頼はその後鷹犬の古實を記して之に『十卷書』と名づけた。基頼の子大藏卿通基、その子權中納言基家に至るまでよく家藝を相傳した。基家の長子は侍從三位基宗、二男は基氏である。

この基家の時に至つて園家が出でた。一條兼良の『尺素往來』に、當道相傳練習之家々、園中將、坊門少將、楊梅侍從以下並御隨身、秦下毛野等。とある如く、室町幕府の頃に至つても公家に於ける魔法は以然として殘存してゐたのである。園家の家系は基氏、基顯、基藤、基成、基隆、基光、基秀、基有、基富、基國、基定、基任と續いた。また楊梅家は太宰大貳季行の流であつた。坊門家は持明院基頼の弟宗通より起り、重行、重季、忠行、經季、親忠、兼行、兼高、兼親、兼英、兼重に終つてゐる。

政頼の流を相承した禰津神社は信州諏訪神社の贅鷹を司つたので、従つて禰津流が贅鷹派の宗となつた。禰津の家系は清和天皇第四皇子貞保親王八代の孫平權太夫重遠に起り、その二男、根津左衛門尉重直、その子を神平貞直といひ、貞直の子宗直はのち任官して美濃守となつた。宗直の子宗道、宗道の子敦宗、敦宗の子宗光を大宮新藏人といひ、宗光は御所御鷹飼の祕訣と、酒公、米光、由光の流を一統して相承することとなつた。宗光十五代の後を美濃守信直（後入道して松鷲軒常安）といつた。この松鷲軒の門下中逸才輩出し、屋代越中守（信州更科屋代の藩主）、吉田多右衛門家久（初め織田信長に勤仕し、信長の歿後徳川氏に仕ふ）、熱田贅鷹飼伊藤清六、小笠原（小笠氏は信州の名族にして、その傳系は、長時、貞慶、小池甚之丞、宿久源太夫、野間門兵衛、井上與一右衛門、堀池權左衛門、土肥源左門、同軍藏、小内藤平）。荒井豊前守（傳系、甥六郎左衛門、徒弟無菴（荒井七郎の時徳川氏の御鷹方として勤仕。孫十兵衛、その孫十太夫、十太夫の孫高國いづれも幕府に勤仕す）。平野道伯（平野流、その傳系、道伯、玄正、荒井修理之助、柳田左門、赤羽重左衛門）等で何れも新得發明して一家をなした。

以上は何れも米光、袖光より政頼に傳はりたる魔法が、いく分の新得發明によつて各々一家をなしたのであるが、それ等の魔法に何等の拘泥さるところなく独自の魔法を創見した横井作左衛門時久の功績は放鷹史上特記すべきものである。時久は字を一弓といひ、號を永張といつた。彼は弱冠の頃、東照公（徳川家康）に従ひ、軍功を以て千九百貫の食邑を賜はつた。後、關ヶ原の役に先鋒となり、敵とわたり合つて胃先を斬られた。東照公これを見て大いに加賞された。後年大坂陣の役に徳川義直に従つて軍功を現はし、歸陣のち鐵砲組頭となり祖父江法齋の城地を給はり、ここに永住の地を定めることとなつた。彼は天性鷹を好み才の間にも常に鷹を臂にしたほどであるから、勤仕を辭して祖父江の采地に還つた後はもつぱら鷹をつかふ事を愉しみとしたといふ。ある日百姓だちの野良仕事を見物に出かけ、ふと江川の畔で一人の老婆が白布を洗はうとして布を竿につけて流れに浸した折り、岸邊にあつた鴨の群れがにはかの水音に驚いて飛びあがつた瞬間、さつと宙より舞ひ下つて來た鷹が鴨をとらへて飛び去つてしまつた。始終を見聞した彼はその日家に歸つて、その子時之、時有の兩人とはかつて見聞に基づき暢念を凝らし、巧夫の結果、つひに竿鷹の魔法を創案するに至つた。

『尾張名所圖會』後篇二祖父江竿鷹の條に、

横井十郎左衛門先祖作左衛門時久、鍛練して仕出したる鷹術あり、其子小平太時之も鷹功者にてありしかば、國祖君鷹匠頭を命じ給ひしを故ありて深く辭し、資弟猪右衛門へ術を譲りしより、今に絶えずして其家に傳ふ。さて此竿鷹は尋常の業とは異にして、鴨のおりる池川より四、五町も此方にてこぶしを放てば、忽高く揚るを、六、七尺もあらん竿を立て、かの鳥の方へ行に、鷹は空より竿を目當に飛行事先一奇事也。さて

かの池川に至りて竿をもて鳥を追あぐるを鷹落来てとる。そのさまいとおもしろし、實に奇代伎業、他にあらざる事なし、ただ横井家の妙術にして、世に祖父江の竿鷹と稱し、殊に賞嘆せり。
かく評判さるる如く、まさにこの竿鷹の鷹術は從來の鷹法に類例なき鷹法の革命であつた。以下参考の爲めその秘技とさるる竿取様の事の次第を掲げて参考としよう。

『知三愚秘抄』竿取様之事

- 一 常に使付たる所にては、竿取のよる所大抵さだまつて有物なり。しらざる所にては竿取の見合肝要なり、故に、心きかねばならざるわざなり。
- 一 江通などにては、鳥邊近く竿取はさめば、鴨まはり取かぬる故、鳥際遠々とはさみ、鷹師にても中竿の物羽向を見て追時、兩の竿取一度に聲をかけ追べし、細き江通にては竿取二人にてよし、廣江にては向ひあひ四人にてはさみ追ふべし。
- 一 鷹池の上へ乗かぬる時は、竿取にても鷹師にても遠くとまはり、丸鳥を見せて池の上へ乗る様にすると専一なり。
- 一 いまだ不_レ取_レ鷹を揚るには竿取鴨をよく忍び、池ぎはへ寄聲をかくると等しく、鴨起やうにすべし、不_レ入_レ取中は池へのりかぬるに依て、一齊に起されば、池を退故、とる事ならず、取入たる鷹は鳥羽をも待、一聲二聲おそく鴨起てもどる物也。
- 一 あひ竿取に、相手こうしやくならば、鷹の羽向は相手の見るに任せて、鷹にかまはず、相竿に目を付追

起るふり見えば、一度に聲を掛るやうにすべし、何時も一度に聲をかけされば鴨きれるもの也。

- 一 貴人と相竿とる時は鷹に目を不_レ付、貴人に目を付て、一度に聲をかくべし、我方より聲をかく不_レ可_レ掛。

揚拳之事

- 一 鶴揚拳心得之事、竿取の方を後にすべし、鷹竿を見て剛狂ふ時、其翔る拍子につれて、左の肩を打越様に可_レ揚、上げ様をよくあぐれば、輪數三ツ四ツもはやく上るなり、拳ぎはの出やうあしければ、上る事遅物也。

- 一 鷹を不_レ見に揚るに依て遁る也、又鶴に依て鴨十四、五取までも、竿見しらざるあり、不器用成故也。是は竿取丸鳥をみせてあぐべし。

- 一 鷹をつかふと云と、鷹につかはると云事あり、鷹を使ふと云は鳥をもとらせ、大鷹なればのけさせず、鶴なればはづして呼に、いづかたからも渡り、或は野中藪越にも聲につきて尋て來り、或鳥を取て持て來るやうにし、鶴なれば竿取十町も十五町もつれて行に、輪をも不_レ作、竿取につきゆくを使と云也。

- 一 つかはると云は、先とらする事稀也、大鷹はのけさせ、鶴なればとれどもいけさせ、はづす計にてよぶにも不_レ來、さきへ起走、鶴なれば竿取にもつかず、遠き鳥にも付、さまへあがり行、遁しては跡より尋ありくは鷹に使はるといふ也。

とある。思ふにこの『知三愚秘抄』なるものは、かの竿鷹の創案をなしたといふ横井作左衛門時久が、寛永十年にその弟猪右衛門時有へ、その秘法を相傳した折り、後日の爲め記録したものであらう。



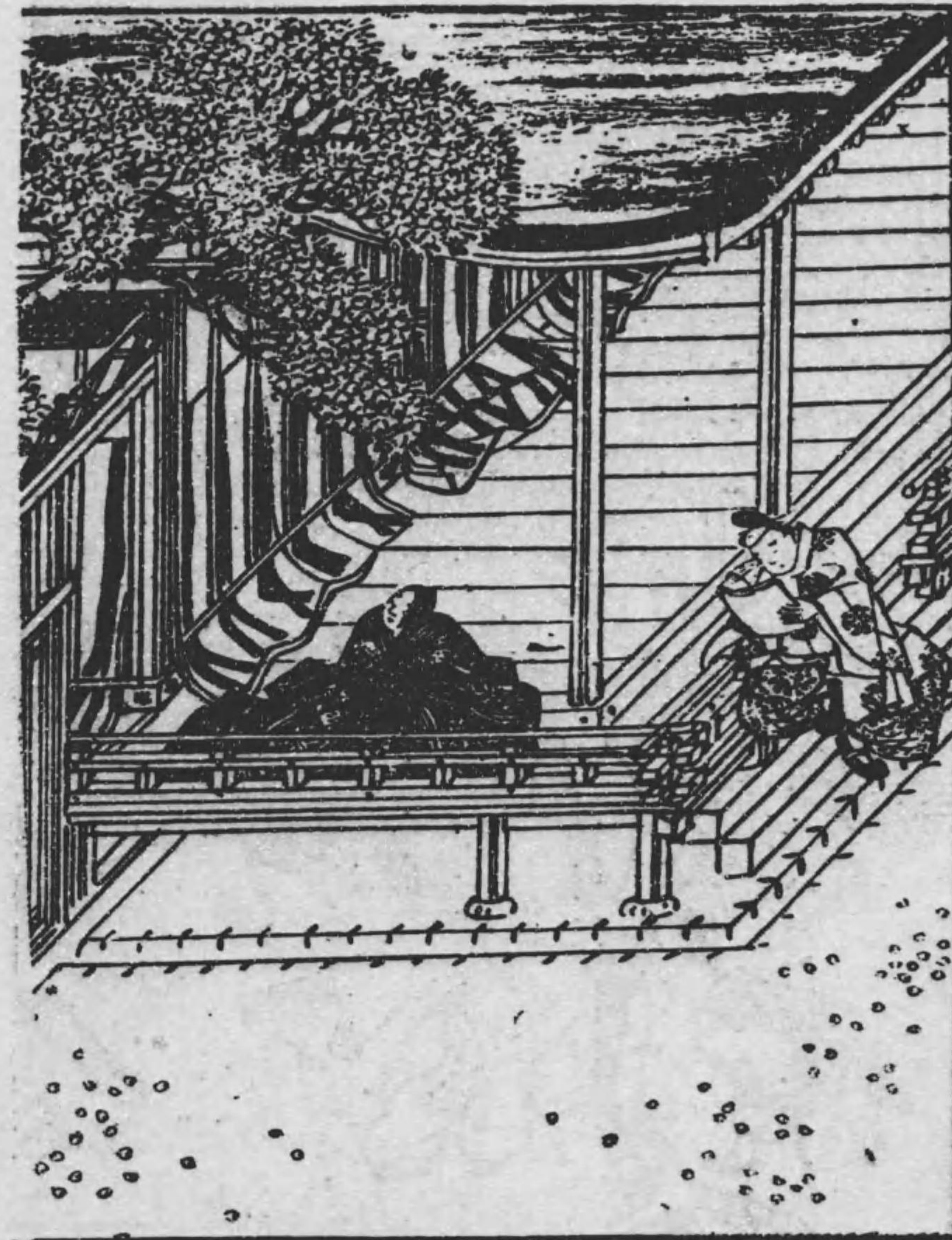
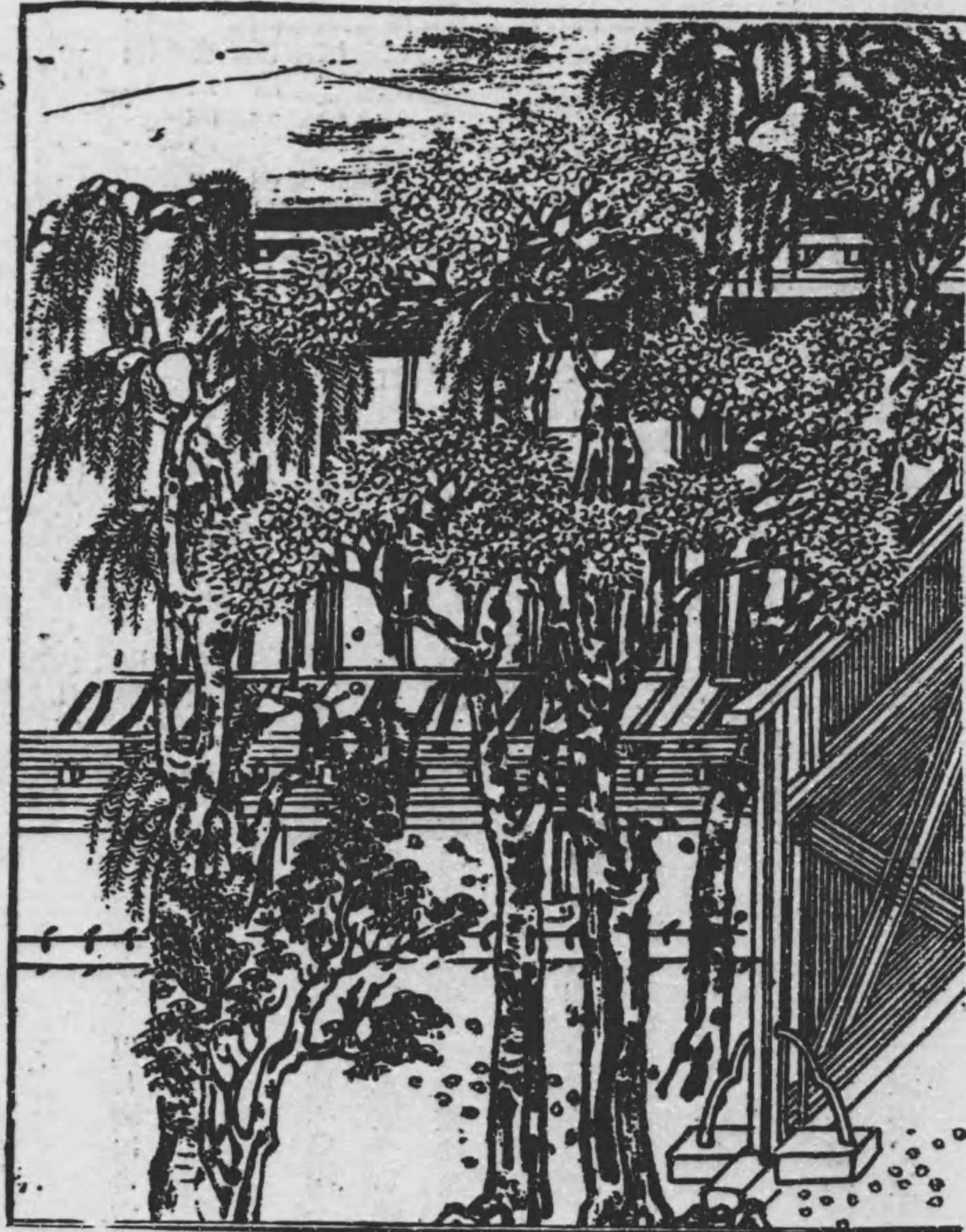
【年中行事繪卷】所載 蹴鞠



101.000



000363



すのであつて、懸りの木と木との間は、二丈二尺とし、組み庭は二丈一尺、丸尺、一丈八尺または一丈二尺までの間とし、一尺づつひかへて三つ合せて植ゑる定めとされてゐた。

軒と木の間は、一方の酒屋の柱を隔てて木を植ゑ、雨落より一丈五尺とする。但し庭によつて一丈三尺にする例もある。また縁のいか柱より一丈三尺、猶ほせまければ八尺までに縮めて植ゑる。

鞠垣の高さは一丈四尺もしくは一丈五尺。

竹の切立は、高さ一丈五尺、末の節際より一寸あまり置いて真直に切り、最下の枝へ烏帽子のかからぬやうに置き、相生に立つる時は男竹と女竹とを立て最下の枝を一女竹といふ。一本づつ四本立つる時も、男竹、女竹と陰陽を定めて立つる。枝数は九曜、七曜を象つたものであるが、數には格別定まつた數はなかつた。

庭の拵はまづ懸の木を植ゑて後、三尺ほど掘りて石を取りのぞき、土と砂とを交ぜて鹽俵に入れ坪の四方に埋める。箒目は軒を後へ退りぞきながら、箒目のなきやうあだかも波の寄する如くに掃くのである。

降雨のあとなどで庭の濕り過ぎたる時は、鋤屑を用意して、庭に撒き濕氣を取り去る事とする。また夏季の庭などに催さるる時は、砂を中へ掃きよせて中高とし、鞠の時に掃き散らして高低なく平にならすのであつて、掃目は軒より横後に退りながら、波の上する如く箒目のあとなきやうに掃くのである。

これ等はいづれも後鳥羽院の時に定められたのであつて、鞠場に用ふる植物は、宗匠格の家では四本、いづれも松、櫻、柳、楓等みな二股のものを植ゑるのであつた。このほか免許によつて二本松、三本松の例もまれにはないでもなかつた。天智帝の興福寺に於ける一本懸りの如きはその好例である。

あいきやうの松は戊亥のものなれば

楓の方ぞ未申なり

青柳は辰巳の角に立なれば

櫻の花は丑寅ぞかし

以上は鞠場四本懸り歌ひこんだもので『安齋隨筆』に所載されてゐる。

第二節 鞠

鞠は黄帝が蚩尤の頭に擬して蹴らしめたといふいかがはしい迷説にもとづくのであつて『倭名類聚抄』に、考聲切韻を引いて、鞠音菊、字亦作以革囊盛穰而蹴之、孫云、今通謂之毬とあるを『箋注倭名類聚抄』に釋註し、慧琳音義を引例していふ。以囊盛穰而蹴之之謂之蹴鞠按、漢書藝文志注、鞠以革爲之實以物建之之以爲戲也。枚乘傳注同。史記、衛將軍驃騎列傳索隱亦云、鞠戲以皮爲之、中實以毛、鞠戲爲戲也、依之此革字不可無、慧琳音義所引恐誤脫也、說文、鞠、屬鞠也。とあるが如く、革囊の内に穰もしくは毛髪を入れてフクラマシたるものであるといふが、伊勢貞丈の説に従へば、蹴鞠に用ひる鞠は護謨鞠の如く中空を空虚にしたものであるといふ。鞠には白鞠と煙鞠の二種があつた。煙鞠は主として春季、花の盛りなる比用ふる習慣とされ、二毛の大女鹿の皮鞠を上品とし、春の初めはなるべく大形にこれを括り、次第に足馴れするを待つて小形と

なすのであつた。

『蹴鞠九十九ヶ條』ふすべ鞠の條に、

春のふるき鞠を送るかたを打なをして、四月初のころふすべ出して、五月中旬まで用、又秋は紅葉の時分、冬は雪のあした。春は花の頃賞翫して蹴也。但内々稽古の時、之ふすべまりけるに、何時も不苦、此二段の折節時分はづれては、努々不可蹴、白鞠とふすべ鞠と、枝に二付るは花の比、夏は四月一日より五月中旬まで、秋は紅葉の頃、冬は雪の朝の鞠にふすべ鞠を下に付也。正月一日人のもとへつかふ時は朝の時は白鞠下に付る。五節の時は白鞠上に鞠賞翫也、あたらしき鞠をふすべたれど、他所へ送る時はふるき鞠の心得なり、また白鞠を二付時も口傳有之。

とある。また鞠を人に遣はす時は一菓、二菓と書くべきであるが、しかし一足あそばされよ。といふときは一菓とはいはない。煙鞠がとりもなほさず陽に象どつたのに反して、白鞠は陰に象どつたのである。故に煙鞠は春夏の比これを賞し、白鞠は秋冬の頃これを賞するといふ迷信にもとづいて用ひられたのであつた。人に鞠をつかはすにも、四季によりて鞠をつける植物の枝にもそれぞれ相違があつた。

『撰集抄』八に、

鳥羽院の御くらゐのはじめに、御まりあそびのありけるに、まりを御前に出されんずるありさまの事をば、侍従大納言(成道)の其人にあたりて、いまだかりけるに、いかなるさはりのはんべりけるにや、口のたけぬるまでまいり給はねば、帥大納言經信卿のはかりにて、松のえだにまりをつけて出されけるに、なりみち

のきやうまいりあひたまひて、あしきとよ、御代のはじめの春のまりをば、柳のえだにこそとて、つけなをされはんべり、松はいつのみどりにして、春をこむる色は切に見えさんめり、やなぎははるのみどり、なにもまさりたるなればなり、そのちはるかに年へて、成通六十にかたぶきたまひて後、二條院の御代のはじめには、御まりあそびの時、俊成中納言の竹のえだにまりをつけて出されけり、侍従大納言つたへ聞給ひて、此人父のとしたと中納言にはまさりにけり、とほめ給へり、さればか様のことをばとひとふらはで、いかにしてはんべるべき。

とあればもつて前説の證となしうるであらう。但し枝の鞠を人に渡す時は、枝の末を右の方となし、半を下とし、右の手に鞠を抱へ、左の手を鞠のそぎ目の際にふせて、左の膝をつき鞠を上にして渡すのである。請取人は膝を突き左の手にて枝の下を取り、右の手を上にして、枝の末が右になるやうにうけとり、貴人の御前にまわり、披露する時には必ず貴人の右に鞠がゆくやう、我が左の手に取り直して右の手を突き、御覽にそなへ押板の角によせかけて置くのである。以上は鞠を進獻するさいの心得であるが、蹴鞠の場に於ける鞠のとりあつかひはまた別個の相違があるのはいふまでもない。

『甲陽軍鑑』毬之次第に、

一 鞠を人に渡すこと、先とりかはを右の大指と人さし指にてつまみて、たけたか指、くす指、小指に、まりの肩をかへ候やうに持て、まりのふくらを上へなして、左の手をそへ、直垂或はすはうなんどの袖を取そゆるやうにして持て出べき也、さて人の前にて、左のひさをつきて、まりのこしを左の手のうちにす

へて、右の手をまりの右のふくらにそとそへてとるやうにさし出すべき也。

一 同鞠を請取事 人のさし出たる取革を、右の大ゆび人さし指にてつまみて、さて式の手をそへて、先腰のまはりを見て、其後左の手のはらにすへて、卒度二ツ三ツ打て、又右の手の方にすへて、左の手にて打て見て、見事の御鞠と申べき也。

一 かゝりへ鞠をころばし入る事 縁よりおりて、縁のきはよりころばすこともあり、又えんのうへよりころばすこともあり、御すだれの内よりころばし出す事もあり、此時はそとみすをまりとほるほど持上てころばかすなり、木の本からころばすこともあり、まりを置は四本がりの中ずみに置候へども、ころばす時は何方へ何ところぶとも、其まゝにてあげ鞠するもの、まり上べきなり、是は略義也。

一 鞠を庭に置時は、刀をも扇をもぬきて、内の者以下にもたせて、鞠の持やうは、人前などへ、持て出るやうに持て、かゝりの四本の木の座敷などあがらん向の方より、軒の方へ向て出べし、四本の木の下に可置候時は、先左のひさつきて、さて左の手をつき、右の指にて取たるまりを能くつまみて、手のこうをうへゝなして、取革をも上へなして置て歸るべき也、まりの人数の内にも、内々の時は、若輩の者も置也、但故實の人可然候枝に付たるをときてをくは随分の事也。

一 風など吹時、鞠を可置やうの事 持て出て、ひさをつき、手をつくまで、事々敷右に目前、膝をつきて、さてまりを置時、持て出たるまゝに、ふくらを上になして、取革を我前のかたへなして、砂へゆり入候様に可置也、風など吹候にもころばして能也。

とある。これを具體的に説明すると、枝の鞠を軒に置くのはまづ屏中門より侍一人、枝をもつて出で、『甲陽軍鑑』にいへる如く、躡躑で置くを、若役の者一人出で、枝を請とり、縁の上に屏風を構へて置く。枝の持やうは左手にて枝越しに鞠を抱へるやうにし、左手にてそぎ目の上へ手をふせて持つて行き、置く時躡躑で懸りを前にして歸る。但し貴人の方を必ず先にするのを定規とする。

蹴鞠に用ひらるる鞠は恐らく上代といへど、これを製作する鞠作りはあつたのであらう。しかし鞠作りの名がわが國の書にみえるやうになつたのは大永以後の事であつた。

『七十一番職人盡歌合』に、

しほがまやかはらの院のかたの鞠まろきは目をうつすなりけり

毛がはをとりあはせたる鞠かはの思もあはぬ人に戀つ

『七十一番職人盡歌合』は、土佐刑部大輔光信朝臣の書、東坊城権大納言の筆になるものであるといふ。作品年代は永正頃といはれるから、足利義滿の治世以前より、鞠括りを渡世とする者はすでにあつたのであらう。以來、いき續いて徳川氏時代に至つて元禄七年制禁された。

『御當家令條』三十一

町中ニ有之候鞠屋共、自分以後鞠商賣相止、外之商賣可仕候、取分犬の皮つかひ候儀堅無用可仕候、若相背鞠商賣仕もの有之候は急度可申付者也。

元禄 七月十三日
七年

元祿は五代將軍の治世である。犬の爲め殺生禁斷、畜類御憫みの御觸書を出した世俗いふところの犬公坊のことであるから、畜類の皮にて作る鞠作りに渡世替へを申附たのは勿論の事であらう。就んや犬の皮を鞠に使用するに至つては言語道斷の沙汰とみなされたのであらう。しかしこの禁令も綱吉の死後解禁されたものとみえて、その後似而非鞠や似而非裝束、まやかし沓なぞが密造されるに至つたので、文政十二年これが取締令が發布されるに至つた。

『幕令披抄』三

天満南富田町 炭屋 七兵衛
折屋 町 中村屋 吉兵衛
唐物町一丁目 篠原屋 勝次郎

右之者共儀は、鞠並鞠裝束沓等、從來渡世仕來、飛鳥井家、難波家用向動來候ものニ有之、鞠道具之義は、法式も有之候儀之處、近來右之者共之外ニ而、鞠括可仕鞠突直鞠裝束沓等仕立、賣捌候者間々有之、別而鞠裝束等之義は、法式も有之義ニ候所、近來法式外之品々、流布いたし候趣相聞、鞠道差支ニ相成候間、右之者共之外ニ而、紛敷品々取拵、賣捌候儀、堅致間敷候

文政十二年丑四月

とある如く、幕府の指定せる以外の裝束、沓、鞠の製造販賣が堅く禁ぜらるる事となつた。

第三節 鞠 竿

蹴鞠に際して、鞠が懸りの枝に止まつた時、これを落すを鞠竿といふ。鞠竿を作るには、うらごけのしなない竹を選び、口一寸四、五分、丈一丈五尺に節をつめて切り、枝を落し、節を滑かに美しく削り、元を節より下三分おいて一文字に切り、角を立てて切るのである。節数はこれと定まつた必要はないが、元末を紙を兩つ折りとして包む。包み方は足を包む如く、紙二枚を縦に二つに折り、更にそれを横に二つに折り、そのまま先に被せ節の際を紙緘にて結ぶのである。節は結び目の内とし二重結びとする。一方は輪名、一方は兩の先を描へて切り左輪名となす。元うら同様包むのは、元うらの寸を見せない爲めである。

『甲陽軍鑑』に、

一鞠の枝に滿たる時は、鞠竿にて落べき也、落しやう、竿をとりて、式の手の中を上へなすやうに、右の手の内を下なす様にもちて、右の手にて、さほのもとをとらへ、竿のさきの貴人の方へならぬ様に、懸の内へまりの落やうにそと落べき也、まりにはあたらすして、滯たる枝をしづかにいろひておとすべき也。鞠をもちておる時は、竿のうらを前へなるやうにもつべき也。歸る時は本をさきへもなすべきなり。さほなどもちたる時は、貴人の御前にても、手などつくべからず、さほの置所は築地、地塀などの際、圓座敷たるうしろなどに置べき也。

とあるが、竿は何時も、貴人左の時、軒の方に竿先を出し置くのであつて、往古難波流などには竿取役が一人著座してゐたものであつた。

第四節 装束

蹴鞠にさいして着用する装束は、貴賤の高下に從つてそれぞれ異なる色彩の装束が用ひられたのであつた。主上は御引直衣の裾を廻して臥の如くに召され、緋の御口に括りを入れて指貫の如く召さるのであつた。主上が指貫を召さるるのは、五節の折りの帳臺の試といふ時一夜だけ召さるるを例とした。これは主上が群臣と紛らはされざる爲めであるといふ。

『定家卿記』に、

建久八年正月四日入夜退出(中略)又人々主上鞠の間有^御著、御指貫御好被^仰合^關白殿(藤原基通)申給候
左右、可^レ在^御意云云、不快、以^座主官之好^被仰、入道前關白(藤原基房)申給候、五節帳臺之試夜主
上著御也、是爲^混殿上人也、今案偏非^禁忌之物歟、准據爲^混臣下、何事在乎者、此旨甚叶^敷慮^即著
御云云、先是又有^評定^下庭上御敷道云々。

とあれば、前説の證となしうであらう。これに習ひ後鳥羽院なども指貫を召された例があり、後光嚴院にもその御沙汰があつたといふ。また上皇は烏帽子直衣御かけの御衣に御指貫を召さるのであるが、内内の時は御

そばつづきを召され、執權、大臣もほぼこれと同様で、龍樓は天子のごとくであるといふ。公卿たちは公宴の場合には東帯、直衣、狩衣を着用し、私會の時は水干、葛袴、直垂、思ひ思ひの装束であるが、若年の人人は葛蒲の袴、練貫袴、青袴、狩衣等であり、童兒だけは裾濃の袴あるひは腰下を色色に染め、東帯を着けることはほとんどその例がなかつた。指貫は飛鳥井家では鞠の時はそばをとり具足にて括り、難波家にては跣足の場合でも具足にて括る定めとされてゐた。括りやうは右を少少堅く、左は下げ目となし、また帷は汗取と名づけて、紅に染めた大帷を内内狩衣の時用ひた。これは普代の人人の必ず着用すべき青帷衣のことで、老若を問はず着用せねばならぬものであつた。また種々な摺の帷は若い人の布衣の下に用ひると優雅な風情があるといはれる。廷尉は白下に括りを上げる。これは鞠の時に限らるのであつた。また極熱の際等に冷し帷衣と名づけてこれを着用した。堪能の人が汗の爲めに苦しんで身體の窮屈を感じるやうな場合、冷水に帷衣を冷やして強くしぼり素肌にこれを著けると、柳、櫻の狩衣の後が少汗ばみ加減となり色づいて風情があるといはれる。また狩衣や水干の片袖を括り抜くことは、無雙なる上足の人の爲すところで、これは懸りの枝に袖のかかる懸念の爲めかくるのであつた。古來はこの袖の括りを烏帽子に懸けて結び、懸の下にて用ひるのであつた。また青單衣狩衣は承元蹴球御會以來、土御門院が御賞翫あそばされた御衣であつて、蹴鞠の場には一人のほか着用せしめない定めとなつてゐた。若し二人ある場合は上臈がこれを著し、下臈の青單衣狩衣を着用する事は制止された。また法師或は入道の如きは衣袴に袈裟を略して、袴の括りを上げ、貴人は求袋に指貫をなし、副指貫をすることとする。後伏見院は求袋に指貫を召させられたといふ。

『古今著聞集』蹴鞠の條に、

知足院殿藤原忠實わかかおはしましける時、白川の邊たまたにてまりの會してあそばやと思候に、誰をか召候べきと、京極殿藤原師實へ申させ給ひければ、しばらく御案有て、源兵衛佐行宗を召具せよと仰られければ、召につかはしてけり。即参りたりけるを大とのなにかきたると、内々御たづねありければ、濃青の布狩衣とりどころすしあかみたる薄紫の指貫、濃色の二衣單衣きて候よし申ければ、大殿さればこそと仰られけり、よく装束きたりけるとこそ。

『享徳二年晴之御鞠記』に、

主上後花園すなはち出させ給て御座につかせ給、つれの御直衣にはした色の御さしぬきくわにあらをたてまつれり。日比は紫の御さしぬきをめされ侍れど、このたびはいかゞあるべきなど一條へたづね申させ給ひしかば、はした色はめづらしかるべきよしを申させ給へるとなん。御鳥羽院の御時、松殿の入道關白殿藤原基房はからひ申させ給ひしより、御まりに御さしぬきをめさるることになりたり。はれの御まりにくれなみの御はかまにくくりをあげさせ給、また小ぐちの御はかまをめさせられたる例もあるとかや。

とあれば前説の證となしうるであらう。又衣袴の如きも地下の輩には總紫は免許せられない事になつてゐた。

『耳裏』五に、

京都の町人にて名も聞しが忘れたり、飛鳥井家の門弟にて蹴鞠の名足なりし故、總紫を免許あるべきなれど、町人の事故、裾紫をゆるし給ひけるを彼者歎きて、

紫の數には入れど染めのこす

葛の袴のうらみてぞ著る

とかく詠じたるにより格別の思召しあり、別儀をもつて總紫を免許されたといふ。

第五節 冠と烏帽子

冠は古來は懸緒を用ひなかつた。これは行儀を正しくし、瞻視を慎しむ爲めであつたが、蹴鞠に際して懸緒がないとまま冠を落す憂ひがあるところから、装束の條にいへる如く、狩衣の袖の括り緒などを解いて懸緒にかへたのであつた。『宿徳装束抄』に、自後鳥羽院比爲蹴鞠用紫組とある如く、此の頃より高位、高官の者は冠に紫などの懸緒を用ひることが聽されるに至つたであらう。しかももと鞠より出しものであるから、一應飛鳥井家に斷り、飛鳥井家の聽しをえてのち用ひるのであつた。

『言繼卿記』に、

天文二年正月五日戊申、六過時分、飛鳥井參内とて此方へ來儀用意也、一盞勤了、紫組懸持來被與、予祝著之、侍從禮に可來、然ば遅々として太刀糸巻同被持參了、則同道候て參内祇而御對面、予申次、於男末天盃頂戴了、三條大納言先之御對面有之云々、鷲尾申次云々、鷲尾宿退出了、予一身也、組懸之事禁裏にて御案申候故實歟、六日配、從飛鳥井書狀有之、昨日被與候懸古物とて□□被取改候、同一通知此有之。

就_二蹴鞠_一久門弟契約紫組冠懸之事、連々御懇望之條、令_レ進_レ之候。可_レ然有_二御着用_一候、彌此道可_レ令_レ勵_二御執心_一給_二事肝要候_一、恐々謹言。

正月 六日

山科殿

雅綱

則請文仕候て遣_レ之如_レ此也。

就_二蹴鞠_一御門弟紫組懸之事、連々懇望候處、只今拜受有難存候、彌此道不可_レ存_二如在_一候、猶々御教訓所_レ仰候由、宜_レ得_二御意_一候、言繼恐謹言。

正月 六日

とあれば證となしうと思ふ。

烏帽子は剛くないものが賞美された。烏帽子が剛いとし鞠の當つた時など、鞠につれて烏帽子の落ちる憂ひがある爲めであつた。飛鳥井、難波の兩流では烏帽子の中から紙綴を引出して、烏帽子も折らずにこれを用ひるのであるが、『遊庭秘鈔』によれば、御所より投下されしやうに、烏帽子を左へ折り、紫の組の輪名のあるを用ひ、地下の輩は紙綴を結んで用ひるか、また管絃に携はる人は琵琶あるひは琴の緒などを輪名結びとして用ひるのであつた。廷尉、檢非違使、別當以下は萌黃の絲を輪名結びとし。まづ鞠を一足蹴つてしかして後これを用ひ

るのであるといふ。

『了俊大草紙』に、

人の好惡によりて（難波、二條、飛鳥井）三家の内、いづれにてもまなぶなり、鞠の庭に著座の事皆圓座ニ居也、難波門弟の人は、右足を上に置いて烏帽子の風折をば烏帽子の内裏を額留の前さすニ、紙ひねりを長して、からみて風折する時引出てする也、琵琶琴を引く人は、琴の十の緒、又は三の緒を烏帽子懸に用也。二條家、飛鳥井家にては、左足を上ニ風折をば只上よりをしかけてする也。とあれば『遊庭秘鈔』の説とよく合致すると思ふ。

第六節 襪と沓

上古は蹴鞠に際して大抵裸足であるか乃至は襪を用ひる習慣であつた。襪は足袋の一種で、革鞠の創製後もつばら蹴鞠にさいして革鞠が用ひらるるに至り、襪は沓の下履きとして用ひらるるに至つた。しかして、紫革の襪は貴人に限り許るさるのであつて、地下の輩は此の色の襪を用ひる事を禁じられてゐた。

『吾妻鑑』二十二

建保二年二月十日己巳、今日坊門新黃門忠信使者自_二京都_一參著、被_レ送_二蹴鞠書一卷_一、彼卿去年十二月被_レ聽_二紫革襪_一、宗長朝臣云々。

又、燻革の鞆は、これをもつて長者の色と稱し、當道譜代の人か或は御年長け給ひたる仙洞乃至は攝籙臣、或は由緒ある大臣ならでは、これが着用を聽されないことになつてゐた。

『同書』四十七

康元二年^{正嘉元年}四月九日甲午申刻、御所御鞆也(中略)抑今日二條三品、著燻白地鞆而宗教朝臣難申云、於此色者、日來不用之、如承元式者、著有又燻革也頗不甘心云々。

鞆はゆがけまたは皮足袋などと異ひ、表より裏へ絲を通して針目がありありとわかるやう練繰の絲にて縫ふのであつて、これを二足襪ねて履き右の足を結ぶのである。左右を共に結ぶは當道譜代の堪能なる老巧の人と限られてゐた。爲世大納言をもつてこれが創始となす。無文の鞆が地下の輩の用ふべからざることば前述した如くであるが、後鳥羽院の時、近衛前博陸(藤原道嗣)と二條爲定兩人のほか此の色の鞆を着用したものはなかつた。たとへ主上といへどこの長者の色鞆を召さるときは、この道の宗匠に豫め仰せ合はされて召させらるるのであつた。

建武の時後伏見院が召させられた折も、禪門爲世卿に仰せ談ぜられて召させられたのであつた。また紫革、錦革は共に貴人の召すものであるから、地下の輩は遠慮すべきこととされてゐた。これ等のことは何れも承元の時、後鳥羽院によつて定められたのであつた。されば一一勅裁を経るに非ざればこれを用ひることは出来なかつた。次の色は無文の紫革で、これまた繪旨院宣あるにあらざれば用ひえないのであつた。斯道探能の賀茂の基久、定久などはこの紫革の鞆を許されたといふ。また錦革の鞆はこれを禁色とあいろと稱してやはり勅裁を経るにあらざれば

用ひえないことになつてゐた。しかし文のある燻革、白革、はじぞめ小櫻、あるひは藍革の鞆は勅裁までもなく、一流の宗匠のはからひで許さるのであつた。但し白革または花色の鞆には好みの繪を畫いて用ひるのであるといふ。院、内裏または親王家などの鞆は紫革に刺繡の縫をほどこし、練貫もしくは白革を裏につけて召させ給ふといふ説もある。また東帯の時は絹の下渦を用ふるを常習とした(結び緒には革の籠のあげ革を用ひる)。革鞆のさいは勿論であつた。結緒といふは良質の革を革丈二寸ほどに切り、これを強くさし、沓をまはす所を少し細くし、兩方の先を廣くし、外をかしらに切る。但し鞆の色により共色の結緒を用ひる。また燻革の下渦には紫革のゆひを用ひる慣習とされてゐた。

沓が鞆の後に出たことは鞆の條に説述せる如くであるが、天智天皇が興福寺に於いて蹴鞠にいそまれたるをり、沓が脱げて難儀あそばされたといひ、沓のことが始めて蹴鞠史の上に見えてゐる。以來蹴鞠に沓が用ひられたのは疑ふべき餘地はないが、後鳥羽院以後においては賀茂沓がもつとも有名であつた。洛北賀茂の社家に於いて蹴鞠名譽の聞え高き、松下兵部によつて創案さるるに至つたのであるといふ。一説に沓の形態が鴨の嘴に似てゐるところより鴨の沓と呼ばれたといふ説もあるが、信となすにたらないと思ふ。

『言繼卿記』に、

天文廿一年四月己未、玉泉院使有之今日惡日之間、明日飛鳥井へ可同道、又鴨沓之間可談合之間、可來之由被申之間、萬里へ罷向沓沙汰也。

永祿二年六月十三日、飛鳥井前宰相雅教予ニ鞠沓錦革可レ著之由被レ示也、前亞相後日在國云々。
永祿、天文の頃も主として賀茂の沓が用ひられてゐたのであつた。しかしその後粟本光壽によつて、神田沓が創案されるに至つた。光壽は鞠の空といふ香味を丹練しことに有名となるに至つた。かくて延寶、天和の頃に至り、沓作りの工人は市井一般の存在となつたのであらう。

『雍州府志』に、
鞠井履 所々製造之、其内町口通竹屋某所造爲良、蹴鞠時所著兩足之履亦然也。
ここに所所に作るとあれば、當時代にはあながち賀茂の沓、また神田沓と限られたわけではなかつた。
沓は新らしきものより却つて三、四度履き馴れたものが足つきがいいと『成通口傳』にははれてゐる。古き鞠の時などには、足を強く結び、新鞠の時は寛かに結ぶのであるといふ。

第七節 鋪設・遊法・種類

上古の蹴鞠には如何なる鋪設が遊法にのつとつて行はれたか詳かでないが、天智帝が興福寺の庭上で藤原鎌足と蹴鞠にいそしまれたる時は一本懸りであつたといふから、天智帝以降いく多行はれた蹴鞠御會には懸りが用ひられたのには異論がないと思ふ。しかし天智帝より高倉院の治世に至るまでの遊事記録では蹴鞠の輪郭を明確に

なしえないので、すべて後鳥羽院以降の遊事記録によつて、ここに鋪設、遊法、種類について敘述しようと思ふ。
天皇もしくは上皇の公宴には、まづ南庭に四字の屋を建つ、一字を南階の西の邊に檜葺の三間の屋を構へ、東西の妻廂に土居を組む。屋宇の構造は桐、檜、朴、櫨等の環材にて桁、梁、垂木柱等の華構となし、散らし金物、金銀をもつて長押し打ち、黒漆をもつて高欄を塗り、四間は縁どりたる唐錦の翠簾を掛けて捲きあげ母屋の東の一間を主上の居間とし、天井に種種の錦を張つて、承座になぞらへ、表で龍鬘、縁り唐錦の御座二枚を敷き、その上に唐錦の茵を供する。また西の二間を月卿雲客の座となし、ここには縁藍、表斑の筵二枚を東西二行に敷き、ここより南に退いて卯酉を妻とし、三間の屋二字を建つ、翠竹をもつて桂楹とし、青松をもつて蓋戴とし、四面に各々紺の布縁の伊豫簾をかけ、東西二行に紫縁の疊六枚を敷いて、ここを中、下各八人の座とし、人別に膳を据ゑ、装束銀剣を置く(但し下八人は剣なし)、また御所の西に卯酉を妻として三間の一字を立つ、松の葉を葺いて、薄緑の絹を縁とした蓬の唐紋を帽額とし、これに緑青をもつて鶴の丸を描いた翠簾をかけ、東西二行に高麗縁の疊六枚を敷いて公卿の座とし、中門の南の廊を御息所とし、御膳、御湯殿を設け、また寢殿の南面、南の築垣にそへて二字をつくる。竹をもつて極柱とし、松をもつて上葺となし、西の小芝垣のほとりに幔を引いて、その西に紫縁の疊を敷き、ここを女院の蹴鞠御見所となす。かくて員數に連ならざる賀茂の輩は各々この所に參候し、南庭東のほとりを鞠の坪となすのである。

このほか見證座なるものが設けられた。見證にたづさはる親王、執柄以下は堂に著座せず、庭に疊を敷いてこれに著座する定めとされてゐた。關白大臣は大文疊、納言、參議は小文の疊、殿上人は紫端、あるひは赤端疊、諸

太夫以下の侍輩または武家の人人は圓座にて鞠足の見を證することとなつてゐた。しかしこの見證役には老年のものが選まることは甚だ稀れであつたものとみえて、『遊庭秘鈔』にふるき鞠見所に候べし中略いかならん人も堂上ふるき見所有あるべからず、然るを曆應頃、仙洞に行幸成て御鞠會あり、花山入道、右府、關白並常盤井入道相國、此兩人公宴御鞠を堂上にて見所せられ侍りける例なりとなん。但し老人のあざけり也と沙汰侍りしなり云々。とあれば、斯道堪能の壯者が選まれて見證役となつたのであらう。

かくて鋪敷の一切を終り、公卿、殿上人ついでそれぞれ設けの座に著き終るを待ち、藏人鞠を庭に置いて退くや、賀茂の輩懸の下に立つて、鞠竿をもつて懸の木の露を拂ひ、時を移さず退けば、その時見證役は設の座に進み著き、藏人また白と燵との二菓を枝に著たるを持つて出で、北の未の下、北面の立蒔に寄せてこれを立つる。

この時主上 出御あそばさるるや、一同起立拜禮の内に式の座に著かせ給ひて、御氣色ありて後一同座に著く。かくて、再び御氣色あれば朝臣先に立蒔に寄せて立ておいた枝の鞠を取つて、坤の懸の下に進み、燵鞠を解いて庭に置き、白鞠を枝に付けてもとの所によせて退く、次に上八人懸の下に進んで立つ。某卿坤の鶏冠木の左に進んで立ち、次に某卿巽の柳の左に立ち、次に某卿艮の櫻の左に進んで立たる。次に某卿乾の松の左に進んで立ち、次に某卿坤の松の右に進んで立つ、次に某卿巽の柳の右に進んで立つ、次に某卿坤の鶏冠木の右に進んで立ち、次に某卿艮の櫻の右に進んで立つ。かく八人立揃ふを待ち、主上の御氣色によつて、某卿鞠をとつて上鞠の役を勤められる。

上鞠役は八人立ち揃つて貴人の御目に従つて進む。主上 左の方にましまして、まづ右の足を踏み寄り、左の

膝を突いて躊躇み、右の手にて鞠を取り取革をとる。左の手にて鞠を抱へ鞠の頂を上とし、右の足より寄り立てて左足を一足すさらし、また右一足を退ぞけ、次に左を一足同じ所に踏み働かし、左方に立つ人より右側に立つ人を見廻し、主上の方へ向つて一階み踏み寄り、更に左を一足踏み初めて鞠を蹴る。あまり高からず蹴上げて落す。この場合鞠を木の枝にかけ、また人に蹴當るやうな不作法は禁物とされてゐた。鞠を蹴上る高さは眼下より下といふ説と、それより稍高くともよいといふ二説とがあるが、侍従成道の如きは前説に従つてゐた。かくして左に廻る。二度目の上鞠も同様に三度蹴るのであつて、上鞠を人に譲る時は、左右に立つ人を見廻し、鞠を譲るべき人に一揖する。上鞠を受取る人は片袖を上にし、片袖を下にして答揖し、やく、わもしくは、あ、わと乞聲に應じて、一足蹴つて落すのである。かくて八人交互に鞠を蹴り終りて、某卿鞠を取りあげ殿上に歸らるるや、ほど經て主上 御所に還御あそばさるる。かくして上鞠の終つた後、賀茂の輩などが入り雜り、交互に員鞠が行はるるのであつた。

員鞠とは蹴あげては落し、落しては蹴上げ、四十以上を続け蹴たる時は、數を言ふ役の人が、まづ數と高聲に叫ぶ。その後六つか七つ蹴上れば六十と呼び、また六つか七つ蹴上れば、七十と呼び、また六つか七つ蹴上れば八十と呼び、かくて數百に達した時は、一層高く數を呼ぶのであつて、以後百を重ねることに高聲に數を呼び、一番多く蹴り続けたものを勝ちとするのであつた。

またこれと趣きを異にする延鞠は、懸り木の一の枝に蹴あてたる鞠が、さらに延びて二の枝にあたり、ついで三の枝、四の枝、五の枝とあたりつつ延びるを延鞠といふのであつて、後鳥羽院の御時、三位僧坊に御鞠の時遅

参した飛鳥井雅經は、五の枝まで鞠を延べたので上皇も龍顔を笑ませられたといふ。また侍従大納言の如きはあ
る日、鞠を高く蹴あげたところ、辻風に物の吹きさらはれたる如く、鞠の影が雲井はるかに見えなくなつたの
で、時人焉鳥をつけたのだらう。と罵つたといふ。『古今著聞集』

以上は懸を設けて屋外にて遊事さるる蹴鞠の形式であるが、このほか御内鞠が行はれた。御内鞠は員鞠で、懸
りを設けず僅かに御座敷を設へ、御簾を懸けて行はるるのであつた。

『親長卿記』に、

文明四年正月二十日、申刻参内、可_レ有_二御内鞠_一、昨日右兵衛督(中略)奉書有_レ催可_レ参_二御前_一之由有_レ仰、即祇候、仰出、今日
可_レ有_二御内鞠_一、著_二御直衣_一、敷如何、予申云、爲_二堅固内々事_一、強雖_レ不_レ被_レ召不_レ可_レ苦敷、舊院御在位之時分、
細々内々御鞠御小袖御服許也、故飛鳥井贈大納言_雅申入之故也(中略)暫出御、於_二室町殿御對面所_一、九間也、可_レ
代之處右兵衛督有_二御内鞠_一、南方一間懸_二御簾_一、敷_二飛鳥井前大納言_雅親、予直衣源中納言_雅行_二滋野井前宰相中將_敦
督申沙汰也、藤宰相_永繼_右兵衛督_雅康、夏直衣也、未拜賀也、去々年行_二幸室町殿_一、御鞠之時、雖_レ爲_二未拜賀_一、雅經御未拜賀之
藤宰相_永繼_右兵衛督_雅康、夏直衣也、未拜賀也、去々年行_二幸室町殿_一、御鞠之時、雖_レ爲_二未拜賀_一、雅經御未拜賀之
衣冠_二直衣_一、先規勘_二之_一、就_二先規_一者_二用_一之、其後内々祇候之時、連々者_二之_一、今日又直衣如何、兼顯以
量等也。

とあれば、御内鞠のあつたことを肯定しうることと思ふ。

以上のほか、公會、もしくは私會などに勝負まりなるものが行はれた。勝負の遊法は員鞠の如く鞠を蹴るので
あるが、まづ鞠を始めるにあたり紙を横兩つに折つて勝負員鞠の事と書きつけ、上鞠を五度あるひは十度と契約
し、十度なれば十度と書し、圖にて、初、中、後を分け、初めより始めて三十蹴れば、初三十と書き、次ぎ中が

かはつて五十蹴れば中五十と記るし、次ぎ下がかはつて四十蹴れば下四十と記るし、これを十回繰り返して、得
點をかぞへ點數の多いものを勝ちとするのであつて、殿上の勝負には勝負鞠に賞を出さるのであつた。また私
宅の勝負鞠には互に賭物を賭けて勝負を争ふことになつてゐた。

『明月記』に、

承元二年三月廿九日、今日有_二勝負御鞠_一云々。

とあれば、勝負鞠の行はれたのをいなみえないと思ふ。

このほか当期以後寺社鞠なるものが行はれた。こは水無瀬家が水無瀬神社に奉納の蹴鞠を管掌し、他家は一切
このことに携はらぬ定めになつてゐた。しかし水無瀬神社以外の他社遷宮などの場合には飛鳥井、難波の兩家が
これを掌どるのであつた。

この場合には庭前に懸を設へ、上鞠にさいして五足ほど踏み出し、後へ六足退り、かくて鞠樺へをなし、掌を
合せ、觀念して、一丈五尺に鞠を蹴上げて、鞠の落つる間に木の本へ後さまに退く。この落ち鞠を他の者がかは
つて他の人に蹴渡すのであつて、かりそめにも神前に向つて足を蹴上ぐるやうな非禮のなきやう、軽るく踏んで
他の人に蹴渡すのであつた。鞠を乞ふものはこの場合乞ひ聲を出さず乞ひとることとされてゐた。上鞠の者は兩
膝を突く、三曲のほかは狂ひ鞠などは蹴さることとされてゐた。

但し、私宅において神祇の鞠を蹴るさいは、まづ扉中門に標繩を張り、軒に棚を二重に設けて同じく標繩を引
き、上の棚に五色の幣帛を立て、供具を供へ、下の棚には鞠を置く、かくて鞠足の人扉中門より入る時、祓の役

人が待ちうけて幣にて被ふ。被ひすんで蹴手の人人が塀中門を入る時、

千早ぶる神のいかきて我なれや、出入いきは外宮内宮。

と歌ひつつ入つて、圓座に著し、上座より順次棚にある幣を取り禮拜して、

般若經吾が心より成業を何佛か餘所に見るべき

と二遍誦して、再拜し、圓座に歸つてのち、上鞠は腕の兩脇をつけて鞠を取り、左の手を些さかそへて、諸手にて持ち、後へ少しく退つて鞠構へに左足をなほし、諸手に落しかけて三足蹴上げ、鞠の落ちざる間に後さまに本座へ歸り、鞠が落つれば八人ながら袖を掻き合せて軽く一揖する。

七夕鞠は『故實拾葉』に、是飛鳥井、難波兩道の家也、七月七日、於此兩家鞠會あり。とある如く、七夕の恒例として兩家の私館に於いて行はるるのであつた。この日を梶の御鞠と稱し、雲上また地下の輩などこぞつて參會した。この日飛鳥井家の書院の縁側には、種種の色彩をもつて彩つた鞠を飾り、鞠懸には四本の二股松を蒼蒼と植ゑ、許色の水干、紫裾濃の袴を著し、兩兩三三高低して鞠を蹴る形容はまさに洛陽の奇觀であつた。

『夫木集』に、

鞠の庭に櫻柳を移し植ゑて

春は錦に立やまじらむ 爲家

かく絶唱されたのをみても、その壯觀の狀を想像しうる事と思ふ。この七夕鞠はるか後代の徳川氏時代まで繼續された。

以上は主として公家公卿に關するもののみであるが、一方武家に移れる蹴鞠は鎌倉時代の中期北條氏の頃に至り、正月の鞠初めより旬鞠といふものが盛んに行はれ、これがやがて恒例となつた。旬鞠とは正月の鞠初めより十二月まで毎月鞠を蹴るところよりえたる稱呼であつた。

これは武家方のみでなく公家、武家の堪能なるものが選まれてその役に従つた。主として鞠奉行には北條家の門閥者がなることになつてゐた。

『吾妻鑑』に、

弘長三年正月十日辛卯、爲和泉前司行方奉行、被定旬御鞠之奉行、皆是所被撰堪能也云々。

正月	四月	七月	十月
上旬 冷泉中將隆茂朝臣	右馬助清時	出羽前司長村	
中旬 越前前司時廣	中務權少輔重教	備中守行有	
下旬 足利大夫判官家氏	武藤五郎時忠	下野左衛門尉景綱	
二月	五月	八月	十一月
上旬 二條少弼雅有朝臣	刑部少輔時基	後藤壹岐前司基政	
中旬 左近大夫將監時村	三河前司頼氏	周防左衛門尉忠景	
三月	六月	九月	十二月
上旬 二條侍從基長	相模三郎時輔	佐々木壹岐前司泰綱	

中甸 中務權大夫教時 秋田 城介泰盛 信濃判官時満
下甸 左近大夫將監公時 木工 權頭親家 城四郎左衛門尉時盛

とある。この旬鞠は、鎌倉時代以降室町家の頃にかけて盛大に行はれたのであつた。東山義満の頃に至つて三時句にかはるに至つた。

三時鞠とは一日に三度鞠を蹴るところよりえた稱呼で、假にまづ朝の六時頃より一時試みて休み、また八時頃より一時試みて休み、この間種種の饗應があり、湯漬などを供され、かくて晚景に及んで三度鞠を蹴るのであつて、遊山がてらの興遊として盛んに行はれた。

『親長卿記』に、

文明十四年六月十七日此日三時鞠張行近代無此會

とあれば、九代將軍義尙の頃にはすでに廢滅に類してゐたのであらう。

第八節 蹴鞠の變遷

蹴鞠の始原は詳かでないが『蹴鞠九十九ヶ條』説によると、唐の黃帝の治世に大曇王蚩尤といふ惡魔があつた。黃帝は暫く蚩尤を滅さんとして戰を挑んでみたが、彼はその全身鐵である爲め矢太刀も立たざるにより、徒らに士卒の生命を失ふのみであつた。萬策盡きて天帝に蚩尤滅亡の希願をされたところ、無雙の相人が現はれ、卦を

立て卜つた結果、蚩尤の頭を鞠に象り、これを靴にて蹴れば、必ず、尤を滅しうると進言した。黃帝はこの進言に基づいて、直ちに鞠を作らせこれを蚩尤の頭に擬へ、散散に蹴つて玩びとした。ほど經てタクロクの野に於いて蚩尤と合戦があつた折り、天のせめを象どつて蚩尤を調伏したところ、恐るべき蚩尤の黒鐵に似た全身は遽かに溶けてあへなく消え失せてしまつた。そのみぎり蚩尤は東より出で東に逃げて討たれたるにより、東の方四本の外に植たる木を分木といひ、また草を分たる故これを分木とも稱すのであつて、黃帝は西の方より出陣せるに因み、西の方にあたる木を待想と稱し、また西より蚩尤を追ひたるにより追懸または追木といひ、由來鞠の三拍子は天、地、人の三才に象どつたのであるといふ。

しかし傳玄の『福茶譜』の序には漢武帝好蹴鞠とある。この所説に従へば、『蹴鞠九十九ヶ條』にいへる唐朝に先立つこと七百五十餘年前紀元前九百年頃（我が崇神天皇の朝）には、既に漢に於いては遊事されてゐたのであるから、『蹴鞠九十九ヶ條』の説は附會きはまる迷説であつて信憑に値しないと思ふ。

かくその發祥説に異論が行はれる如く、これが日本に移入された傳來の經路竝に時代の如きも詳かでない。と同時に、何時頃より遊事されたかも明瞭でない。『埤雅抄』には、用明天皇の皇太子（厩戸皇子）が、徒然なるまに月卿雲客に鞠を作らしめ、これを蹴られたのに始まるとあるが、これ亦定據のない迷説であつて信憑に値しないと思ふ。要するに支那に於いて遊事の端を發したる蹴鞠は、皇極天皇の朝に渡來したが、帝は女帝でゐらせられたのでこれを行はせられず、中江大兄皇子と中臣の鎌足とが興福寺に於いて蹴鞠にいそまれた史的事實をもつて、日本に於ける蹴鞠の濫觴であると斷じるのが妥當であると思ふ。

『日本書紀』二十四、皇極に、

三年正月乙亥朔、中臣鎌子連、爲人惠正、有匡濟心、乃憤蘇我入鹿失君臣長幼之序、挾關闢社稷之權、
歷試接王宗之中、而求可立功名之智王、便附心於中大兄、○天疎然未獲展其幽抱、偶預中大兄於法興寺槻樹之下、打毬之侶、而候皮鞋隨毬脫落、取置掌中、前跪恭奉、中大兄對跪敬執、自茲相善、俱述所懷、既無所匿、

とあるごとく、皇極天皇の三年に天智天皇と藤原鎌足とが、法興寺に於いて蹴鞠にいそしまれたるは史的事實であるから、これをもつて蹴鞠の始原となすには異論がないと思ふ。しかしこれが遊事的記録は文武、持統兩天皇の間皆無であつて、文武天皇の大寶三年五月五日、内裏に於いて節會を行はせられたる後、蹴鞠會を催されたことが『本朝月令』にみえてゐるが、その後はるか後代の延喜年間までこれが遊事に關する記録は全然皆無であつた。降つて延喜五年三月二十日、主上が仁壽殿に御され、殿上人及び藤原董之、坂上是則、帶刀長、在原相如、帶刀覆井清郷等を召され、蹴鞠をなさしめて以來、天曆三年、同五年同じく仁壽殿に置いて蹴鞠御會があつた。以來、朱雀、村上、冷泉、圓融、花山、一條、後三條、後一條、後朱雀、後冷泉、後三條の十一世、約百七十年間中絶し、その後白河天皇の承曆四年三月十五日と鳥羽天皇の天仁二年二月二十三日とに蹴鞠御會のあつたことが、『水左記』並に『殿曆』に残されてゐるが、崇徳、後白河、二條、六條の四天皇の在世中また再び遊事されず、高倉天皇の安元二年三月四日に、眞に蹴鞠史を劃するに足る盛大なる蹴鞠御會が催さるるに至つた。

『玉海』に、

安永二年三月四日己酉、此日公家被奉賀太上天皇後白河五十實算於東山御所南殿有此事、五日庚戌藏人基行不付、置前庭、次堪蹴鞠之侍臣九人、入自西中門參上、親信朝臣、賴輔朝臣已上東帶、各定能朝臣、泰通朝臣、有房朝臣、雅賢朝臣、已上直衣攝結、維盛朝臣、不撤、綾家、著半、時家、不撤、結、已上九人暫候庭上、依關白相示上、鞠、刑部卿賴輔朝臣上之、件人依此事、近會并殿云々、先與親信朝臣暫相讓、進出取、入道亞相成通、因之讓其子泰通朝臣云々、鞠間無殊事、但賴輔朝臣依堪能、雖應其撰、今日頗不入、其與衆人以爲無詮、中略、院御隨身重兼賴以下著衣、各有候、東方、關白及予、藤原内府隨身在西方、各取遠去鞠、授殿上人、此中關白隨身下薦、取鞠擲、擊前樹、視者解頤、及兼獨蹴鞠訖、關白以下起座。

とある。この興遊の後ち高倉天皇は、治承三年三月六日にも七條殿に行幸あそばされて蹴鞠の御會を催されたことが『山槐記』にみえてゐる。これが眞に盛大になつたのは鎌倉時代以降の事であつて、後鳥羽院の頃には侍従大納言成通の如き斯遊に冠絶せる名手の出現によつて、蹴鞠史を光彩陸離たらしめたのであつた。

『古今著聞集』に、

侍従大納言成通卿の鞠は、凡夫のしわざにあらざりけり。かの口傳に侍るは、鞠を好みてのち、かかりに下り立つこと七千日、その中日をかゝすとほすこと二千日、若し病ある時は、臥しながら鞠を足にあて、大雨の時には、大極殿にゆきてこれをける。千日のはての日、引つくりひて、數三百あまりあげて、落ぬさきに、自ら鞠をとりて、棚を二間かけて、一の棚には鞠をおき、一の棚にはやうやうの供祭をいろいろにすゑて、幣一本をはさみたつ。その幣を取りて鞠を拜す。皆座につき齋をすゑて、歡盃あり。三獻の後、身の能をお

のおの奉る。五獻に事終りて祿をたまふ。よろしき人には、檀紙薄様、侍の輩には、装束を賜ふ。ことはて人々出ての後、夜に入りてその事を記せんとて、燈臺を近くよせ、墨をする時、棚におく所の鞠、前にまろびて落ちきぬ。怪しうやうありと思ふ程に、顔は人にて、手足身は猿にて、三、四歳なる小兒ほどなるもの、三人手づからかひて、鞠のくくりめをいだきたる、あさましと思ひつつ、何者ぞとあらくとへば、御鞠の精なりと答ふ。昔よりはほどに御鞠のませ給ふ人、いまだおはしませず。千日のはてて、ささまの物賜はりて、悦申さんと思ひ、又身のありさま、御鞠の事をも、能く能く申さんれうに参りたり。おのおのが名をも知ろし召すべし。これを御覽せよとて、眉にかかりたる髪を押しあけたれば、一人が顔には、春楊花といふ字あり。一人が顔には、夏安林といふ字あり。一人が顔には、秋園といふ字あり。文字金の色なり。かかる銘文を見て、いよいよあさましと思ひて、又鞠の玉生に問ふやう。その時住する所ありや。答へていはく、御鞠の時は、かやうに御鞠につきて候ふ、御まりの行はぬ時は、柳しげき林、清き所の木にすみ候ふなり。御鞠好ませ給ふ代は、國榮え、このむひと司なり、福あり、命ながく、病なく、後世までよく候ふなりといふ。又問ふやう、國さかえ官まさり、命長く病せず、福あらん事は、さもやあらん。後世までこそあまりなれといへば、鞠の精、まことにさも思しぬべき事なれど、鞠の身には、一日のうちにくらともなき思、皆罪なり。鞠を好ませ給へば、庭にたたせ給ひぬれば、鞠の事より外に思し召すことなければ、自然に後世の縁となり、功德すすみ候へば、必ず好ませ給ふべきなり。御鞠の時はおのおのが名をめせば、木づたひまゐりて、宮仕は仕り候ふなり。但し庭鞠は御好み候ふまじ。木はなれたる宮仕は、術なきことに候ふ。今より

後はさる物ありと、御心にかけておはしませば、御守となりまゐらせて、御鞠をいよいよよくなし参らんするなり、といふ程にその形見えすなりにけり。是を思ひつづくるに、鞠をうくるには、やくわといひ、ありといひ、をうといひ、鞠の精が顔の銘なり。尤故ある事なりとぞ侍るなる。すべてこの大納言の鞠に、不思議おほかり、或る時侍の臺盤の上に杵をはきながらのぼりて、小鞠をけられけるに、臺盤のうへに、杵のあたる音を、人にきかせざりけり。鞠の音ばかり聞えける。臺盤のうへに、ただ杵を置かんすら音はすべし。まして鞠を蹴てその音をきかせぬことふしぎの事なり。さて又侍七、八人をならべ居させて、端に居たるより、次第に肩を踏みて、杵をはきながらに鞠をけられけり。その中に法師一人ありけるをば、肩よりやがて頭をふみてとほられけり。かくする事一兩度をはりて、鞠をとりて、いかが覺ゆると問はれければ、肩に御杵のあたり候ふとは覺え候はず、鷹を手にすゑたる程にぞ覺え候ひつると、おのおの申しけり。法師は、又平笠を著たる程の心ちにて候ひつると申しける。又父の卿に具して、清水寺に籠られたりける。彼の舞臺の高欄を、杵はきながら渡りつつ、鞠をけんと思ふてころづきて、即西より東へ蹴てわたりけり。又立ちかへり西へかへられければ、見るもの目をおどろかし、色を失ひけり。民部卿聞き給ひて、さる事するものやはあるとて、籠りもはてさせて追ひ出して、一月ばかりはよせられざりけるとぞ。又熊野へ詣でてうしろ舞の後、うしろ鞠を蹴られけるに、西より百度、東より百度、一反に二百反をあげて落さざりけり。鞠をふしをがみて、その夜、西の御前に候はれける夢に、別當常住皆、見知りたる者ども、この鞠を興じてほめあひたるが、別當、いかでかくばかりの事に、纏頭まゐらせざらんとて、なぎの葉を一枚奉りけり。夢さめてみるに、ま

さしくなきの葉手にありけり。守に籠めてぞもたれたりけるに、車のもとにて、度々數ある鞠を落しけるに、大納言、我におきてはおとすべからずとて、たちかへつて待たれけるに、とびのをの方へ鞠落ちけり。まはらば一定落ぬべかりければ、轆の方よりくぐりこえさまに、鞠を度々出されけり。猶轆の方へもや落つらんと覚えしかば、とびの尾の方より走りくぐりて、越えて庭に出されけり。人々おどろきのしりあふこと限なかりけり。民部卿見證せられて、是程の事なりぬれば、ともかくもいふべき事あらずとぞいはれける。鞠はてて後、車がかりならべてありなんやと、勸められければ、車宿の車三輛引き出しておく。すみに轆の方を、一方ひとかたになして立てたるを、三輛を次第にくぐり越えられたりけり。大きに感じて纏頭ありけり。すべてさまさまふしぎにありがたき事のみありける中に、鞠をたかく蹴あぐる事、なべての人には三かさまさりたりけり。或日、鞠を高くあげられたりけるに、辻風の物を吹きあぐるやうに鶯鳥つきたりとのしる程に、空に上りて、雲の中に入りて見えすして、とどまりにけり。不思議なりけることなり。この事虚言なきよし、誓狀に書かれたりとぞ。これもかの口傳に載せたり。父大納言、そのかみ佛師を召して、佛を造らせて居られたりける時、はしの御簾をあけて、格子のもとをよせかけられたりけるに、成道卿いまだ若かりけるに、庭にて鞠をあげられけるが、鞠、格子と簾の中に入りけるに、つづきて飛び入れけるが父の前無骨なりければ、まりを足にのせて、その板敷をふますして、山がらのもどりうつやうに飛びかへられたりけるに、凡夫のしわざにあらざりけり。我れ一期に、このとんぼうがへり一度なりとぞ自稱せられける。大方この大納言は、かく若くよりはやわさを好み給ひて、築地のはし、もしは檜垣のはしなどを走られけり。又屋の上

に臥して、棟よりころびて、軒にては安坐せらるる折もありけり。父の卿制止せられけれども、かなはず。この事を鳥羽院聞し召して、御制止ありけれども、猶止まざりければ御前に召して、我が早業をこのむは、何のせんかあると仰下されければ、さしたるせんは候はず。但し拜趨の間、わづかにめし具し候ふ僮僕、一兩人には過ぎず候ふ。雨のふり候ふ日、一人は笠をさして、車のすだれをもちあぐるもの候はぬ、車の轆を土におきながら、片手に左右の袴を取り、片手にはすだれを持ち上げて、飛び乗り候へば、更に装束も損ぜず、奉公の第一の用なりと申されければ、その後は院も御制止なかりけり。

註。春陽花、夏安林は鞠神にて、『鰐尻』には、京師中御門西洞院なる滋野井の社三所の鞠神は、計案林、春陽花、樹葛の三體にして、形は猿、額に金色の文字ありとあり、年始めの鞠始めには申の日紀氏を以て之れを祭る定めとなつてゐた。『享徳御鞠記』に、承元二年の四月(中略)大炊御門前太政大臣頼實公の第にて、竟宴ありしをり、紀行景といふものを神主に定め、種々の神事を行はれたる事がみえてゐるから、鞠神のあつたのは事實であらう。

と、『古今著聞集』の筆者、橋成季をしてかく激賞せしめたる侍従大納言成通の蹴鞠は全く凡夫の技ではなかつた。この過褒にあたひするほどの者は日本の蹴鞠史上には他に求めうべくもない。餘事は措いて成道はひとり斯道にのみ堪藝であつたばかりではなく、文才にもたけてゐたので、彼が人の師匠とじて綴つた『成道口傳の日記一齣を次に掲げて参考としよう。

一 鞠人數の事

上手八人に過ぎず、七人にをとるべからず、その外に心あらむ野臥四人立べし、ゆめ／＼心なからんのぶし

たつべからず。

一 上鞠の事

庭に鞠をおく、重代のものに、あぐべきよしをふるべし、若重代のものなくば、當時の上手にさるこねあらむ人々主君との外、このこと沙汰すべからず、二足をもて、三足のたび、よきかたへはなて、主君とむねとの人のかたへははなつべからず、木の枝にかくべからず、二足三足兩説なり。

一 初度鞠の事

すなはちあながちに身ぐるしく、數このみおとさじといとなむな、たかくひき、枝にかく鞠のつたふ道あり、その道をしらむ爲に、暫見さだむべきなり、大木も小木も枝しげからぬも、まりのつたふ道はたがふことなし、それをしりぬるを上手とは云也、能々見さだめて、興に入るべし、但初たるかゝりの事也。

一 かへり足身にそふ鞠の事

其足このめば、おのづから身にそひ、かへり足いで、見る人も感じ優に見ゆ、鞠を枝にかけつとおもへば、一足枝のしたへより、すぐ身にそひておつるを、左へも右へも、便にしたがひて、かへりあへば、たはやかに見ゆかくしなれぬれば、俄に逢にさはがすしなあり、やさしき事也。

一 足ふみのべ足の事

よの人みな左をさきにたつ、心々の事なれども、右の足をさきにふむ、かたぐいみじき事也、これ又ひだりをかろくなさん爲なり、右をさきにたつれば、一またにのびんと思に、のびらるゝ様なり、左をさきにふ

めば、右ふみかへられ、ちがへさればすくみたり、能々心得よ、かならず右のあしをさきにふむことしつべし。

一 鞠の時の身の振舞の事

心をゆるに思ふべからず、心の中に體をせめよ、あらはにせめつれば、こはくみえて、たはやかならず、足をうしろへにがし、頭をすゝむるはよしといふ、その様をしつけつれば、猶たはやかならず、たゞ心のうちにおもへば、色にいでぬは、たをれたる物からしたゝかなり、又庭にあらむ人、ことに心をゆるにすまし、みなうやまひかしこまりて、うちとくる事なかれ、さりとてにらみはるにはをよばされ、うちとけつれば、しどけなきことの侍る也、心をひそめて、そはなだらかなるべし。

一 合足鞠もつ事

足の後ちかゝらん人に心をかくべし、思事なくふるまふ合足いでく、又一人して鞠をもたんとおもふべからず、二足にてはなたんと思ふかす、一足にてはなて、二足もてばしらけて見ゆ、ときくは心つきに思はむ方へやるべし。又膝して鞠にあはさらむかたへはなつ、いみじき事也、こゝろある人は、當座の威はういで、能々心をひめて、合足する事なかれ。

一 鞠に立てしげく物いふべからず、いたり様にもをしへすべからず、たかくわるふべからず、さりとてにがりたるけしきにみゆまじ、心におもしろくおもへ。

一 鞠のくせをなす事

膝かじめうなづき、腰かじまりむねそる、をぼろげになをりがたけれども、まりにちかくあはん事、くらまき夜たとへばてさぐりに、物をとるように、足鞠をあげて、あしにあてはて、下を見る事なかれ、さりとしてそらにあふぐべからず、れいの寸法より、しづかに足をあげよ、ゆるにしつけて後、たいをせめんとおもへ、鞠を足にあてはて、つちを見る事ならひなそのつち見る事、しばらくわすれよ、かならずくせなをる、鞠にちかづきあへば、ひさもこしもかがまらず、ちかづきあへば、むねそらず、土を見ねばうなづく事なし、但みてなをすべき事なれども、かくこゝろへてのちの事なり。

一 木の本難所をしむべからずと云事

身のほどをしらずして、かたき所にたつ、見ぐるしき事也、大方上手の外、始終しめえず、つゝに當日の上手領して、次の足をもはなれぬかたきところに立ば、その日の鞠數なくて興なし、但上手のなびかんにしたがひて、思ひよらず、思はされども、身の程の所にゆられたつべし。

一 鞠にたちてゆめくべちの事を思べからず、ひとへに鞠に心を入よ。まりえだにかゝり、うつらむを見ては、體をせめてはしりまはるべし、のさびなるはことをすともみえず。

一 鞠しづかならず、あれたるときは、うけとりて三足もつべし、れいのほどよりは、足をおそくあげよ、心にしづめむとおもへば、かならずしづまる人は、烏帽子の上に見ゆるに足をあぐ、我は目のほどにおつるおりに足をあぐ、鞠のあれざる時も、そのやうにしづかなりしかば、われはひとすみすみき、いかでそのやうに、鞠のすまぬ事たれもあらん、たゞ足をそくあげん事を思ふべし。

とある。成道によつて體現せられた蹴鞠の口傳は、その後斯道に志ざす者の龜鑑とされたのであつた。かくの如き斯道の達人を左右に侍らしむる後鳥羽院も亦斯道の長者と讃へらるるほど、御鞠技にかけて無雙の達人であらせられた。従つて蹴鞠の御會を催さるる事も暫くであつた。就中承元二年四月十三日の蹴鞠の競宴は安元御會の時の蹴鞠御會にもまさるほどの盛觀であつた。

『承元御鞠記』に、

承元二年四月十三日壬子天晴、時屬清和、世樂靜謐、太上天皇後鳥羽機務の餘閑に、前大相國藤原都芳里第に臨幸し給ひて、蹴鞠の宴あり、蓋是上皇神聰稟天、衆藝軼入たまひて、蹴鞠さらに妙をあらそふものなし、是によりて、去七日、當世究功の人拜感の至にたへず、我道をして、その長老と稱し奉べき旨勅狀以聞よりて今日此の藝をたしなみ、其名を顯すともがら、悉く恩喚ありて、ことに恩賞をくはふるもの也、かみ上皇をはじめたてまつり、しも諸人に及ぶまで、貴賤を不論をのの八人をもて上・中・下の三品をわかつ、自餘めしにあづかるもの又多し、(中略)暫有て上皇出御、次相國鳥帽子直承公卿の座につく中略著座の公卿かねて人數を定らるといへども、期に臨で或はつかず、或は推參す。此外前皇后宮大夫實教卿、左兵衛督教長卿、別當保家卿、高三位經仲卿、阿波三位親兼卿、右兵衛督隆清卿、刑部卿顯兼卿等此座につかず、東廊の邊にある歟、次左中將通方朝臣、御銚子をもちて參す、相國公卿の座をたちて御所にす、みよりてこれを供す、退歸りて寢殿の南のすのこに候す、通方朝臣銚子を返給のみ、有右丸、つぎ銚子をもちて參る。忠信卿已下別盞をもち、一獻を勸、中下の座勸盃の儀なし、次裝束をとりて退去、次復座中略此間上中下の輩、皆悉く恩

賜の装束を著して、まりの庭にあひのぞむ、左馬權頭忠綱まりを持てすゝみ出て、木の下におく、次にあげ鞠のことあり、まづ下八人あげ鞠中略次に又忠綱上料の御燻鞠を持参す、宗長朝臣是をあぐ、二足の後、御所に進上中略その數百に滿時、上皇まりを御袖にうけましまして、忠信卿にたまふ、彼卿忠綱をめして、これを給、次に相國仰をうけ給て、忠綱に仰て銀の扇八枚を召出して、上七人にわかちたまふ、御分一枚をもて醫王丸をめして是をたまふ。道誓一身の拔群を見て、數行の感涙をのこふ、積をねぶるおもひ、人もてかなりとす。ここに夏の日漸くしづみて、魯陽かへしがたし、遊樂きはまりなくして、なまじみに還御をうながす(中略)十四日(中略)晩頭に御方達のために、かさねて都芳里第に臨幸(中略)南庭にて蹴鞠の事あり、見るものみないはく、かへりてきのふの興にすぐれたり。十五日甲寅天晴、今朝上中のともがらをめし出して、又蹴鞠の興あり(中略)抑々今度の儀、まことに希代の勝事、千載の一遇なるものか。

とあれば、承元御鞠會の競宴が如何に盛觀を極めた雅遊であつたかを知悉しえたことと思ふ。

後鳥羽院以降蹴鞠は和歌と並んで雅遊の兩道と讃へられ、蹴鞠史始まつて以來の盛況を呈し、當時の公卿もしくは北面の武士、賀茂の輩まで、いやしくも公家にゆかりあるものは蹴鞠にいそしまぬ者は皆無だつた。従つて後鳥羽院以降も屢々雅遊が繰り返されたので、『葉黃記』、『榮華物語』、『辨内侍日記』、『貞治二年御鞠記』、『建内記』、『享徳二年御鞠記』、『續世繼』、『玉海』、『平戸記』等に見えて、ほとんど舉例にいとまないほど遊事例が殘されてゐるが、それ等はいづれもこと公家に關するもののみであるので自餘を省略し、宮室より出でて武人に移れる蹴鞠の情況に轉向することしよう。

當期に於ける鎌倉幕府は、頼朝が平氏の如く文化に茶毒されて没落せるに鑑み、嚴乎として武人を戒飾するところがあつたので、頼朝初め鎌倉武士は一向これを顧みる者がなかつた。しかし建保六年五月四日、北條時房と頼朝の政所北條政子とが相州より上洛せる砌り、仙洞に於ける御鞠會に参向したことが『吾妻鑑』に記録されてゐる以外、頼朝一代には遊事例は絶無だつた。しかし頼家の頃に至り、北條氏の一門には蹴鞠を好む者が非常に多かつたので頼家も屢々百日鞠を行つた。

『吾妻鑑』十七、

建仁二年正月十日丙辰、御鞠始世、左金吾御布衣令立給、北條五郎時連、紀内行景、富部五郎、比企彌四郎、脂田八郎宗直已上源性、義印等、數百二十、三百十也。

この遊事例のほか正治三年七月六日鎌倉御所に於いて百日鞠が行はれて間もなく、同年九月北條時政に幽閉されて以來、北條氏の一族は頼朝時代の嚴乎たる武士道精神に反して、公武合體にて屢々蹴鞠を行つた。

『吾妻鑑』建長四年四月十七日庚午、於御所、御鞠始之儀人數の條に、

土御門宰相中將顯方、右馬助親家、二條中將兼教朝臣上相模守、北條、右馬權頭政盛朝臣中略申算、以三百爲數。

とある。これが後年室町時代に至つて三時鞠に改まると同時に、前代かつて將軍自身が蹴鞠をいそしむ例は皆無だつたのが、義政だけは將軍中異例なる蹴鞠の名手で、しばしば禁裏の御内鞠などでは上鞠役を勤めたといはれてゐる。

その後間もなく彼の放漫の政策破綻に原因して應永の大亂勃發し、世を擧げて呪ふべき戰亂に禍される最中にあつても、蹴鞠は依然たる遊戯的勢力を持続してゐた。

『看聞日記』に、

永享四年九月一日、有_二蹴鞠_一、予前宰相、長資朝臣、隆富朝臣、秀賢、經秀、承泉等蹴、遙久不_レ蹴之間、彌不_レ揚、世間蹴鞠繁昌云々室町殿常被_レ遊、仍諸人稽古云々。

とあれば、戰禍の渦中をよそに、三時鞠が世上の時花物だつたのは事實だつた。かくて蹴鞠は寛政、文明年間まで遊事記録を有してゐたが、足利氏の末期に至り、群雄の割據時代を現出し、足利氏の運命も餘命いくばくもなしと觀じられた頃は蹴鞠全く中絶の運命となつた。一方公家も應永以後いたく公室の式微となれるにつれて、蹴鞠の御催しも殆んど絶無となつてしまつた。

その後天文年間以降公家にまゝ蹴鞠のお催しがあることになつた。

『官職卿記』に、

天文十三年十一月廿三日丁巳、伏見殿へ參る、御鞠有_レ之、一足仕了。

とあるが、蹴鞠の盛時時代は疲く既に過ぎ去つて、再び往時の盛事をみることもなく、辛うじて命脈を保ち徳川氏時代に移つた。

しかし當期に入つても、毎年正月四日に行はるる飛鳥井、難波兩家の鞠始めは昔日の如く行はれたが。しかし徳川氏の一族はこれを顧みる者がほとんどなかつたが、延享三年徳川家重が難波中納言宗建を招いで、千代田の

營中で蹴鞠を行はせ、御三家、御三卿、その他外様、譜代、布衣以上の者に、拜觀せしめた事が嘉例となり、寛延二年三月二日には、徳川家重の代初めに飛鳥井中納言を京師より招いで、千代田の營中で鞠を蹴らせ、前例により、御三家、御三卿その他の家臣に拜觀させたことが『半日閑話』、『視聽草』などにみえてゐる。

かつては貴人の獨專的遊事として遊戯史上他に類例なく時めいた蹴鞠も、かくの如く尾大振るはざるに至つたのは、時世の然らしむるところであらう。

しかしそれは公家に於けるいひで、徳川氏の治世時代になつて、外郎派と稱する曲鞠をなす者が現はるるに至り、蹴鞠はこの期に至つて、この一派によつて興行化されたばかりでなく、一般民衆の觀賞に値ひするやうになつた。

『本朝政事談綺』に、

外明派、洛陽西洞院陣外郎二位杏林、鞠に手練して種々の曲を蹴たり。その子右近衛政光、父の傳へを得る、その頃の地下人専らこれを習ふ。外明派の始めこれなり、當時御家の流儀を學ぶ輩は、轉業なりとて此の流を用ひざる也、頃年地下にて上手といひしは、京菱屋市右衛門、はりま屋長右衛門、後に、籬屋清兵衛鞠師、竹の屋藤次同、大坂の甚左衛門後八、江戶錦屋五郎右衛門、服部休圃、三木可典、栗本光壽等也、その外是に限るべからず、國々諸々に上手多かるべけれども、聞き覚えたるのみを記する。

とあつて、外明派の存在は認められてゐるが、江戸で評判だつた外郎右近の名は認められてゐない。しかし延寶中の寫本『玉滴隱見記』に、

正保中、外郎右近といひける蹴鞠に妙を得たる人、京、大阪、江戸等を徘徊して、おのれが家職をば次にし、二六時中鞠にかかつて、飛鳥井家より咎め深うして、外明が儀を江戸に訴へられければ、御會議となつて、遂に豆州へ遠流せられをはんぬ。

とあれば、外郎右近の名は餘程江戸人に馴染まれてゐたに異ひなかつた。

右近は遠島に赴く時、船の舳に鞠をつけてゐたといふので、

『阿蘭陀二番船』に、

すこすこと舟の舳に立ちにけり

舟は 外郎が蹴たる曲鞠 澤水

と、附合の句がものされたのであるといふ。また右近の家の懸りが、右近の遠島後、飛梅の如く飛ばなかつたといふので、

『洛陽集』に、

右近が時とばざりけりな庭柳 元好

とその無情を咎められてゐる。

以上は大抵男子によつて専遊された例證を舉例したに過ぎないが、西鶴作『好色一代男』妖魔闊寛女の條に、蹴鞠は男の態なりしに、さる御方に表使の女役を勤めし時、淺草の御下屋形へ御前様の御供つかふまつりて、まかりしに、廣庭きり島の鬮蹴咲き分けて、野も山も紅の袴を召したる女滿多、杵音靜に鞠垣に袖を翻して、梅

がさね山越などいへる美曲を遊ばしける。女の身ながら、女のめづらしく、かかる事どもはじめて詠めし、都に大内の官女楊弓ものし給ふさへ替り過たる慰のやうに思ひしは、是もそもも楊貴妃のもてあそび給へると傳へければ、今も女中の遊興に似はしき事にぞ、鞠は聖徳太子のあそびしそめての此方、女の態にはためしなき事なるに、國の守の奥方こそ自由に花麗なれ。とまことしやかにものされてゐるが、これは、外明派、右近の曲鞠を西鶴が巧みに埒し來つて作意したものであらう。

第九節 鞠道 兩家

鞠道は賀茂の流れによるのであつて、飛鳥井、難波の兩家を鞠道兩家と稱するのであつた。要するに安元御賀の時（堀川院の御宇）にはいまだ兩家には分派してゐなかつたのであらう。

『古今著聞集』に、

安元御賀の時、三位頼輔、賀茂神主家平が家に行向ひて、御賀の上まり仕べきよし勅定有、其間の子細訓説をかうぶるべしといはるれば家平いはく、まりは仕候へ共、御賀の鞠つかまつる事家に候はねば、故實申がたく候、但常の老もうの人のあげ鞠のていこそ候はめと申けり、又被參て云、かはのくつをはきて三足けんと思ふなり、家平云、装束には鞆候、七十の後三ぞくの上鞠見苦候なんと申、又被示て云、人をばしらす、我はさせんと思ふ也、家平云、さて誰にか鞠をゆづり給ふべき、三品の云、少將泰通朝臣にゆづらんずる也、

家平云、その儀ならば内々申させ給たるや、三品云、其儀なくとも何くるしからん、淡路入道（盛長）の弟子にて神主（賀茂成平）の弟子に侍従大納言有、大納言（成通）の弟子にて我あり、さればその相違有べからずとぞいはれける。家平されども御文つかはして返事を取もたせ給ひたらん、可然候なんとぞいひける。

とあれば、淡路入道盛長を宗とし、その弟子賀茂の成平、成通、頼輔と賀茂の師統を嗣ぎ、頼輔の弟子宗長（兄）雅經（弟）の時に至つて、難波流、飛鳥井流の兩派に岐れ、茲に兩派鼎立をみるに至つた。

『諸家家業別』に、

飛鳥井・難波

飛鳥井、難波は兄弟同宗之家にて、元來飛鳥井は難波之別流に候、蹴鞠の事、難波刑部卿頼輔卿と申人より、その孫刑部卿宗長卿參議雅經卿と申兩人江相傳有之、宗長卿は難波家を相續し、雅經卿は則飛鳥井家之元祖にて、是より飛鳥井家起り候然處中古難波家斷絶、蹴鞠之沙汰も無之候處、慶長年中に至、飛鳥井家より難波家を相續有之、夫より少し振合替候事も有之由ながら、再び兩家共蹴鞠之事支配有之事に相成候飛鳥井家はもとより雅經卿より已來譜代相承有之候、冷泉家元は御子左と稱し候元祖爲家卿雅經卿より蹴鞠を被傳、其後暫之間、御子左冷泉兩家並立候頃、御子左家にては、冷泉家にて蹴鞠被取扱候事被差留候事に相成、俗諺に難波歌よまれず、冷泉蹴鞠ならずと申唱へ候事など有之候由、飛鳥井家は歌鞠兩様共家業と被致候得共、難波家にては歌に預り候事不相成、冷泉家は蹴鞠家傳有ながら、取扱事を被止候儀にて、兩家共不本意なる姿に相成候事、各其子細有之事に候、此外上賀茂之社司松下と申も舊家にて蹴鞠相傳いたし、

古は度々禁裏江被召候事有之候所、是又被停止、兎角蹴鞠之事は、飛鳥井難波兩家に限り候事に相成候、但し水無瀬家にては家傳有之候て、兩家之門人に不相成、水無瀬神社江奉納之蹴鞠、彼家にて興行之事有之、是は全く水無瀬切之事に候、朝儀に不預、別段之筋に而濟來候由。

とある如く、水無瀬家は水無瀬神社へ奉獻の寺社鞠を興行するほか一切門下生をとらず、冷泉家亦然りであるほか、賀茂亦後鳥羽院の時と後白河院の時とさらに永和四年とに師匠たることを禁じられてゐるから、宗匠格として師匠たりえたのは僅に、飛鳥井、難波の兩家であつたに過ぎない。

第四章 雙六

雙六は『五雜俎』に胡戲也とある如く、西方印度に於て創案されたのであつた。これが遊事の端を發するに至つたのは、胡王の弟が罪を得て獄に投ぜられ正に斬罪の刑に處せられんとした時、偶々握槩といふものの形に象どつて孤よく衆を打つところをみせ、王に諷せるをもつて雙六の始原となすのであるといふ。これを雙陸と稱する故因は、雙六の石は骰の目に從ひて進み、重六（六・六）の目が出れば必ず勝つところより雙六（六が並ぶ）と名づけられたのであつた。是否はとにかく創案以來梁、陳、魏、齊、隨、唐の七朝にわたつて盛んに遊事され『涅槃經』に波羅塞戲といはれ、その他長甲、選采、博塞、博陸、六甲なぞとさまざまに綴らるるに至つた。

此の雙六が日本に移入されたのは『本朝世事談綺』に、梁武帝天監年中日本へ渡す、本朝二十六代、武烈帝に當る。とあれば西紀五〇一—五〇六年頃日本に傳來したのであつた。傳來後直ちに遊事されたものとみえ、その後繼體、安閑、宣化、欽明、敏達、用明、崇峻、推古、舒明、皇極、孝徳、齊明、弘文、聖武の十五世百八十三年餘を経た持統天皇の御宇には既に流行猖獗を極め、弊害百出するに至つたので、天皇は即位の三年禁令を發して雙六を禁斷された。

『日本書紀』持統記に、

三年十二月丙辰、禁斷雙六。

かく禁斷さるるに至つたのは、樗蒲雙六の勝負に賭物を供して遊戯精神を誤り、不純なる博戯化するに至つた爲めであるのはいふまでもない。

何が故に博戯が人類の間に遊事さるるかといふに、何時の時代にも勤勞階級と否勤勞階級（いはゆる遊墮民）とがあつて、後者は勞働による苦痛と疲勞とを回避する結果、遊戯的手段と方法とをもつて、比較的安易な生活の憧憬と射幸心から賭博が行はるのであつた。

何時の時代にも博戯は行はると共に、賭博行爲は國禁されてゐた。その禁斷の重と輕とにより、多少の變遷や盛衰のあつたのは勿論であるが、全然賭博の廢滅をみたことは皆無といつてよかつた。これ等の博戯僻は長幼男女、貴賤僧俗の差別なく行はれてゐた。

博戯にはその種類が多く錢を賭けるもの、財寶もしくは田園、家宅、奴婢等のほか、雙六勝負にはわが子を賭物とした例さへあつた。

わが國に於ける古來よりの博戯は雙六、賭弓、樗蒲、圍碁、七半、四一半、鬪犬、扇合、貝合、鬪鷄、連歌等であつて近代では、樗蒲、骨牌、寶引、籤取、鬪犬、鬪鷄、鶯合、富附、冠附、三笠附、絞附、穴一、なめかた、丁半等のほか博戯の種類は一一毎擧するにいとまないほど多種類に涉つてゐる。

博戯は『新猿樂記』大江匡房者に「一心、二物、三手、四勢、五力、六論、七盜、八害無所_レ缺乎。とたとへいはれてゐる。これを直截に解釋すれば、即ち一心とは心を應柄にもつことをいひ、二物とは物貨を豊富に所持し、

假りに五十錢負くれば一兩を張つて、前損の補填をしようとなし、一兩負ければ二兩を賭けて前の損失を補はんとする意味合ひをいふ。然らば三手とは何を意味するかといへば、博戯に精進し、この道の權輿、いひかへると達者になることのいひであり、四勢とは思ひ入れを強くし氣性を激しく、ねばり強くなることをいふ。又五力とは勝負に負けたる時は、これがよし論外なる行爲であつても無理づく力づくにて勝ちとほすことであり、六論はいふまでもなく争論の揚句他人を言ひすくめて競ひ取りをなすことであり、七盜とは、博戯の代に窮し他人の物を盗むに至るをいふ。八害はかく前記せる八箇條をもつてするも尙ほ且つ負をとつた時、相手を殺して賭物を奪ふか乃至はわが身を殺さるるか、二途その一を出ざるによつて、人間生活に弊害を齎す結果、賭博行爲は國禁されてゐたのであつた。要するに、人類は互讓の精神に即して、相互扶助の共存生活にいそむのが、人間本來の面目でなければならぬ。然るを人類生活にとつて唯一の資料たる他人の金圓や財物もしくは人間そのものを賭博行爲によつて掠奪せんとする行爲は、いはゆる人倫五常の道に背反するものであるから、よしそれが合意的であると不合意的であるにかかはらず、國家の國法はこれを制禁すると同時に科するに嚴刑をもつてした。

『令義解』二に、

凡僧尼作音樂及博戯者謂双六、樗、樗百、苦使、碁、琴、不、在、制限。

とあるが如く、僧尼にして音樂をたしなみ若しくは博戯をなす者は佛法いふところの五戒の道に背反するところより百日の苦役を仰せつけらるるのであつた。しかし碁の如きは明かに『古今著聞集』に碁手錢とみとめられながら制限外の特典に浴してゐたのはあまりな矛盾撞著であつた。又、

『法曹至要抄』中に、

雜律云、博戯賭財物者、各杖一百、賊重者、各依己分准濫論。

とあるが如く財物を賭けて勝負する者は、その罪盜にあると調破され、加ふるに重刑（體刑）俗に叩き放しと稱し、刑期の終る日、重罪、輕罪によつて、罪人を素つ裸となしこれをはら匍ひとし、刑吏が弓杖もしくは繩づとを持つて罪人の背筋もしくは尻を打つたのであつた。

『類聚三代格』十二

禁斷雙六事

右頃聞、官人百姓不長憲法、私聚徒衆、任意雙六、至於滯迷、子無順父、終亡家業、亦損孝道、謫遍仰京四畿内七道諸國、固令禁斷、其六位已下無論男女、決杖一百、不順、蔭贖、但五位者、即解却見任、及奪位祿位田、四位以上停廢封戶、職國郡司阿容不、禁亦皆解見任、若有顯申廿人以上者、無位叙位三階、有位賜物、繩十匹、布十端、其所賭資財皆悉沒官、臣等商量如前、伏聽天裁、謹以申聞。

天平勝寶六年十月十四日

とある如く、天平勝寶の年號は聖武天皇の御宇である。持統記の禁斷令發布以後、文武、元明、元正、聖武の四世五十五年間を経た聖武天皇の在世年間には再び雙六の流行猖獗を極め弊害百出するに至つたので、天皇は太政官符を以て一切の博戯を禁斷せらるると共に、新たに憲章を設け、杖罪の外徒刑、停廢、封戶、沒官、沒地の制を設けられたのであつた。奈良朝時代以降方今に至るまでの博戯による刑罪は大抵徒刑、流刑（遠島）、追放（所

ばらひ、指切り、杖刑、刺青、罰金等であつた。特に雙六は、このほか寛喜三年と寛元二年、永久二年と嘉祿二年とにそれぞれ禁断されてゐた。

雙六盤は『雍州府志』に櫻木、あるひは黒柿等をもつて作るとあるが、しかし元祿時代には黒漆塗りに金蒔繪を程こしたものが現はれ、盤面の如きも往古の如く野線を劃したのとは異ひ、象牙を嵌入して中央に二線、縦に十二線を劃した美麗なものが作られ、駒石の如きも白石は象牙、黒石は水牛又は黒檀等で作らるるやうになり、筒の如きも往古は竹筒と限られてゐたのが、後代には木彫に蒔繪、彩色をほどこしたものが現はれるやうになつた。雙六の局は四季を表して厚さ四寸に作り、八方に表して廣さ八寸とし、十二箇月にみだてて長さ一尺二寸となし、堅に十二目を盛り、天、地、人に象どつて横に三段をわかち、陰陽の二儀になぞらへて、内外の二陣をなし、一月を司どつて黒・白二十四の石あり、日、月に擬して二つの散あり、須彌の三十三天を表して筒の竹を三寸三分に切るのは、これとりもなほさず日月の行度を隠す故である。是を工の口傳には、局を纂の目をもつて作るといふ、則ち疊六をもつて長けを一尺二寸とし、四四をもつて廣さを八寸とし、重二をもつて厚さを四寸とするといふ『所囊抄』の説があるが、信となすに足らないと思ふ。

雙六のさし方は駒(白・黒)十二石を盤上に配置し、兩人向合ひとなつて、竹筒の中に二采を入れ、交互に筒より采を振り出し、采の目の數によつて區劃されてゐる線を數へ、もつて持駒の全部を逸早く敵地へ侵入せしめたものの勝ちとなるのである。しかし單なるこれだけの大きさつばな常識をもつてしては、廢れて久しい雙六の駒

の運行を到底詳悉しえないと考へらるるので、まづ采の目より順次詳述することとしよう。

サイは、蹠、采、頭子、骰子、骰等に綴られてゐる。采の起原はもと唐にあつて樗と蒲との實を筒に入れて振つたのに始まるといはれる。采をもつてする博戯に蒲蒲の名があるのはこれが爲めであるといふ。由來賽の目は陰陽の數より割り出したもので、陽は奇數一、三、五、七、九をさし、陰は偶數の二、四、八、十をさす。しかして蹠は六方あるゆゑ一―六まである。去るによつて總て七數に合ふやうになつてゐる。一の裏は六合せて七、二の裏は五合せて七、三の裏は四合せて七である。俗にこの采を懐中する時は惡魔譴となるといはるるのは、禪家が立春大吉と書いて門柱に貼れば、惡魔を譴ふといふと同じ迷信にもとづくのであつて、その心は裏より見ても同じ爲めである、此の故に蹠は一天地六、東五西二、南三北四即ち天地に象どつたものであるといふが、信憑にあたせぬ説と思ふ。この雙六の采の目は萬葉時代に文學的の反照をみせて、和歌の和かなる文脈の中にとり入れられた。

『萬葉集』十六に、

一二之 目耳不有五六 三四佐倍有 雙六乃佐叔。

こは長吉寸意吉磨が雙六の采の目を詠んだのであつた。此の古歌にも詠はれてある如く、采の目は一―六まであるのはすでに前述の如くであるが、雙六勝負の場合の如く、二箇の采を筒に入れて振り出すと、次の如き二十一の變目を生じる。曰く、一と一の目を重一(又調一ともいふ)。二と二の目を重二、三と三の目を朱三、四と四の目を朱四、五と五の目を重五、六と六の目を重六、一と二の目を一二、三と一の目を三二、四と一の目を四一、五と

- 一 客方へ對しすべて無禮なきやうすべし
- 一 思案にひま取るとも戻さぬやう打べし
- 一 長し短しを遣ふべからず
- 一 我遣ひたる石を後へ戻すべからず
- 一 盤の蔭にて筒をふるべからず
- 一 筒をふるに帯より上へあげてふるべし
- 一 盤の外へ采落ぬやうに振べし
- 一 筒にて盤を打つべからず
- 一 敵の采取る時は出たる目を答へて取べし
- 一 筒口へ指をかくるべからず
- 一 筒口を下へ向けてふるべからず

右之條目能心得慎み守るべき事肝要也。

とある。至極もつともな注意だと思ふ。一たん進めた駒をまつたなぞと後へ戻すのは甚だ卑怯な態度だ。すべて勝負は潔癖きになさるべきで、決して卑怯な振舞ひや素りがましい振舞ひがあつてはならない。

雙六の遊事例いは上代に禁令事項が頻々として發布されてあるほどであるから、毎舉するに追ないほど存在し

てゐる。茲ではその穆多な遊事例いから必要とされる一、二をぬいて掲記することとしよう。

『源氏物語』常夏の巻に、

近江の君が五節のきみとてされたるわか人のあると、すくろくうち給ひ、手をいとせちにおしもみて、せうさいせうさいといふこゑぞいとしたりきや、あなうたてとおぼして、御とも人のさきをふをも、てかきせいし給て、なをつまどのほそめなるより、さうじのあきあひたるをみいれ給、この人もはた氣色はやれる、御返しや御返しやと、どうをひねりつつ、とみにも打いせず、中に思ひはありやすらん、いとあまへたるさまどもしたり。

とあるは、近江君が、五節の君の筒に入れたる采に對して、五節の君がわが思ふ乞ひ目の出るやうにとひそかに祈りつつあるをかく形容したのであらう。又茲に近江の君が「手をいとせちにおしもみてせうさいせうさい」といへる俗語は、後世雙六遊びにいへる口遊びのことであらう。たとへば五四を振り出せば五四々々と啼くは深山の時鳥、三六なれば三六さつて猿眼又重五をよすると、さつと散れ山櫻(采の目の五は櫻の花形と相似するところより、その五が二つ並んで出ると宛も花の散つた形となるよりかくいはるるのである)。さらに承應三年刊『俳諧世話焼草』に、二くい坊主の布施好み、さつと散れ山櫻、ししめせ坊主聲の薬に、ぐつとのんで實を吐け、六尺をどれ沖のこのしろ、いちにはうきはうり、かひの升、ぐいちかす酒髪につく、しらじらは馬に召す、十人ぎりは曾我兄弟、いちちんいふぞ和田の義盛、さざ波や志賀の都、下作りは船が速い、ぐにん夏の蟲、ぐしぐし腹のたつばかり、ぐにくま太郎、てては藤四郎、その間に月はふらふら、とある。これ等の口遊びは源氏時

代よりもてあそばれたのであらう。又、

『枕の草紙』に、

きよげなるをこの、すぐろくを口ひとひうちて、猶あかぬにや、みちかきとうだいに火をあかくかかけて、かたきのさいをこひせめてとみにもいれぬれば、どうばんの上たててまつ、かり衣のくびのかほにかかれば、かてたして押入れて、いとこはからぬえぼうしをふりやりて、さはいみじうのろうとも、うちはづしてんやと、心もとなげにうちまもりたるこそほこりにみゆれ云々。

とあるは『源氏物語』の近江君と五節の君の場合の反対なる表現で、相手のとつた筒に采を入れてやる場合、いい目の出ないやうにとひそかな祈りを采にかけるのであつて。一方はいくら祈つてもいい目を出してやらうといふ雙六対局の場面を巧みに描寫してあるのである、思ふに、雙六の對局に際して、甲が筒より振り出した采は、乙の番に甲が采を入れてやるのが、一つの作法となつてゐたのであらう。以上はいづれも雅遊にぞくする例であるが、雙六の雅遊例は實際僅少であつて、多くは賭物によつて勝負を争ふ博戯例の方が多いのであつた。

『古今著聞集』に、

鎌倉の修理太夫時房朝のまへにて、雙六の勝負有けり、九郎三、參河房、信濃七郎など有けるに、懸物を出して、ひき目うちたらんもの取べしと定てけり、一番に信濃七郎すすみて、筒をしばしふりてぬきければ、三を打たりけり、次に參河房すすみて調一を打たりけり、人々目をおどろかして、此上は何をかうたん、參河房懸物とりつと、ののしりあへるに、九郎三すすみて、よく久しく筒をふりて調一をおり重ねたり、凡夫

のしわざにあらずとて、九郎二とりてけり。

こは雙六をもつて博具とせる一例であつて、公卿といはず北面の武士といはず、衆生濟士を念願とする僧侶たるとを問はず、いやしくも雙六勝負を競ひ打つほどの者は必ず賭物をかけて、勝負を争ふのを例としたほか、甚しきは人間を賭物とする例さへもあつた。『同書』に、

小野の宮はむかし惟高のみこの雙六のしちに取り給へる所なり、かのみこは、たのしき人にてなんおはしましける、むかしもかかる輕々の事は有けるにこそ。

かく雙六勝負によつて、人間がとりやりさるるなどは沙汰の限りであるといへよう。かかる非常識きはまる博戯例に富んだ雙六は徳川氏時代に至り、表面頗る清遊をよそほつてゐたやうであるが、隠密にはやはり博具とされつつ遊戯的生命を持續し、上代に比しはるかに高雅な盤、筒、采等が製作さるるに至つた。しかし反面文化現象の所産として携帯に至便、價の廉なる紙の雙六盤が案出された。

貞享元年
西鶴作『好色一代男』因果の關係の條に、

暮れての物憂さ、明けての淋しさ、塵紙にて細工に雙六の盤を拵らへ、二六、五三と乞ひ目を打つ中にも、そこを切れといふ。切るの字心にかけるも可笑し、戸口をしめて、出さぬといふはなほ嫌ふことあり。

何かしら皮肉ならでは納まらぬ西鶴である、彼によつて紙の雙六盤が作らるるに至つた。後世江戸の鱗形屋より紙の碁盤が作られたが、こんなところよりヒントをえたのであらう。かくて特殊なる元祿文化の影響をうけた結果、雙六の采の目を洒落詞として用ひる傾向を生じた。

『鹿の巻筆』ばんどうや才介のこと、

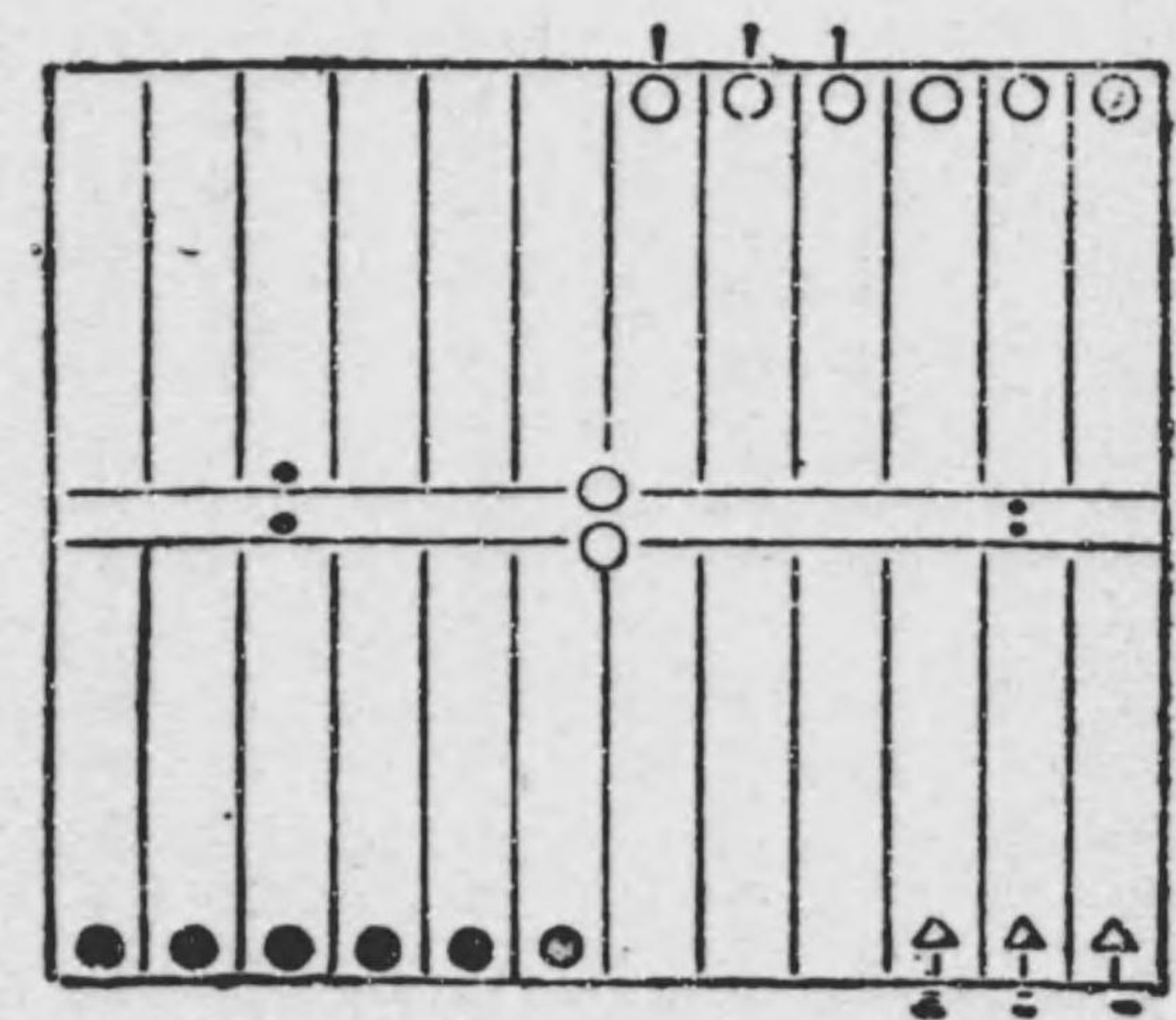
あさくさ新寺町にすごろくのばん、さい、どう等つくる事めいじんの細工人あり、江戸中よりあまねくあつらゆるものおほかりける。さるによつて、弟子なども四、五人ありて、ふつきにくらし名をばんどうや才介とつきけり、さてうらにやぶのありしに、此竹をきりてどうにつくるほどに、竹の子などのじぶんはすいぶんたいせつにしたり、さればもしや人の、竹のこをぬすみて、きりもやせんとおもひて、かぞひもしるしなどをつけておきしに、いつのまにか竹の子十四、五本をぬすみとりたり、才介もつての外に立腹して、弟子どもよびて、とかく外からぬすむべきにあらずと、ことごとせんぎするに、きけばすきとすごろくの事に申あひけり、やいそこなでつちめはしらぬか、でつちきいてわたくしが十二や三にて、そもやそも此竹の子をとりませうか、一六におとなひなされいと申、一六をよびてせんさくすれば、うらに母いんきよしていらるるに、いんきよのしゆ三さまにおききなされいと云、さらばとてさいすけいんきよへゆきて、しゆ三坊こなたは、竹の子はきりたまはずやといふに、おんきよ、さてさておてまへのたいせつにしらるるものを、おのれきるものか、そなたのおせうからおこつたじやう六ばかりかいていて、うかうかとしたるゆへ、でく介や三四郎をよびてききやれ、あいつらが一二をあらそふて、四かかねた奴でないといはれて、又兩人をよびてとふに、我々四六年もほうこうつかまつります、すいぶんふぎはつかまつらぬ物を、六地に御意なされい。われらがばんはしませず、たとひどうぎりになりますとも、ぞんじませぬといふ。さい介きいて、おのれらがあたしはさいさいの事じや、一をうつてばんをしろおのれが、おふめにみていれば、目のないも

のじやとおもふが、たまたまものをいひつけても、^{五河五河}ぐしくしばかりぬかして、^{白石}しろきをくろとあらそひてもあらそはせぬぞ、くつともぬかすときぞ、手はみせぬといふ。その時三四郎、いかにでく介もはやばんじきはまつた。此うへはどうもならぬ、だんなはむしむしいはしやればせひなし、おみとおれとさしちがひ、四の二さといろをちがへていへば、四の二といはれて、さい介ものほりつめてをりばがなかつた。^下と雙方詞で洒落てゐる。技にをりばとあるは、雙六遊びより案出された下端のことで、下端は盤面片方に十二の駒を一より六までの間へ二駒づつ並べて置いて、筒より采をふり出し、一と五とが出れば一と五との駒をば一つづつ取り去るのであり、重目の出たをりには一と五との駒一つを取つた上に、さらに續けて筒を振りうるるのである。最初に三と一とが出たをりは、此方側の駒全部を取り、四と三との目が出たときは、此方側と彼方側との三と四との駒をば取りうるのであつて、十二の駒全部を取り去り駒を計算し數多く取つたものを勝ちとするのである。

元祿十五年
印本『五箇津餘情男』に、

芝居の時、このはやり歌、二上りの三味線にのせて、拍子もかまはずわめき、是もおもしろうないと追まはしの下端双六云々

とあれば、下端の遊事があつた事の證とされうるであらう。この下端は天文年間の書『尺素往來』に、圍碁、將碁、雙六、下貽、楊弓等と遊戯の名が並べてあるのをみると、この頃雙六遊びより創案するに至つたのであらう。この下端について追ひ廻しといふ遊びがあつた。



下の圖

白黒の石六箇づつ圖の如くならべ雙六の如く采をふる。たとへば三をふれば、

此の石を一つ
二つ
三つとくりこして△の先へ出る。いくつにてもあれ采の目の数ほど繰越して追ひつけば、さきの石を切る。切りつくしたるを勝ちとす。初めは先きに切れ、一ツ二ツのこつたとしても末に大目をふりつづけて、さきの石をきりつくせば勝となる。

延寶四年
刊行『到來集』に、

さつと散れの雙六盤山櫻 冷笑子

慶安四年
印本『俳諧崑山集』に、

田のさい目ししの角ふるや追廻し 三徳

慶安五年
印本『俳諧天水抄』に、

前句 まづはきれたりきれたり

附句 打續きよい目の出たる追まはし 貞徳

明徳二年
休安撰『夢見艸』に、

暮てゆく年や雙六追まはし 義陳

延寶以降かく俳諧の取材となるに至つた追ひ廻しは、白・黒の石各六箇づつを盤の隅に並べ、筒より振り出した采の目によつて敵の陣地にはやくはひつたものの勝ちとなるのである。

文化・文政時代となつて、さしも遊戯的生命の久しかつた雙六も『柳亭筆記』に廢れしものは雙六なり。といはるるやうに、江戸に於ては下端すら知るものがなくなり全く廢滅に類してゐた。しかしそれは江戸にのみいひえらるること、極地的にはその後も微弱ながらに遊戯的生命を持続してゐたのであらう。

第六章 打毬

打毬は『倭名類聚抄』に、打毬 唐韻云音求、打毬内典或謂之拍毬師說白、萬利字知。毛丸打者也。劉向別錄云、打毬者昔黃帝所造本因兵勢而爲之。とあるが如く、唐の黃帝が兵勢に則つて創案したのに遊事の端が發せられたのであつた。その後中宗の時代に至つて、玄宗皇帝が未だ臨淄公といはれた壯年時代、偶々洛陽に來朝せる吐蕃等と梨園亭に於いて打毬競技を試みた事があつた。しかし打毬により兵を損じ且つ馬を損ふところより、劉綱の進言によりつひに打毬を廢止するに至つたといふ。一説にはベルシヤに於いて遊事の端を發したポロー(一名乘馬のホッケーともいはるる)なる勇壯活潑なる競技が東洋に傳はり、かくて遊戯的方法がいく分更改されて打毬が創案されたのであるともいふ。とにかく紀原六〇〇年前ポローはベルシヤで行はれ、その後トルコ、トルキスタン、チベット等に傳はつたのは事實だつた。當時西藏と支那とは佛教文化の交渉があつたので何等かの機會に支那に移入され、新たに打毬に變改されて遊事さるるに至り、後年日本と唐朝との密接なる交渉が行はるるに至つて、唐朝にてポローより變改された打毬が日本へ移入されたのではなからうかとも考へらるるのであるが、如何なる經路を辿つて本邦に移入されたかは全く詳かでない。恐らく當時派遣された遣唐生若しくは唐僧などの來朝に際し奈良朝時代にその遊法が齎らさるるに至つたのであらう。

『萬葉集』雜歌の部に、

神龜四年正月、數王子及諸臣子等集春日野而作打毬之樂。

とある。神龜は恭嚴の嚴しきこと歷世その比をみざる聖武天皇の御宇の年號であるから、此の頃唐朝より移入せられた打毬は、ある準備時代を経てかく遊事せらるるに至つたのであらう。一條兼良の著『花鳥餘情』には、五月五日唐人の裝束にて馬に乗り、毬子をはらしむるを打毬といひ、その時奏するを打毬樂といふ。とあれば打毬競技の折り打毬樂が奏せらるるのは否みえぬことであつた。

打毬樂は大食中調四人舞で、唐の黃帝が打毬を創案せる折りの作ともいひまた唐の南卓の作であるともいはれる。二説いづれとも確證はないが、卷纓の冠に毬を打つ裝束を著けて、毬を懷中にして舞臺に出で、毬を懷中より取り出して互に毬杖にて毬を打つ態を舞ふのであつて、主として競馬、相撲、鬪鷄、歌合などの折りに用ひらるる伎樂であるから、打毬競技の際に行はるるのは奏樂のみであらう。

打毬の遊事例は神龜四年以降、孝謙(女帝)、淳仁、稱徳、光仁、桓武、平城の六世代は全然記録されてあるをみないが、嵯峨天皇の朝、勃海の蕃客が渡來せるみぎり、蕃客に打毬樂を奏せしめ、帝親しく打毬競技をみそなはせられた折り天皇が御製あそばされた和詩が『經國集』にみえてゐる。

『經國集』十一雜詠の部に、

七言早春觀打毬使勃海客奏此樂 太上天皇 嵯峨

芳春煙草早朝晴 使客來時出前庭

同杖飛空疑初月 奔毬轉地似流星
右承左礙當門鼓 群蹈分行虬雷聲
大呼伐鼓催籌急 觀者猶嫌都易成

かく嵯峨天皇自ら和詩を作られたほどであるからその盛観なりしはいふまでもあるまい。しかし詩文の中には騎馬打毬とも、徒歩打毬とも記録されてゐない爲め、如何なる打毬が行はれたのであるかが判明しない。思ふに聖武天皇時代に創始期を終り、嵯峨帝の時代に至つていく分の進歩をみたものと想像されるのであつて、従つて當時代以降漸く官掖の間に勢力を有するに至つた打毬は、ついで仁明天皇の御宇にも行はれた。

『續日本後紀』三に、

承和元年五月戊午亦御同殿武德殿令四衛府馳盡種種馬藝及打毬之態。

とある。しかしあまりに短文である爲め、騎馬、徒歩、いづれの打毬がいつなまれたのであるかを想像しえない。降つて天曆三年五月二十一日、村上天皇の御宇に、二條院に於いて打毬の御催しのおつた事が『日本紀略』にみえてゐるが、此の時の打毬は次いで天曆九年に行はれた武德殿に於ける打毬競技より推して、恐らく騎馬打毬が行はれたのであらうと思ふ。

『西宮記』五月六日幸武德殿

木工寮官人以丈尺正立球門由自左右近陣後、西側列立、自版位、各北分打、主殿打水、次將置球子、内匠盛十九揚宮、置机上、候殿南邊、次、大番騎馬進、衣冠如唐人、左將將監執版位置南面東、打毬者四十人、列殿前再拜左右近官人以下各十五人、兵衛官人以下各十人、爲

二番、各率左右御馬、進自左右近陣後、經球門東邊列、拜了、騎馬共進階下、大臣投球、雅樂擧幡、奏樂天曆九年、隨則爭打、一番打間、二番率左右兵衛、陣前球之、二處之後、大番騎馬進、衣冠如唐人、將執之、昇殿、置大座前、左將將監執版位、置南面東、打毬者四十人、列殿前再拜左右近官人以下各十五人、兵衛官人以下各十人、爲

とある。この天曆九年、村上天皇の御宇に於ける『西宮記』の記録こそ完全に打毬形式が具備されたものであつた。これによれば前代より遊事され來つた打毬の形式も臆氣ながら想像さるであらう。村上天皇は打毬競技に執著せられたものとみえて、此の後に於ても康保三年六月七日、弘徽殿に於いて作物所に命じ球門を作らしめ、意兒だちをして徒歩打球を催させられた事が『西宮記』にみえ、次いで花山院の御宇にも行はれた。

『本朝世紀』

寛和二年五月三十日丁酉、午後左大臣、右大臣、大納言藤原爲光卿、源重信卿、權大納言藤原朝光卿、同濟時卿、權中納言義懷卿、同顯光卿、中納言源重光卿、權中納言源保光卿、參議藤原公季卿、參著左仗座、此日天皇御南殿覽毬、番長以上各十人、左右近衛、左右兵衛官人并廿人爲一番、皆著狛冠、騎馬立南階前、爰右大臣玉打出於庭中之間、皆競打之、乍二番左勝、此間左方奏音樂、此事甚希有也。仍粗記之。

寛和は花山院の御宇であるから村上天皇の康保三年よりは四世二十三年間を距たに過ぎないのであるが、冷泉、圓融の二天皇在世期間には打毬例は皆無だつたので『本朝世紀』に、この事希にあるなり、といはれたのであらう。寛和二年五月以後にも翌六月仁和寺に於いて騎馬打毬が行はれた事が『百練抄』にみえてゐる。かくて王朝時代の打毬例は全く茲に中絶し以て徳川氏時代に至つてゐるのを見ると、太田南畝氏の『一話一言』に、鎌倉將

軍時代、京都將軍家の比迄、武家にて打毬行はれし事舊記にみえず、その式絶えて傳はらざるを享保の比、打毬の式を新たに御作物に被_レ遊候。とあれば、あなたがち筆者の見聞の狭い故とはいへないのであらう。とにかく寛和二年以降享保初年まで一千二百三十餘年近く廢滅せる打毬が、新たに八代將軍徳川吉宗によつて復活せしめられたのは事實であつた。

『四季草』三、騎者の條に、

享保の比より騎者中略打毬中略これ等は其の頃將軍家の作らしめ給ひし御作物なり。中略此等は古なかりしものなれども、弓道の道に於いて尤便ありて、その益多し、殊に武家の棟梁たる將軍家の作らしめし物にて、是公事なれば、誰かは貴まるべき。

とあれば、南畝氏のいふところとよく合致する事と思ふ。しかし吉宗將軍によつて新たに武家の作物となつた打毬は、往古の如く唐人の裝束に狗の冠りを著け、各班交互に毬子を球門に搦ひこむとは全然異なつて頗る壯觀なものであつた。

まづ馬庭の端に毬門を設け、その中門の左右に赤白の驗を立つる。これとりもなほさず毬門の的であつた。但し中門は廣く、左右の毬門は稍_レせまく、四本の柱を建て隔つる。その脇に馬道と名づくる通路を作る。この通路は擊毬人が騎乗して乗り通る路である。かくて毬門の中には騎馬の擊毬人、紅班五人白班五人、左右同列に馬の轡を並べ手綱を控へて合圖を待つ、その地門内の間敷かれこれ十間あまり、騎馬の後方左方に鑼鼓を置く。打役あり、これは紅白兩班の勝負の如何を報ずるの役、また門際には毬目附奉行の役人威儀嚴かに控ふ。目附役人は

左右にわかれて、毬の出入りを檢し、勝負を定むるを使命とする。左右目附のわきに勝振魔といふ赤白の魔を立つ。こは一毬毬門に入るごとに振るのであり、また残らずの毬毬門に入り搦ひたるときにも勝凱歌を擧げしむる合圖に用ゆる。さて毬門の方より遙か彼方を見渡したる馬庭の追端には、紅白の毬相對して數十球並べあり、其處にも紅班の爲めには紅班の目印となる柱に紅魔をつけて建て、白班の爲めには白班の目的となる柱に白魔をつけて立つ。その中央に毬奉行扇子をとつて控へ合圖を待つ。かくて漸次の後馬上殿より織袴の役人階を降り來るや、毬奉行に對ひ、いまより打毬始むべきよし君命あり。と告げさる。毬奉行役有司の命を訊くや毬門の方に向ひ諷つと扇子を開いて頭上に高々と翳す。扇面には日の丸を描きあり。これをきつかけとなし、馬を乗り連ねたる擊毬人一同、毬杖をば右の手綱に持ちそへ、毬杖の曲れる箇所を、馬耳との間に横たへ、紅白の馬より靜靜と地道して順順に乗り進む、擊毬人その日の晴れの裝束は、常のごとき馬袴を著け綾間笠を冠り、敵味方の目印に、紅白縮緬笠標やうの物を指し、端馬より順順に左右敵味方の騎馬相對して遲速不同なく、馬と馬との間伸縮なく、面道の馬道より靜靜と乗り出したる道筋、邪邪の曲ひもなく、正しく正しく眞直に乗り進め、觀馬館の前に至つて、鑼の片方を踏みはづし、君前乗りの禮をなす。場末に至る騎士の形容、或ひは眞の鞍を居敷て鑼を掛形に踏み、繩を引ず免さず構へたるもあれば、草の鞍にゐて鑼を流し、鞍を緩緩たる者もあり、或る行の鞍を敷いて鑼を開きたるもあつて、各々魔を内になして騎馬を進む、順次馬を止め立ち搦ふを待つて毬門の方に向ひ、毬目附合圖の魔をふるや、騎士各杖を下し端馬より順順に乗り出し、面道の毬を搦ひとつて晴晴しくわれ先にと毬門に搦ひ入れ合ふ。一番に搦ひ入れたる者、毬について毬門に乗り入り聲を擧ぐる。勝振魔その時振らる。

これ最初入の名譽と稱して受賞さる。もし誤つて毬門の外より入りたる時は、中門より入り自己の入れたる毬をば門外へ刎ね出し、再び毬を門内へ入れ直すのである。もし紅白兩毬入り混りたる時は、敵方よりその毬を渡さじと、騎馬を縦横にかつて、相手の毬に觸ることを禁じあふ。初入の勝ちを得れば、初めて敵の毬を掬うて後へ刎ね返す。雙方初入あつて後は、相互に敵の毬を刎ね戻し、味方の毬を數多く入れんと挑む。毬數のこらず入りたる時、定りたる勝振魔をふる。その時鉦鼓の音に伴れて、一度に勝振魔を振り擧げる。これを見聞して勝毬の方の騎士一同、毬杖を振り捧げつつ、わが毬門より乗り込み鯨波を擧ぐる。負方は門外に控へ勝方の鯨波やみて後、毬奉行の扇子を合圖に靜靜と馬道より進み、馬屯にてもとの如く馬をば立て並べる。さて此處へ坊主出でて落ち亂れたる毬を拾ひあつめて器に入れ以前の如く毬を並べる。二度目は最初に端馬を乗りたる者は人後に廻り、二騎目の者端馬を乗る。三騎は四騎、四騎は五騎と騎馬順ここに一轉し、四度すみて勝負きまる。勝方君前に召されて褒美のこときまる。そのとき馬より降り毬杖を脇に置き、頂戴終つてもとへ戻り、面頭の馬に乗り元の馬道より最初毬を並べたる目的の魔の所にて、一同下馬、勝方の面面褒美頂戴すみてより後自身馬を引き馬屋へ牽き入れて厩方へ渡し下座して退く。馬の毛並白きは残らず月毛、赤きは栗毛、尾も白き足振あるも紛れにはあつた。

かかる形式のもとに行はるるのであるから、往古公卿もしくは公達によつて獨占的にいとなまれてゐた時代より、打毬は徳川家時代に至つて一段の精彩を放つに至つた。

明和の頃、越前家の藩臣に關平太夫といふ人があつた。平素打毬を好み、専ら打毬を愛好したが、常に人に語つて言ふに、若し貴人の御相手となつて打毬をなす時は、必ず勝負に拘はらず貴人の馬に乗りあてぬやう注意すべきが肝要である。若し誤つて落馬する如きことがあれば一期の不面目、後悔先に立たず、若輩のものは只管ら勝負にこだはり兎角不注意あり勝ちなればよくよく注意すべきであらう。それに反し晩年の者は血氣衰へ青年の如く亂聲を發し、輕輕しくはしりまはるは大人氣なく見えて見苦し、といつて讓つて争はざるも拙くみゆるものである。まして重責のある重役の如きは假令年齢傾かずとも、その身を輕んじて幼若の者と勝負を争ふは、高君の威光を落す憂ひがあるから、寧ろ辭して競はないのにしかないといつて何も敢へて臆したといふわけではない。身命を惜しまざる戦場の一番槍と、身命を惜しむ毬門の初入とは、天地雲泥の隔てがあるから、よくよくその差別をわきまへなければならぬ。と語つたといふ。同じ頃、新見伊賀守正路が西丸附となり、雉子門内外の馬場にて、近習の輩と打毬をなし、馬上ながら膝口を他の馬に蹴られたために、筋骨痛み強く歩行困難となつて、私宅に引き籠り療養久しくして辛うじて快癒したといふが、尾張藩士關平太夫の談と合せ味ふ時、彼此あまりな武士道の相違に微苦笑を禁じえない。

事些さか餘談に互つた感がないでもないが、吉宗によつて新たに復活するに至つた打毬は、獨り將軍家のみ獨占的遊事と限られたのでなく、廣く各藩によつて行はれるに至つたといふ證となるであらう。十二代將軍徳川家慶の如きは年少時代頗る打毬に執心し、五十三間の馬場にて毬杖をもつて毬を掬ふに二度目には必ず馬場の末なる毬門へあやまたず投入するほど堪藝であつたばかりか、臣下に屢屢打毬の競技を行はしめて台覽した。

『續視聽草』高田の春に、

ことし彌生の末つかた、高田の馬場へ成せ給ふ十二代家慶折から御小姓組、御書院兩番の士の打毬のわざを御覽せさせ給はんと御旨をつたえて、衣更著の末に隊長の人々其人をえらばるる中にも、年老たるはいなむもあり、若くて常に其業を心懸たるものはこよなういさましげに嬉しくおもひ立もあり、さるは一隊のうちより五人を限りて交名をまいらすべしと御書院の隊長高井但馬守式房朝臣より申下し給ふ(中略)兩御番の隊長のおの共業を見こころみらるる事になりて、彌生の十日には田安御門の外なる馬場にて、御書院の方は高井但馬守式房朝臣、大久保紀伊守忠學朝臣、御小姓組の方は齋藤内藏頭三宣朝臣席につどゐて、打毬の業をみ給ひぬ、同じ十六日には植溜てふ馬場にて、御小納戸の頭取竹田伊豆守斯綏朝臣、松平縫殿□□朝臣、西の御所よりは内藤安房守忠明朝臣、内藤越中守□□朝臣、御目代には大澤主馬□□も席につらなりて、其ならはしを見らる。かくて其内より人の數もさだまりて、同じ十九日には參政増山河内守正寧朝臣より書付して、御小姓組より二十人、御書院より二十人、御覽の折から出べしとの仰もありし、我も其數に入ぬ、また其内より我ともに四たり、同じつらの人々の事あつかへよとて、くさぐさの作法、白き方赤き方と方をわけて、はた其所の圖なぞさづけらる(中略)かくて成らせ給ふは、彌生の廿二とぞ仰出さる、其日になりては曉ふかくいでて、高田のこなたなる寶泉寺に寄集て成らせ給ふを待ける。君には穴八幡放生寺にて晝に餉なぞ進られて後、かの御覽所へ成らせ給ふ。けふは空よく晴て、高田の廣き芝生は此頃の春雨に萌出る草は青みわたりて、葦たんぼぼなど、爰かしこ所得顔に咲出で、中ばなる土手の上に御覽所をいと清らに作らせ給ひ、其左右向ひの方には、三布白の幕を所せきまで打せ毬門の方には白赤の塵を二もとづつ立並べ、陣太鼓、

陣鉦やうの物をかたはらにかけて、是は白赤の毬の入りしを、御小納戸つかふまつる人々奉行して鳴らさるるなり、右の方には幕打廻して、勝まけを記録し給ふ所あり、乗出しの方には御代の御しるしとてや、白くふさやかなる御塵をいと高く立置れしぞゆかしく侍る。其もとは打毬をつとむる人々、白赤の袖印したる羽織を著て、馬をうしろにひかせて、君の渡らせ給ふ折から拜し奉る(中略)かくて御覽所へ入せ給ひ、御まへにて伊豆守斯綏朝臣相圖の扇を揚るとひとしく、白き方赤き方と駒のかしらを揃へて乗出し、毬うつあらしひゆゆしくぞ侍る、一類終て二類めも是に同じ、我は第四類の上首にぞ出る。ふたつがひづつ御覽有べきよしの仰ごとを同じ朝臣傳ふ。白赤の毬の入り毎に鉦太鼓の音は春風に響き、駒の嘶く聲もきこえ、何がしの類は勝になりし、何がしの類はまけになりしなど、人々の言ひしをきけば心の浮立やうにぞ有ける、はて後勝まけのしるしをみれば、白き方ははるかに勝の數も重りしは、さすがに御代の御いさをしとおもへば、袖ぬるるばかり尊うとくて嬉しくぞ侍る。我類も人々の力をもて勝になりしこそいと嬉しけれ、常に馴ぬ御まへ近う出る事なれば、はじめの程は胸とどろくばかりなりしが、乗出してのちは其毬は入させまじ、其まりは返せなぞ、聲のかぎり言ひあらそひしも、老を忘れていとおかし、事はてて馬溜りへ引てみれば、老のくせにや息切るるばかりなりしが、馬の口洗ふために爰かしこに水の汲てありしままに、けうとくとも覺へず、口そそぎて息を繼げるもおかし(中略)君には高田の馬場より佛の橋をこえ給ひて、關口の水車を御覽有べきよしにて渡らせたまふ(中略)

とある此の記録を最後として惜しくも打毬の廢滅をみるに至つたのであるが、維新以後に於いても相馬藩の家
中などでは、春季二の丸廣場にて舊家中の子弟だちによつて打毬競技が盛んに開はれたさうであるが、明治十五
六年以後には全く行事されなくなつてしまつたといふ。

第七章 香 道

第一節 香 の 變 遷

香の名目は支那の書には往古より散見してゐるに反し、わが國にては推古天皇の三年四月沈水が淡路の島に
漂著せるをもつて香の始原となすのである。『日本書紀』併し、

『聖德太子傳曆』に、

推古天皇三年三月土佐南海夜有大光亦有聲如雷、經卅箇日矣、四月、著淡路島南岸、島人不知沈水、
以交薪燒於竈、太子遣使令獻、其大一團、長八尺、其香異薰太子觀而大悅、奏曰、是爲沈水香者也、此
木名梅檀、香木生南天竺國南海岸、夏月諸蛇相繞、此木冷故也、人以矢射、冬月蛇蟄、即斫而採之、其實
雜舌、其花丁子、其脂薰陸、沈水久者爲沈水香、不久者爲淺香、而今陛下、與隆釋教、鑿造佛像、故釋梵
感德漂送此木。

とある。事由の如何はともかく推古帝の三年（西紀七一九年）に沈水が淡路の島に漂著せるは史的事實であつ

た。この沈水漂著を以て香の濫觴となすと同時に、當時沈水香、淺香の二種は存在してゐた。その後海外の交通漸く頻繁たるに及んで諸種の香料並び香道が移入せらるるに至つたのであつた。

『唐大和東上傳』に、

天平五年歲次癸酉、沙門榮叔普照寺隨遣唐大使丹埤真人廣成、至唐國留學、是年唐開元二十一年也。唐國諸寺三藏大德、皆以戒律爲入道之正門、若有不持戒、不齒於僧中、(中略)榮叔普照同議曰、我等本願爲傳戒法、詣諸高德、將還本國、(中略)至大和上、所計量、大和上曰、不須愁、宜求方便、必遂本願、仍出正爐八十貫錢、買得嶺南道採訪使劉巨隣之軍舟一隻、雇得舟人等十八口、備辦海糧、荅脂紅綠米一百石、(中略)麝香廿兩、沈香、甲香、甘松香、龍腦香、唐香、安息香、棧香、零陵香、青木香、黃陸香、都有六百餘斤。

とあれば、沈水淡路に漂著せる以後、海外の交通漸く頻繁となり、遣唐せられたる僧侶、もしくは買客等によつて齎し歸りたる香の種類は頗る多種類となるに至つた。『唐大和東上傳』によるも麝香、沈香、甲香、甘松香、龍腦香、安息香、唐香、棧香、零陵香、青木香、薰陸香等十一種が聖武帝の在位時代には唐朝より移入されたのであつた。その後、梅檀香、都梁香、兜納香、流黃香、鬱金香、白芷香、蘇合香、芸香、くさの香、連香、龍涎香、午頭香等が移入された。因みにいふ、大和上監は天平寶字七年五月物故した。彼は揚州龍興寺の大徳であつて、諸薰物の眞贋を頒つに一鼻をもつて嗅ぎその種類を判じ頒つたのであつたが、曾つて一回たりとも錯失する事がなかつたといふ。

かく香料並香道の傳來に伴ひ、香を炷いてこれを鑑識する風を生じた。凡そ香を焚くには三つの名稱がある。供香・空香・旣香即ちこれを稱して三香といつた。供香は主として神佛に香を焚いて供する事をいふ。これ焚香の濫觴であり、空焚の如きはこの供香の餘流であるに過ぎない。但し空焚は銀葉を用ひず香爐を机あるひは折敷の上などに据ゑてきくのであるが、名香を用ひる時は特に銀葉を用ひ、香の早きたたざる爲めに敷くのであつた。また机上より香爐を手に取り、鼻にあててこれを聞くを一炷香といひ、また名香聞ともいつた。これ旣香の始めであるが、最初は主として佛事の折り供香が行はれ、次いで空焚が行はれたのであつた。

『源氏物語』に、

みなみおもていときよげにしつらひ給へり、そらだきもの心にくくかほり出て、みやうがうのかなどにほひみちたるに、君の御をひかぜいとことなれば、うちの人人も心づかひすべかめり。

『枕の草紙』に、

そらだき物したる几帳にうちかけたるはかまのおもたげに、いやしうきらきらしけんもと、をしはかるなどよ。

以上の引例は「空焚」の事である『源氏湖月抄』に、空焚するは、それとなくいづくより匂ひくるやらんのやうにするものなり。とある。これとりもなほさず、焼物の火の元を知らしめざるやうにするのを以て空焚の妙味となすのである。また供香の例としては、

『源氏物語』東屋の巻に、

經なぞを讀みてくどくのすぐれたることあるにも、かのかうばしきをやむことなきことに佛の給ひ置けるもことわりなりや、やくわうぼんなどにも、とりわきての給へる、ごづせんだんとかや、おどろおどろしきもの名なれどまづかの殿、薫のちかくふるまひたまへば、佛はまことし給けりとこそおぼゆれ。

とある。ここにごづせんだんとあるは、牛頭香と梅檀とであつて、牛頭香は俗に五豆ともいはれ、大秦國より出で香氣麝香に似るものがあるといはるる。梅檀は沈水漂著の件に詳なれば改めて詳述の必要はないと思ふ。とに角上代の風習として一種香を焚く例はなく必らず二種の合せ焚きが行はれた。合劑が用ひらるるに至つたのは嵯峨、淳和の頃よりであつた。

『源氏物語』梅ヶ枝の巻に、

正月のつごもりなれば、おほやけわたくしのどやかなる比ほひに、焼物合給ふ(中略)かうどもは昔今のとりならべさせ給て、御かたがたにくばり奉らせ給ふ、ふたくさづつあはせ給へと、きこえさせ給へり、をくり物、上達部のろくなど世になきさまに、内にもとにも、しげくいとなみ給ふにそへて、かたがたにえりととのへて、かなうすの音みかしましきころなり、おとどはしん殿にはなれおはしまして、承和そうわの御いましめのふたつのほうを、いかでか御みみにはつたへ給ひけん、心にしめて合給ふ。うへはひんがしのなかのはなちいでに、御しつらひことにふかうしなさせ給ふて、八條の式部卿の御ほうをつたへて、かたみにいどみあはせ給ふほど、いみじうひし給へば、にほひのふかさあささも、勝負のさだめあるべしと、おとどの給ふ。人の御やけなき御あそびごころなり(中略)前齋院よりとて、ちりすぎたる梅の枝に付たる御ふみもて參

れり(中略)ちんのはこにるりのつき、ふたつすへて、おほきにまろかしつといれ給へり、心ばこんるりには、五葉の枝、しろきには梅をえりて、おなじくひきむすびたる、いとのままも、なよびかになまめかしうぞし給へるに(中略)人人の心に合給つる、ふかさあさをかきあはせ給へるに、いとけうあることおほかり。

とあるは、嵯峨、淳和の頃もつばら行はれたる薰物合せのことにて、繪合、花合のごとく方を(左方、右方)にわかち、合香の淺深厚薄を嗅ぎわけ勝負を決するのであつた。されば上代の供香に二種香が用ひられたのは自づから異なり、合香に非ざればかかる遊事には用ひられなかつた。當時(承和)時代には、梅花、荷葉、侍従、菊花、落葉、黒方、薫衣香、裏衣香、承和百歩合、百歩合、浴湯香等があつた。梅花は閑院左大臣冬嗣によつて始められ、荷葉は公忠朝臣が天曆六年二月二十一日甲午に、村上天皇に進獻して以來有名となり、侍従と黒方は閑院左大臣長良によつて初めて合劑され、薫衣香は八條本康より出で、裏衣香は邨王家より出で、承和百分香は四條大納言より出たのであるといふ。うち常に合はさるるは梅花、荷葉、落葉、侍従の四種で、梅花は春の梅のなつかしき香にかへる故主として春季に用ひ、荷葉はなつの蓮のすずしき香にかよへる故、夏月に用ひ、菊花は秋の菊の身にしむ香にかよへるより、秋季に用ひ、落葉は冬の木の葉散る頃、はらはらと香りくる香にかよへるより、冬季これを用ふる。侍従は乙侍従といふ女房の合せ初めたるよりその名を呼ぶといはれ、また山田の尼が初めは侍従といへるより、この尼の合せ初めたるにより、その名を侍従と呼ぶともいはるる。黒方は玄と玄といふ心にて名づけ最初くろぼうと假名に書けるを、後人これを誤つて黒方と綴るに至つたのであつて、侍従と黒方の兩香は霜雪のころ、主として嚴しき寒夜などに用ひらるる。これが合劑は『拾芥抄』によれば、黒方(沈)丁子(二)。

甲香二兩二分、薰陸香一分、白檀二兩、麝香二分。侍從（沈香四兩、丁子二兩、鬱金香二分一朱）。梅花（沈香八兩二分、丁子四兩三分、甲香三兩二分）、甘松二兩二分、薰陸一分、麝香二兩。荷葉（沈香一兩一分、丁子二兩二分、甲香二兩一分、麝香一分四朱、白檀一分一朱、甘松一分、鬱金香二分）、菊花（沈香四兩、丁子二兩、甲香一兩、薰陸香一分、甘松香一分、麝香二分）。盧橘（沈香四兩、丁子香二兩、甲香二兩二分、甘松香一兩、白檀二兩三分、白檀一兩）等である。

以上の合香は平安朝時代の香合に用いられたのであつたが、鎌倉時代に至つて上代に類例なき一種香といふものが行はれた。一種香とは伽羅、梅檀、蘭香待のとき自然の香木を焚きその薫合を賞するのであつて、北條氏の権臣佐々木道譽を以て燕觴とする。

『太平記』三十九、

佐々木佐渡判官入道道譽、五條の橋を可渡奉行を承て、京中の棟別を乍取、事大營なれば少し延引しけるを、勵んとて、道朝他の力をも不假、民の煩ひをも不成、嚴密に五條の橋を數日の間にぞ渡しける。是又道譽面目を失ふ事なれば、是程の返禮をば致さんする也。とて、便宜を目に懸てぞ相待ける。懸る處より柳營の庭前の花、紅紫の色を交へ、其興無類ければ、道朝種々の酒肴を用意して、貞治五年三月四日を點じ、將軍の御所にて花下遊宴あるべしと被催殊更道譽にぞ相觸ける。道譽兼て可參由領狀したりけるが、態と引違へて、京中の道々の物の上手ども、獨も不殘皆引具して、大原野の花の本に宴を設け席を敷て、世に無類遊をぞしたりける（中略）紫藤の屈曲せる枝毎に、高く平江帯を掛けて、螭頭の香爐に鷄舌の沈水を蒸じたれば、春風香暖にして不覺梅檀林に入かと怪まる（中略）本堂の庭に十圍の花木四本あり、此下に一丈餘の

鑄石の花瓶を鑄懸て、一雙の華に作り成し、其交に兩圍の香爐を兩机に並べて、一斤の名香を一度に炷上たれば、香風四方に散じて、人皆浮香世界の中に在が如し。

かく『太平記』によつて、評判さるごとく大原野の花會に於ける佐々木道譽の豪勢なる風流に端を發して以來、一種焼きの玩香は鎌倉時代の流行となるに至つた。勿論上代より行はれ來つた合香の既香も亦併立して行はれつつあつた。これが足利義滿の時代となるに至り、さらに組合といふ既香が行はる事になつた。組合とは數種の香を聞いてその香の同異を監識するのであつて、その組合香のもつとも古く一般的なるを十柱香といつた。十柱香には十柱香と無柱十種香との二種があつた。

『卯花園漫錄』に、

惣人數十人たるべし、右座列二行に座すべし、其時間香三度かがす也。扱札を出すべし。尤一人へ札數十枚づつなり、請取てたとう紙の上のせ置べし。札出す時は、硯ぶたなどに、ぶんぶんにわけのせ出すべし、聞香ならびに札持出る役人は、重き人との役也。香札は聞香より前にも出すなり、右相濟本式の香出す也。其時はいづれにてなりとも、聞香三色の内入違ひ出す也。聞香の三色の外を出すをきやくと云也。本式の香の時は、香に相そへ、札入出すべし、是もおもき人の役也。兩人にて動むべし。一人は香爐、一人は札入の役也。香爐は上座の人に渡すべし、札箱は上座の人の前に置べし。兩人ともに下座にひかへ居るべし。香爐順々廻り、下座にて閉きをはる也。則指寄取べし。

香聞人は香爐を請取、そと聞て早く下へ渡すべし。久敷聞く事末座への無寐也。上座にて手間取候へば、下

座にては香立過て様子知れ難きゆゑ也。
香聞様は右の趣きにてそと聞、一の香といふ時、一の札を入れ、次へ渡すべし、二の香と聞く時は、二の札を入れし、三も同前也。一の香とも二三の香とも思はぬ時は、客の札入遣す也。十度ともに様體目前也。

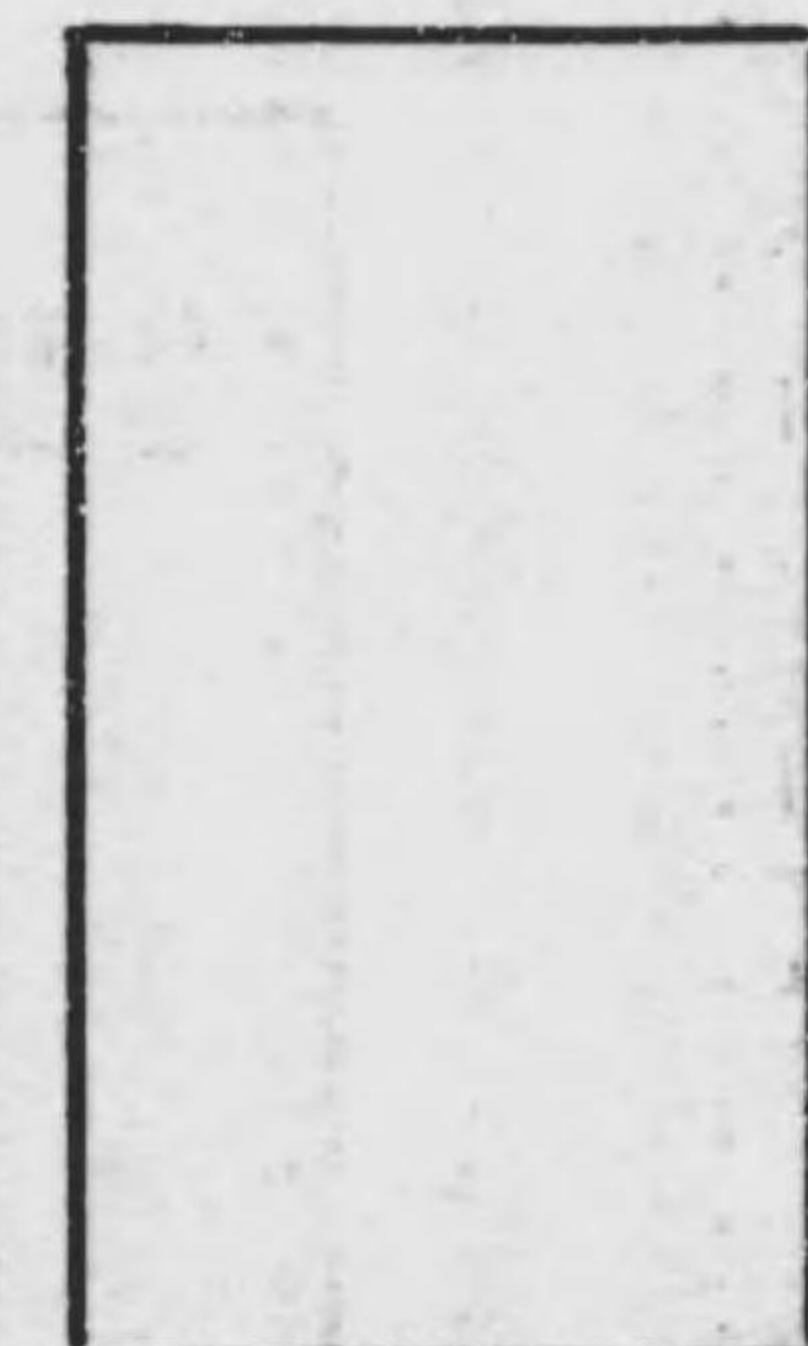
これを具體的に説明すると、初めに三種の香を出し、之を開かしむを試といひ、まづ第一に開ける香を一の香といひ、第二にきける香をば二の香となし、第三にきける香をば三の香となす。かくして次に、三種の香名三封、別種の香一封合せて四種十封の香の順序を亂して出すのであつて、その三種三封が初めて試みたる一、二、三の香であつて、別種の一封は未試なるがゆゑにこれをば客といふのであつて、香を焚きてこれをきく時、最初に開きたる香が、試めし時の一の香なりと思へば一の札を筒に入れ、二の香あるひは三の香と思へば、二の札三の札を入れいまだ試みざる香なりと思へば客の札を入れる。かくの如くして判別しえたるものの多少によつて勝負を決するのである。

香元の事、三人にて勤むべし、一人は香役、一人は香爐、一人は香札役也。香爐の役はおもき人香爐を請取、たきながら香臺ともに香敷居にのせ置、たどんにて火を取りて、よくよく灰をつくるひ、香役へ渡す也。香後は香を十種香包みまぎれざる様に前にならべ置、入ちがへ香をつぎ出すべし。香札役人圖の如く書付をととのへひかへひて、札箱を請取改め、勝には點をひくべし、扱札をよりつけ札包入置也。いづれも十二度ともに様體同前也。尤香元は次の間にて勤むべし。

り 通 の 左 圖

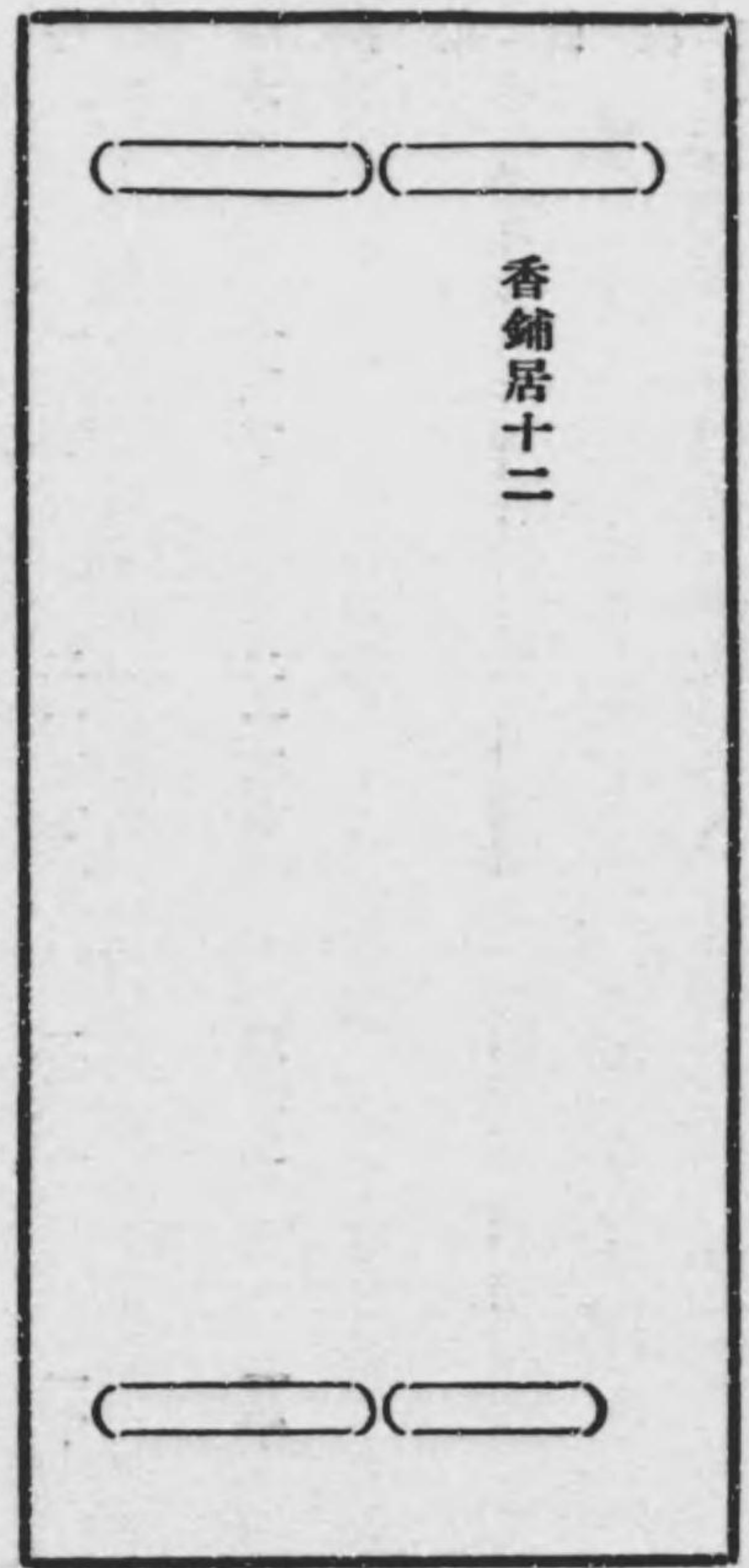
桐壺	一三字	二一三字	二二二	一字
梅	一三字	二一三字	二二二	一字
笹	一三字	二一三字	三三二	一字
富士	一三字	二一三字	三三二	一字
櫻				
菊				
蝶				
松				
紅葉				
杜若				

札一人分十二枚、内、三枚は一の札、三枚は二の札、三札は三の札、三枚は字の札、合十二枚。



長サ九分五りん

横四分五りん



右香札百二十枚、并香鋪居は箱の懸子へ入る。

○	○	香 鋪 居 入 置 所
○	十二枚入	
○	入 香 札	
○	入 香 札	
○	○	

長さ五寸八分

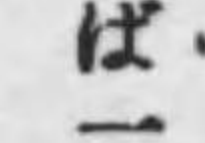
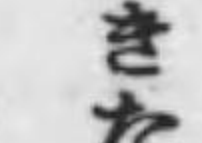


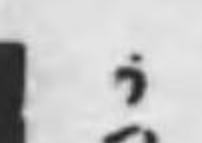

深さ八分




いづれも外法



札箱高さ二寸一分、横一寸八分、但横は中にての寸也。上下恰好に應じてほらすべし穴大サ六分半横四分半、札箱は木にて上は黒塗蒔畫、又は梨子地高蒔繪などにすべし。香爐は二ツ、横二寸九分、高さ二寸一分、外木内金にて張るべし。黒塗高蒔繪又は梨子地などにすべし。重香箱一つ、組重三重也、右札箱、香爐、二重香箱、札包十、下の箱に入、下の箱大さ高さ二寸八分、横縦懸子に同じ。




香の式は以上の十柱香を基調としその後各種の法が出たのであつた。假令ば源氏香の圖の如きも最初よりその圖があつたのではなく、五柱の香を試おぼえたる都度書きしるしてゐる間に、自然と次の如き圖が生じたのであつた。

源氏香は五柱であつて、五柱の内一の香五包、二の香五包、三の香五包、四の香五包、五の香五包、五、五、

二十五包を順序を亂して打ち交ぜ、何れからなりとその内の五包を取り出し、香本より一包づつ炷き出すのである。假令へば一・二・三・四・五皆かはりたる香と聞けば、かくの如き圖を名乗紙にしるし、一・四かはり二・三同香なりと聞きたる時はかくの如く記るし、一・二同香にて三・四・五かはりたる香なりといへば、かくの如く書るす。一・三同香二・四同香五かはりたる香なりと聞けば、かくの如くしるし、一・三同香にして二・四・五同香なりと聞けば、かくの如く書し、若し五種(一、二、三、四、五)共同香なりといへば、かくの如く書す。

	は、き、	うつせみ	ちかほ	わかき	まつじ花	紅葉の實	花の實	あふひ	さか木
	花ちる里	すま	あかし	みなつくし	蓬生	關屋	輪合	松かぜ	うす雲
	朝がほ	ふとめ	玉かつら	初め	胡蝶	はする	とこ夏	かりひ	野分

但し香の圖を書いた下には必ず源氏の卷の名を書き定めとなつてゐた。例せばの如く書く時はとするがごとく、自餘

	御幸	源ばかま	楳柱	梅が枝	藤のうらば	わかな	わか葉	かほ木	まふ苗
	す、虫	夕霧	みのり	まぼろし	にほふ宮	紅梅	竹河	はし姫	椎がしと
	あげまき	まわらび	やどり木	あづまや	浮舟	かげろふ	手ならひ		

はこれに倣つて一炷ごとに圖を作り行けば、自然と五十の圖が不知不識の間に作らるるのである。系圖香は四柱であつ

て、一炷を一包づつとなし、合せて十六包を順序を亂して打ち交ぜ、その内四包を順次炷き出すのであつて、香圖の作り方は源氏香と全く同様である。初音香は四種、春として四包、内一包を試しとし、霞として三包(此の分は試なし)、花として三包(試なし)、鶯として一包(試なし)。以上の内まづ春の香を試したる後、春一包と霞一包以上二包を打ち交せて聞あつれば、初霞と書き、その次に、春一包に霞一包、花一包都合三包を交せて聞き、三種とも聞きあつれば初花と記るす。

入ると、匂ふ、歴々不審に思しめし、程なく廣小路の本阿彌邊になり、六兵衛女房が前に香爐有り、其美麗なり、御駕籠より御目に留り、何者ぞ尋可し申よし上意なり、則だんだん仰送られ、御徒小頭吟味に付、石川六兵衛女房のよし翌日言上す、即刻町奉行の御吟味にて六兵衛夫婦半舎被_三仰付、町人の身として敷物いたし香爐持参(中略)家屋敷關所になりて、六兵衛夫婦江戸十里四方追放仰付らる(下略)。
とあれば、もつて前説の證となしうるであらう。かくて香は上代を通じ近代を通じ貴顯の翫びと限られ、徳川氏の晩年まで香道の命脈は保たれつつあつたが、花道、茶道がその後も命脈を持続しつつあるに反し香道はつひに衰道をたどるに至つた。

第二節 香 道

いはゆる御家流と稱する香道の開祖は西三條内大臣實隆公(姓藤原、號逍遙院、法名堯空後 柏原院の御宇文龜年間之御香所 天文六年十月三日逝去)を以て宗とし、實隆門より志野流(三郎左衛門宗信。宗信は御家流を慕ひ焚香をもつて聞え後一流をなして志野流といふ)出で、宗信、その子宗温(名祐憲號孫彌次郎不寒齋)以上を志野三世といふ。省巴の門より建部隆勝出で、隆勝の門より坂内宗拾出づ(本名杉本彦右といふ)、宗拾門に高名なる六哲あらはる。宗拾の書籍傳來は本阿彌光悦に傳はり光悦より光甫に傳ふ。米川流は、坂内宗拾、六哲の一人、俗名紅屋三右衛門にして、東福門院へ召し出され、御目見得をたまはり、貴命をうけ常伯達味傳來書を、南部古梅園主姪玄察といふ人に傳へた。

内大臣正二位、法名堯空
逍遙院實隆公
永正十三年出家、六十三歳

志野宗信 俗名三郎左衛門宗信、入道して名乗を以て法名とす、東山義政公の近習、京四條に住す、實隆公に隨つて香道を極む、又歌道を玩び、茶道を嗜む、大永三年八月朔日逝去行年七十歳

牡丹花宵柏 夢庵、文龜元年五月名香合判者となる

二階堂行二

大碓 咲山軒

宗祇法師

玄清 歸牧庵

珠光庵 南都光明院住寺と云ふ
珠光一男を宗珠と云ふ

右七人志野時代香玩風雅ある才人

志野宗温 宗信子、俗名又次郎祐憲

號參雨齋

長秀 松田丹波守

兼直 池田左京亮

盛郷 波々伯部兵庫介

珍阿彌 義植公の香友

志野省巴

紹鷗 泉州堺住人中村與四郎、因幡守に任ず
弘治元年十一月廿九日逝去

建部隆勝 號留主齋、近江侍、源姓、信長公時代
 和泉屋道甫 和泉の住人
 神田次郎九郎勝重
 中川介之丞親良

關白秀吉に仕ふ、鼠呂利と云ふ

坂田宗拾
 頼重 蜂屋伯耆守
 有樂 織田源五郎信益入道
 宗友 天王寺屋
 千宗易 利休居士と號す。茶道の達人、天正十九年二月二十八日逝去す
 蜂谷宗悟 茶道を紹鷗に學ぶ、京室町今出川に住す、號を休齋といふ

古田織部重能 元和元年六月八日歿

羽柴若狹守勝俊 號長嘯子

日對上人 立本寺仙同院

芳長老 相國寺草松軒松田丹
 後守四世孫號關秀

米川常伯 俗名三右衛門一任京下長者町烏丸
 西入町に住す
 三宅亡羊 喜齋と云ふ

本阿彌光悅

秋葉公庵 文阿彌子

裏辻周庵

十四屋左兵衛 大津代官

第八章 競 渡 (ベイロン)

競渡はフナクラベと訓じ唐音にて刻龍といはる。五月五日(端午)の當日、五十餘艘の船に龍頭龍尾を作り、五色の旗を樹て、身に金網純子を纏ひ、一艘に二十數人の壯丁が乗り込み、盛んに銅鑼を鳴らし、刻筆をもつて水を掻いて前後を競ふに際し、見物の船より一疋の鳧の頭を割き、傷口に鹽を押しこみ、これを川の中流に押し流す。鳧は傷口に鹽のしみる苦しみに耐へかね、水上を死物狂ひの疾さをもつて駛るを、各船一時に櫓拍子をはやめて逐ひ廻し、奪ひ争ふをもつて愉しみとするのであつた。

こはもと鳧車と水馬とが屈原の泪羅にしづめるより、これを救はんとする心から後世競渡の戯れを以てその靈を慰むるのであつた。船の軽くして疾きを水馬といひ、越人船を車といひ楫を馬といつた。刻は録などの類にて刈る如く櫓をもつて水をかくより刻の字を用ひたのであつた。

「荊楚歲時記」に、

按五月五日競渡、俗爲屈原投泪羅日傷其死、故並命舟楫以拯之、舸舟取其輕利、謂之飛鳧、以爲水軍、一自以爲水馬、州將及土人悉臨水而觀之、邯鄲淳曹娥碑云、五月五日、時迎伍君、逆濤而上、爲水所淹、斯又東吳之俗事、在子胥不關屈事也、越地傳云、起於越王勾踐不可詳矣。

とある。この戲遊に携はると瘟疫をやまないといひ、支那の福建省あるひは厦門のあたりでは盛んに五月五日にいと生まれ、現在もまだ例年行はれつつあるといふ。

この遊事が如何なる経路を辿つて何時の時代に日本に移入されたかは不明であるが、

『萬葉集』雜歌の部に、

幸吉野宮之時 柿本朝臣人麿作

百磯乃、大宮人者、船並氏、且川渡、舟競、夕河渡(下略)

とある。柿本の人麿は持統、文武の兩朝に仕へ仔細あつて、天武帝の朝に上總の國山邊郡に配流されてゐたのを、聖武帝が『萬葉集』を撰せらるる時、橘諸兄と大伴家持とのとりなしによつて配流の地より歸り、山邊赤人と改稱して新たに正三位に敘され、宰相となり昇殿を許るさるるに至つた。といふから、當然『萬葉集』撰集の判者となつたのであらう。彼の作歌「幸吉野宮」に競渡の名が讀みこまれてゐるのであるから、恐らく聖武帝時代にはとく既に唐朝より傳來して遊事せらるるに至つたのであらう。と想像さるのであるが、競渡の遊事例は聖武帝以後十六世代、村山天皇の御宇まで全然皆無だつた。

『西宮記』臨時八宴遊の部に、

天德五年正月十九日、於冷泉院競渡負態、公卿候獻物。

『日本紀略』四に、

應和元年二月十二日丙子、天子御釣殿、有競渡負態之興、黃昏獻詩、五月六日戊辰、天皇御釣殿、令侍臣

競渡。

とあるが如く、村上天皇の御在位期間中三度の遊事例がのこされてあるほか、上代には全く廢滅してしまつた。後世僅かに長崎にその遺風が残され、今にその餘風が傳へられてゐる。

『長崎見聞記』一刻龍、

崎陽の風俗、五月五日、六日船を競はず、名づけてばいろんと云、ばいろんは俗語なり、龍は龍船とて、龍の頭の如く作りたる船を云なり。(中略)是はもと唐にて屈原を弔ひたる風俗を學び、五月五日海上をきそひ渡る事あるをまた崎陽の人、是を習ひてする事なり、長崎海濱に倚たる町三十六丁あり、此町町水切のよき船を作り、その一艘の船に凡三、四十人も乗り、町町の旗印をたて、鐘太鼓をならし、掛聲拍子をそろへ、打槳をもつて水を撓く、其形百足虫に似よりて、其行事矢よりも疾きなり。又其競舟一艘ごとに、皆庖厨船一船を宛そふ。勝負終つて、皆飲酒を催す、又見物の諸船、雲霞の如く聚りて、歌妓、管絃なぞをもよほし樂しめる事なり。

とあれば前説の證となしうと思ふ。この競渡のいとなまる場所は、木鉢口を出で高鉢島、上ノ島兩島の間より舟を發し、沖の方醫王島のあたりにかけて行はるのであつた。當日用ひらるる舟は大抵十間位より六、七間位、小型のものは三、四間の大いさであつた。その船型は輕快なるを貴ぶ關係上、頗る細長く宛も猪牙舟の如き型體であつた。この大舟には近浦の漁夫の壯健なる者が選ばれ裸體に禪一つ鉢舂勇ましく、片舷に腰かけて二、三十人、兩舷合せて六、七十人にて櫂を漕ぐ。中舟、小舟は崎陽の町の者が乗るのであつて、小舟は十三、